

東広島市文化財保存活用地域計画（案）

令和〇年〇月

東 広 島 市

例 言

1. 本計画は、東広島市の文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画です。
2. 策定にあたっては、原案を東広島市教育委員会生涯学習部文化課で作成し、東広島市歴史文化基本構想策定委員会（委員長：今田幸博）において検討・審議を重ねて作成しました。また、文化庁文化資源活用課と広島県教育委員会管理部文化財課の指導・助言を受けました。
3. 本書の挿図・表・写真については、章ごとにそれぞれ通し番号を付し、「図 2-2」「表 2-2」「写真 2-2」のように統一しました。
4. 「写真 1-11」は広島大学総合博物館提供、「写真 1-14」は広島大学大学院人間社会科学研究科考古学研究室提供、「写真 1-15」は井出三千男氏撮影の写真です。その他、本書で使用了写真・画像は、特に断りがない限り、東広島市が著作権を有します。

目 次

序 章 文化財保存活用地域計画策定の目的と位置づけ	1
1. 計画策定の背景と目的	2
(1) 背景	2
(2) 目的	2
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	6
4. 作成の体制と経緯	7
(1) 体制	7
(2) 経緯	9
5. 本計画の対象とする文化財と歴史文化	10
第1章 東広島市の概要	13
1. 自然的・地理的環境	14
(1) 位置	14
(2) 自然的環境	15
2. 社会的状況	20
(1) 人口	20
(2) 産業	22
(3) 観光	22
(4) 交通	24
(5) 土地利用	25
(6) 文化財に関連する施設	26
3. 歴史的変遷	27
(1) 先史	27
(2) 古代	30
(3) 中世	31
(4) 近世	32
(5) 近代	34
(6) 現代	35
第2章 東広島市の文化財の概要と特徴	37
1. 文化財の把握調査の概要	38
(1) 国・広島県による調査	38
(2) 東広島市による調査	39
(3) 研究機関・民間団体等による調査	43
2. 埋蔵文化財の発掘調査の概要	43
(1) 広島県等による発掘調査	43
(2) 東広島市等による発掘調査	43

(3) 研究機関・民間企業等による発掘調査	44
3. 文化財の把握調査の状況	45
4. 指定等文化財の概要と特徴	46
(1) 有形文化財	47
(2) 民俗文化財	48
(3) 記念物	49
(4) 登録文化財	49
5. 未指定文化財の概要と特徴	50
(1) 有形文化財	50
(2) 無形文化財	51
(3) 民俗文化財	51
(4) 記念物	52
(5) 文化的景観	52
(6) 伝統的建造物群	52
6. 各エリアの特徴と文化財	53
(1) 西条・八本松エリア	54
(2) 志和エリア	54
(3) 高屋・入野エリア	55
(4) 黒瀬エリア	55
(5) 福富エリア	56
(6) 豊栄エリア	57
(7) 河内エリア	57
(8) 安芸津エリア	58
第3章 東広島市の歴史文化の特徴	59
1. 東広島市の歴史文化の特徴	60
2. 7つのストーリーと関連文化財群	63
● ストーリー1 東広島市の地形と水辺環境	64
● ストーリー2 古墳文化の開花	66
● ストーリー3 仏教文化の広がりと神仏習合の記憶	69
● ストーリー4 大内氏の安芸国支配と国衆	72
● ストーリー5 賀茂台地の暮らしと信仰	74
● ストーリー6 浦辺筋から海へ、全国へ	78
● ストーリー7 近代の酒造りと吟醸酒の誕生	80
3. 関連文化財群の展望	84
第4章 東広島市の文化財の保存と活用に関する将来像と基本的な方向性	85
1. 文化財の保存と活用に関する将来像	86
2. 将来像の実現に向けた基本的な方向性	87

第5章 文化財の保存と活用に関する方針と措置 89

1. 文化財の保存と活用に関する課題 90
 - (1) 方向性1：歴史文化の調査を進め、保護・継承の基礎を築く（調査・研究）の課題 90
 - (2) 方向性2：市民とともに東広島市の文化財を守り、継承する（保存・管理）の課題 91
 - (3) 方向性3：歴史文化を知り、歴史文化に親しむ（普及・活用・学習）の課題 93
 - (4) 方向性4：文化財を守り、伝えるための体制を整備する（組織・体制）の課題 94
2. 文化財の保存と活用に関する方針と措置 94
 - (1) 方向性1：歴史文化の調査を進め、保護・継承の基礎を築く（調査・研究）の方針と措置 97
 - (2) 方向性2：市民とともに東広島市の文化財を守り、継承する（保存・管理）の方針と措置 99
 - (3) 方向性3：歴史文化を知り、歴史文化に親しむ（普及・活用・学習）の方針と措置 108
 - (4) 方向性4：文化財を守り、伝えるための体制を整備する（組織・体制）の方針と措置 115

第6章 文化財の保存・活用の推進体制 117

1. 文化財の保存・活用の推進体制整備の方針 118
 - (1) 調査・研究に関する体制整備の方針 118
 - (2) 保存に関する体制整備の方針 118
 - (3) 活用に関する体制整備の方針 119
2. 文化財の保存・活用の推進体制と計画の進行管理 119
 - (1) 文化財の保存・活用の推進体制 119
 - (2) 計画の進行管理 122

序章

文化財保存活用地域計画策定の目的と 位置づけ

序章 文化財保存活用地域計画策定の目的と位置づけ

1. 計画策定の背景と目的

(1) 背景

東広島市は、昭和 49（1974）年 4 月に西条町・八本松町・志和町・高屋町の 4 町の合併により誕生しました。平成 17（2005）年 2 月に東広島市・黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町・安芸津町の 1 市 5 町が合併し、現在に至ります。

本市は古来、主要な道路である山陽道が通り、港が開かれ、現代に至るまで人と物が行き交う交通の要衝ようしゅうにあります。また、南の瀬戸内海沿岸部から北の高原地帯に至るまで、多様な自然環境に恵まれた地域でもあります。

そうした歴史的・地理的な環境の中で、人々は地域に根差した生活を営み、豊かな歴史文化を育んできました。そのことは、三ツ城みつじょう古墳や安芸国分寺跡などを始めとする様々な文化財が物語っています。

文化財は古来、その地域に住む人々が大切に思い、様々な困難を乗り越え、現代まで受け継いできた地域の“たから”です。また、昔の地域の姿を今に伝え、地域を知る手がかりともなり、私たちの生活を豊かにしてくれます。そして、この文化財を次世代につなぐことは、今を生きる私たちの重要な責務でもあります。

しかし、我が国で急速に進展する人口減少・少子高齢化は、この文化財の保護と継承に多大な影響を与えています。本市においても、多くの地区で過疎化や少子高齢化によって地域の活力が次第に失われ、文化財の保護の担い手が少なくなっている現状があります。

文化財は一度失われてしまうと、二度と再生することができない、他に替え難い貴重な“たから”です。この文化財をどのように保護し、継承していくかが大きな課題となっています。

(2) 目的

こうした現状を受け、東広島市では平成 29（2017）年度、文化財の保存と活用の指針をまとめた「東広島市歴史文化基本構想」を策定しました。この構想では、指定・未指定にかかわらず関連しあう個々の文化財を結び付け、総合的な保存・活用を図ることで、歴史文化及び文化財を次の世代に継承し、地域を活性化するという基本方針を示しています。いわば本市における、文化財の保存と活用のためのマスタープランに位置付けられます。

この構想を推し進め、実現するためには、本市の住民、文化財の所有者、各種団体、企業、教育・研究機関、行政等の多様な主体が連携し、計画的に文化財の保存と活用に取り組む必要があります。

そこで本市では、「東広島市歴史文化基本構想」を踏まえ、地域総がかりで文化財の保存と活用に取り組むことで、歴史文化と文化財を次世代に継承し、地域を活性化させるため、「東広島市文

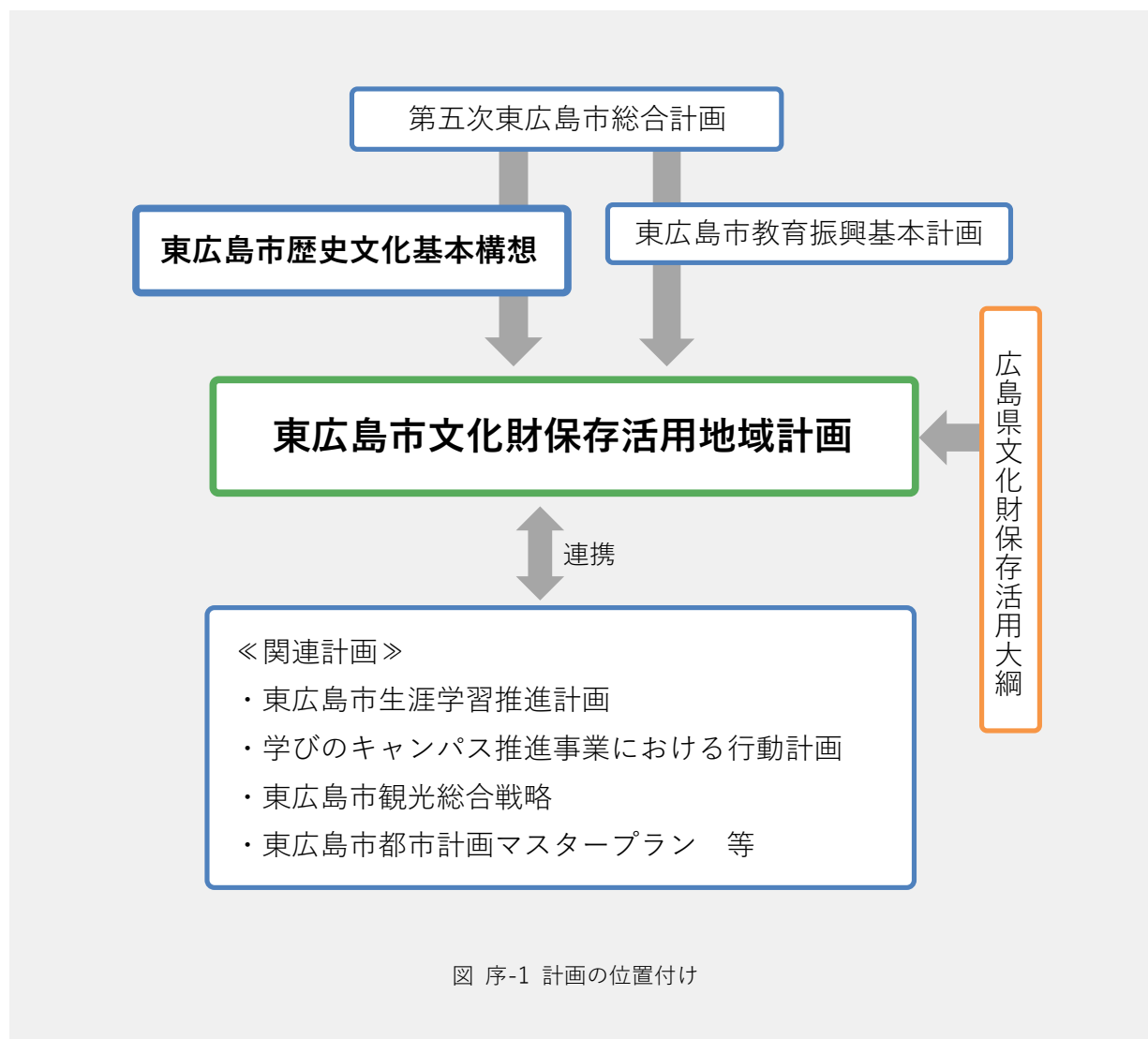
化財保存活用地域計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

2. 計画の位置付け

本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 第 1 項の規定に基づいて作成する計画であり、本市の最上位計画である「第五次東広島市総合計画」(令和元(2019)年度策定)の推進に向け、文化財の保存・活用に関する方針と措置(取組み)を示すものです。

作成に当たっては、広島県が県域における文化財の基本的・総合的な保存・活用の方向性や施策の基盤として策定した「広島県文化財保存活用大綱」(令和 2(2020)年度策定)を勘案するとともに、「東広島市歴史文化基本構想」を踏襲・統合して作成しました。

また、「東広島市生涯学習推進計画」や「東広島市観光総合戦略」等、関連する本市の計画と連携し、文化財の保存と活用に取り組めます。



● 第五次東広島市総合計画（令和元（2019）年度策定）

概要	将来都市像に「未来に挑戦する自然豊かな国際学術研究都市～住みたい、働きたい、学びたいまち、東広島～」を掲げ、その実現に向けて5つの柱からなる「まちづくり大綱」を設定し、それぞれの基本方針及び重視する方向性を示しています。
文化財との関連	「まちづくり大綱」のうち、「人づくり」の「市全体が「学びのキャンパス」となる環境づくり」では、主な取組みの一つに「市民とともに指定文化財の保存と活用を図り、保護意識を高める。」「市民の貴重な財産である歴史・考古・民俗資料の適切な保存と公開活用を行うとともに、その環境を整える。」を挙げています。 また、「仕事づくり」の「地域資源を活かした観光の振興」では、主な取組みの一つに「日本酒文化や酒蔵の景観、関連資源を守り育み、日本酒関連の魅力を広く伝えることで、全国的な知名度の向上を図る。」を挙げています。 「活力づくり」の「都市成長基盤の強化・充実」では、「東広島らしい景観の形成」として主な取組みに「西条酒蔵通りについては、歴史的・文化的景観に配慮し、美装化等を進める。」「地域ごとの景観特性に応じた景観形成及び保全を推進し、地域の活性化を図る。」「地域固有の財産である良好な景観を保全し、市民の郷土への誇りや愛着を育むとともに、地域のにぎわい創出を図る。」を挙げています。

● 第3期東広島市教育振興基本計画（令和5（2023）年度策定）

概要	今後5年間に取り組む本市の教育施策の方向性として、「主体的に学び続け、ともに支え合い、豊かな人生を切り拓く「東広島教育」の創造」を基本理念に、5つの基本方針と施策を示しています。
文化財との関連	施策7「豊かな学びの推進」では、「市内の文化施設・文化財の活用による文化芸術に触れる機会の提供、及び地域の特徴を踏まえた創作・保全活動の支援と推進による若年層の活動の促進」を主要事業の一つとしています。また施策9「学びを支える環境づくり」では、（公財）東広島市教育文化振興事業団の体制強化の一環として、「文化財の保全・活用の推進事業に携わる、専門職員の採用等の推進」を主要事業の一つに挙げています。

● 第2期東広島市生涯学習推進計画（令和5（2023）年度策定）

概要	「生涯学び、活躍できる環境の整備と学びを通じたまちづくりの推進～市全体を、学びのキャンパスに～」を生涯学習推進の基本目標とし、実現のための3つの基本方針と施策を示しています。
文化財との関連	基本方針3の「学びを支える環境づくり」の施策の一つの「生涯学習推進体制の再編」では、（公財）東広島市教育文化振興事業団の体制強化として、「文化財の保存管理や発掘に習熟した学術専門職員の配置」を挙げています。同じく基本方針3の「生涯学習施設の適正配置と効率的・効果的な運営」では「博物館施設の整備と特徴化」を挙げ、「生涯学習施設の計画的な保全」では「文化財施設の保全と認知度向上のための展示方法の工夫と活用」、「開発との整合による埋蔵文化財の保全」を挙げています。

● 学びのキャンパス推進事業における行動計画（令和4（2022）年度策定）

概要	生涯学習推進のため、「学びと実践の好循環」を将来像（戦略目標）とし、既存の公共施設などの資源を有効に活用していくことを目的に策定された行動計画です。
文化財との関連	「学びの戦略的取組み」において、文化財分野では、「博物館施設の特徴化と図書館等との連携」、「新文化財センター整備による収蔵施設の一元化」、「市史・郷土資料の公開強化」、「（公財）東広島市教育文化振興事業団における、文化財の保存管理や発掘に習熟した学術専門職員の採用」などを挙げています。

● 東広島市地域防災計画（平成11（1999）年度改定、令和6（2024）年度修正）

概要	災害対策基本法第42条の規定に基づき、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、市や公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務または業務の大綱を定めたものです。
文化財との関連	「防災まちづくりに関する計画」では「寺や神社等の所有者等に対し、必要に応じて耐震性の調査、耐震補強方法に関しての指導に努める。」としています。また、「迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画」では「文化財保護のための施設・設備の所有者等に対し、施設等の耐震化の促進に向けて支援する。」「平素から文化財所有者等に対して、文化財に対する防災知識の普及を図る。」としています。

● 第2次東広島市環境基本計画（令和3（2021）年度策定）

概要	「市民一人ひとりがふるさとの環境をまもり・はぐくみ・つたえるまち」を全体目標像とし、望ましい環境像とその実現に向けた市・市民・事業者の協働の取組みを設定しています。
文化財との関連	望ましい環境像の一つである「豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち」では、取組みの方向性に「生物多様性の保全」、「歴史・文化的資源の保全・活用」、「産業遺産等の保全」、「歴史的町並みの保全」等を挙げています。

● 第3次東広島市農業振興基本計画（令和元（2019）年度策定）

概要	「活力ある農業と魅力ある農村が育むまち東広島」を将来像とし、2つの基本理念と5つの基本目標及び個別施策を設定しています。
文化財との関連	基本目標1「農のもつ多様な価値を活かした豊かな市民生活の創造」の施策の方向内で、「景観形成、緑化、防災、環境保全等、農業・農村の有する多面的機能の実態把握と市民の認知度向上」、「伝統的行事や食文化の伝承、民俗文化財等の保護、自然景観や生態系の保全などに向けた、市民が主体となった取組みの促進」、「農業体験の場や歴史民俗資料館等を活用した農村文化等を学ぶ機会の創出」などが挙げられています。

● 東広島市観光総合戦略（平成 30（2018）年度策定、令和 6（2024）年度改定）

概要	本市の観光振興に向けて「来る人・住む人がつながりにぎわう東広島～地域経済の循環による持続可能な観光の地域づくり～」を目指す姿とし、3つの戦略と、戦略に基づく施策を設定しています。
文化財との関連	中心部エリア（西条・八本松・志和・高屋・黒瀬）の戦略2「特色を魅せる情報発信」の施策の一つに「酒造りの伝統や史跡などの歴史資源、地域ならではの文化を活かしたストーリーの訴求」を、戦略3「受入体制の整備と観光資源の保全」の施策の一つに「西条酒蔵通りの景観保全」を挙げています。また、安芸津エリアの戦略2では施策の一つに「瀬戸内の景観や歴史・文化のストーリーの訴求」を挙げています。

● 第3次東広島市都市計画マスタープラン（令和 3（2021）年度策定）

概要	「夢と希望に満ちた『やさしい未来都市』 住み、働き、学び、交流し、活力と魅力が生まれるまちづくり」を都市づくりの目標とし、4つの基本方針や全体構想、地域別構想を設定しています。
文化財との関連	全体構想のうち「環境の保全・景観形成の方針」では、「東広島らしい景観の保全及び育成と創出」として、「本市の特徴的自然景観の維持・保全」、「日本酒文化や酒蔵の景観及び関連資源の保全」、「景観に関する意識の高まりに応じた東広島らしい景観づくり」などを挙げています。

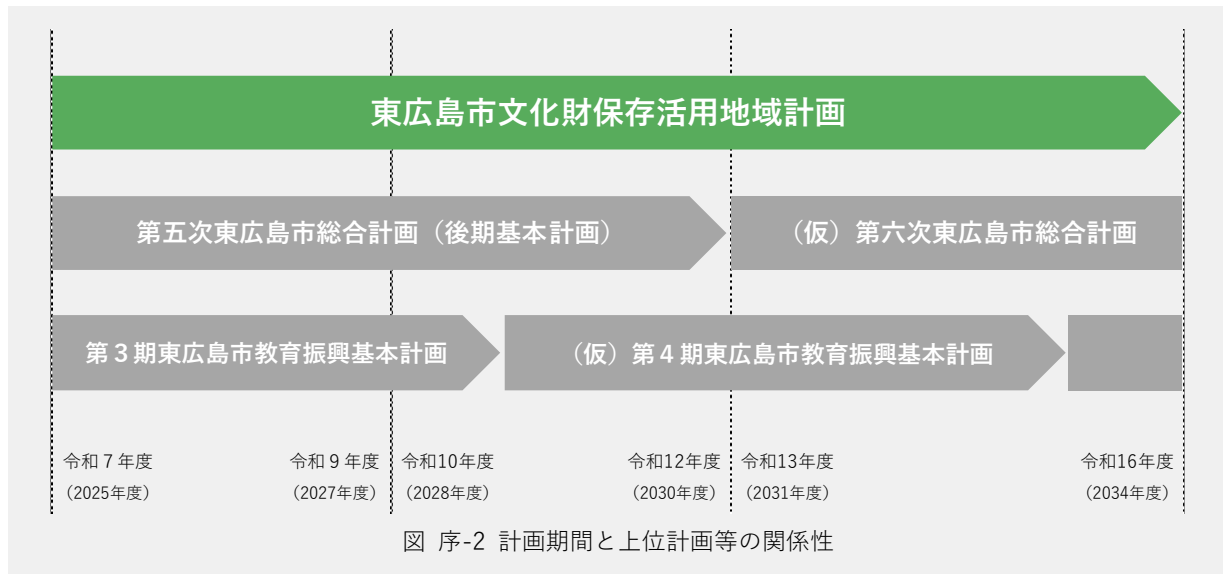
● 第2次東広島市緑の基本計画（令和 4（2022）年度策定）

概要	「人々の多様な活動のなかで緑豊かな環境が育まれるまち東広島」を緑の将来像とし、5つの基本方針とそれに基づく施策を設定しています。
文化財との関連	基本方針④「緑の活力づくり：歴史・文化・環境に配慮した都市の構築」に関する施策「歴史ある緑の保全と活用」では、「歴史的環境と調和した自然環境と景観の保全と適正な維持管理・環境整備」「安芸国分寺歴史公園・鏡山城跡における歴史的な景観の保全と市民協働による公園づくり」などを挙げています。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度までの 10 か年とします。

この 10 年を、令和 7 年度から令和 9（2027）年度、令和 10（2028）年度から令和 12（2030）年度、令和 13（2031）年度から令和 16 年度の 3 つの期間に区切ります。



4. 作成の体制と経緯

(1) 体制

本計画の作成に当たっては、平成30（2018）年度から東広島市歴史文化基本構想策定委員会にて検討・審議を行いました。策定委員会には広島県教育委員会文化財課がオブザーバーとして参加し、大綱との整合性を図るとともに、文化庁からの指導を受けました。併せて、本市の文化財の保存と活用に関する諮問機関である東広島市文化財保護審議会にて、進捗報告と意見聴取を行いました。

■表 序-1 東広島市歴史文化基本構想策定委員会委員

氏 名	専門分野	所属団体等	任期等
天野 浩一郎	郷 土 史	東広島郷土史研究会顧問 元東広島郷土史研究会会長	H29年～R5年 委員長（H31年～R5年）
石川 典子	観 光	（公社）東広島市観光協会事務局長	H29年～
今田 幸博	郷土史・城館	東広島郷土史研究会副会長 東広島市文化財保護審議会会長	R5年～ 委員長（R5年～）
大藤 由美子	動 物	元小学校教諭 元東広島市文化財保護審議会委員	H29年～
兒玉 伸泰	学 校 教 育	元小学校長 西条小学校教諭	H29年～
佐竹 昭	古 代 史	広島大学名誉教授	H29年～ 委員長職務代理者
ウェルナー・ シュタインハウス	考 古 学	百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会委員	H29年～

竹岡 訓子	地 域	元小学校長 三ツ城住民自治協議会 ソーシャルスクールワーカー	H29 年～
谷川 大輔	建 築 史	近畿大学工学部准教授	H29 年～
徳永 京子	観 光	東広島ボランティアガイドの会会長	H29 年～
戸田 常一	まちづくり	広島大学名誉教授 元東広島市総合計画審議会会長	H29 年～H31 年 委員長(H29 年～H31 年)
三村 泰臣	民俗芸能学	元広島工業大学教授	H29 年～H30 年
向田 裕始	文化財・民俗	元広島県教育委員会文化財課課長	H29 年～

■表 序-2 東広島市文化財保護審議会委員

氏 名	専門分野	所属団体等	任 期
有松 唯	考 古	広島大学大学院准教授（人間社会科学研究科）	R 6 年～R 8 年
安東 淳一	地 質	広島大学大学院教授（先進理工系科学研究科）	
伊藤 奈保子	美 術 工 芸	広島大学大学院准教授（人間社会科学研究科）	
井上 尚子	植 物	広島市植物公園主任技師	
今田 幸博	城 館	東広島郷土史研究会副会長	
岡崎 環	民 俗	広島民俗学会会長	
岸 泰子	建 築 史	京都府立大学教授	
榎藤 敦子	民 俗	広島大学大学院教授（人間社会科学研究科）	
佐竹 昭	古 代 史	広島大学名誉教授	
清水 則雄	動 物	広島大学総合博物館准教授	
多田羅 多起子	絵 画	広島大学大学院准教授（人間社会科学研究科）	
棚橋 久美子	近世・近代史	元広島大学客員教授	
濱田 宣	仏 教 美 術	元徳島文理大学教授	
本多 博之	中 世 史	広島大学大学院教授（人間社会科学研究科）	
向田 裕始	文化財・民俗	元広島県教育委員会文化財課課長	

(2) 経緯

本計画の作成に当たっては、前出の策定委員会のほか、文化財の掘り起こしと保存・活用に関する地域でのワークショップ、地域の歴史文化に関する取組みや歴史文化の掘り起こしの事例・手法を学び、意見交換を行うための勉強会、出前講座等の機会を活用した意見交換、専門家の所掌分野に応じた意見聴取のワーキンググループ、パブリックコメントを行い、未指定文化財リストの作成と市民・専門家の意見の把握に取組み、計画に反映しました。

■表 序-3 東広島市文化財保存活用地域計画の策定に向けた取組みの経緯

平成 29 (2017) 年度	・ 東広島市歴史文化基本構想策定
平成 30 (2018) 年度	・ 平成 30 年度第 1 回歴史文化基本構想策定委員会 内容：基本構想を踏まえた保存活用計画の作成に着手 調査方法等の検討 ・ 文化財の保存と活用に関するワークショップ（豊栄町）
平成 31 (2019) 年度 令和元年度	・ 令和元年度第 1 回歴史文化基本構想策定委員会 内容：ワークショップの報告 保存活用計画の内容検討 ・ 令和元年度第 2 回歴史文化基本構想策定委員会 内容：文化財保護法の改正を踏まえ、文化財保存活用地域計画の 作成に移行 今後のスケジュールの検討
令和 2 (2020) 年度	・ 出前講座等での意見交換（西条町、八本松町吉川、黒瀬町） ・ 勉強会開催（西条町田口・郷曾の柏原地区、田口・大沢の三升原地区） ・ 令和 2 年度第 1 回歴史文化基本構想策定委員会 内容：勉強会の報告、計画の構成の検討
令和 3 (2021) 年度	・ 未指定文化財の調査 ・ 出前講座等での意見交換（高屋町造賀^{ぞうか}、西条町御菌宇^{みそのう}、河内町）
令和 4 (2022) 年度	・ 未指定文化財の調査 ・ 学びのキャンパス推進事業における行動計画のアンケート調査・ 関係団体へのヒアリング調査 ・ 出前講座等での意見交換（黒瀬町、福富町上戸野^{かみとの}）
令和 5 (2023) 年度	・ 未指定文化財の調査 ・ 令和 5 年度第 1 回歴史文化基本構想策定委員会 内容：未指定文化財の調査状況の報告と検討 計画の構成及び保存と活用に関する課題・方針・措置^{そち}の検討 ・ 文化財の保存と活用に関するワークショップ （河内町宇山^{との}・戸野、福富町上戸野）

令和5（2023）年度	・ 出前講座等での意見交換（安芸津町、黒瀬町（^{いたきにし}板城西）） ・ 令和5年度第2回歴史文化基本構想策定委員会 内容：保存と活用に関する将来像と課題・方針・措置の検討 ・ 文化財の保存と活用に関するワーキンググループ（全4回） ・ 令和5年度第3回歴史文化基本構想策定委員会 内容：ワーキンググループの報告、将来像の検討
令和6（2024）年度	・ 出前講座等での意見交換（志和町、安芸津町木谷、高屋町^{しらいち}白市） ・ 計画案の作成 ・ 文化財保護審議会での計画案に関する意見聴取 ・ 令和6年度第1回歴史文化基本構想策定委員会 内容：計画案の審議 ・ パブリックコメントの実施（予定） ・ 令和6年度第2回歴史文化基本構想策定委員会（予定） ・ 定例教育委員会での審議（予定）



写真 序-1 ワークショップの様子



写真 序-2 勉強会の様子

5. 本計画の対象とする文化財と歴史文化

本計画で対象とする文化財を次のとおり定義します。

《本計画の対象とする文化財》

本市域に所在し、製作または制作、築造からおおよそ50年以上が経過し、我が国、広島県、本市及び地域、本市に所在する集団・団体等にとって、歴史上、学術上、芸術上、鑑賞上等の観点から価値が高いと認められる有形・無形の資産、もしくは文化的な所産

文化財は文化財保護法上の6類型・保存技術・埋蔵文化財に分けられます。また、本計画では地域固有の伝説・方言・地名なども文化財と定義し、無形の民俗文化財に含めることとします。

■表 序-3 本計画の対象とする文化財の類型

《文化財の類型》		
有形文化財	建造物	
	美術工芸品	絵画
		彫刻
		工芸品
		書籍
		てんせき 典籍
		古文書
		考古資料
		歴史資料
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術など	
民俗文化財	有形の民俗文化財（産業や生活に関する道具・衣類・機械などの民俗資料）	
	無形の民俗文化財（風俗慣習、民俗芸能、民俗技術、伝説、方言、地名など）	
記念物	遺跡（貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅など）	
	名勝地（庭園、橋 梁、溪谷、海浜、山岳など）	
	動物・植物・地質鉱物	
文化的景観	棚田、里山、用水路など	
伝統的建造物群	宿場町、城下町、農漁村など	
文化財の保存技術	文化財の保存に必要な材料製作・修理の技術	
埋蔵文化財	土地又は水中に埋蔵されている遺跡・遺物等の文化財	

上記の文化財は、文化財保護法の規定によって保護・保全されるべき指定文化財・登録文化財とそれ以外の未指定文化財に分けられます。

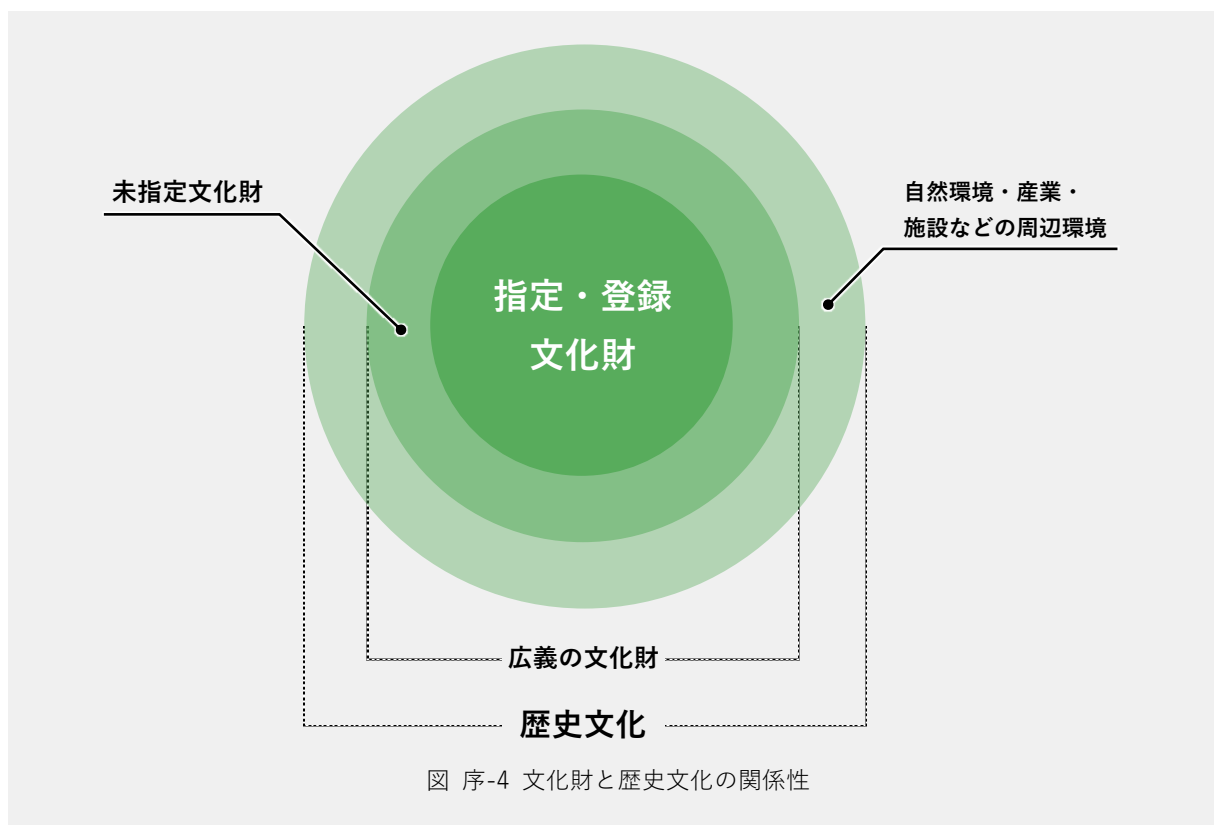
指定文化財は、その文化財を指定した主体によって、国指定・県指定・市町村指定があり、それぞれ法・条例によって規定された保護制度によって保護・保全の対象となります。

登録文化財は、国・県・市町村の登録原簿に登録された文化財を指すもので、指定文化財よりも緩やかな規制を通じて保存を図り、活用を促す仕組みです。

これに対し、未指定文化財は、指定文化財・登録文化財以外の文化財を指すものであり、埋蔵文化財を除いて法・条例に基づく保護の対象外です。

本計画で「文化財」と表記する場合、特に断らない限り、上記の指定文化財、登録文化財・未指定文化財を含むものとします（図 序-4 参照）。

また、この文化財の周辺には、文化財を生み育んできた、自然や産業、施設、文化財を支える人々の活動などの周辺環境があります。こうした周辺環境と文化財が一体となったものとして「歴史文化」を定義します。そして、この歴史文化を構成する文化財の保存と活用を図ることで、本市の歴史文化の価値・魅力の向上と市内外への普及、未来への継承につなげます。



第1章 東広島市の概要

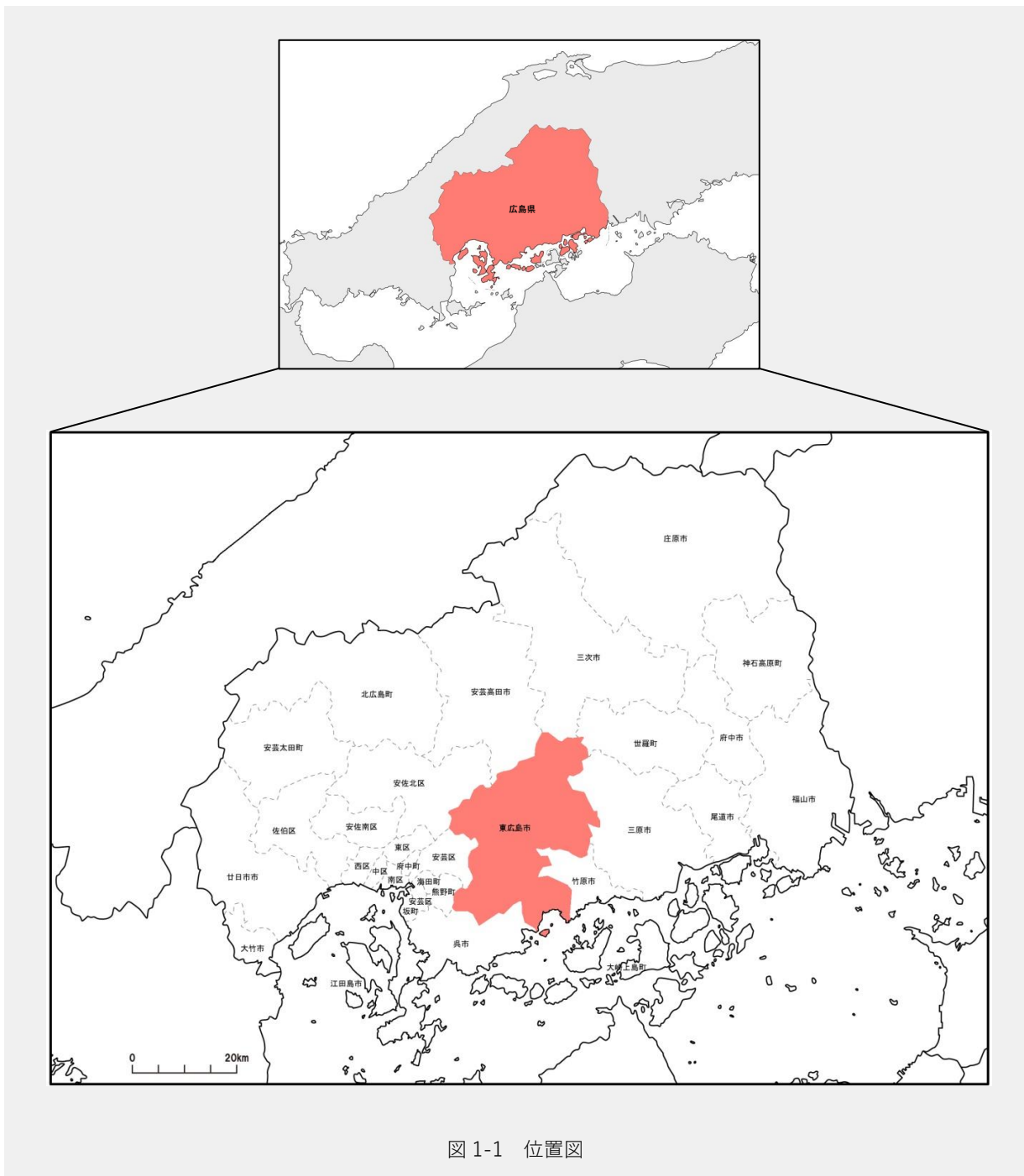
第1章 東広島市の概要

1. 自然的・地理的環境

(1) 位置

本市は、北は三次市や安芸高田市、南は呉市、西は広島市、東は三原市、竹原市と接しており、広島県における県央の中心都市と位置付けられます。

市域は東西 29.42km、南北 39.99km に広がり、面積は 635.16 km²で広島県の約 7.5%を占めています。

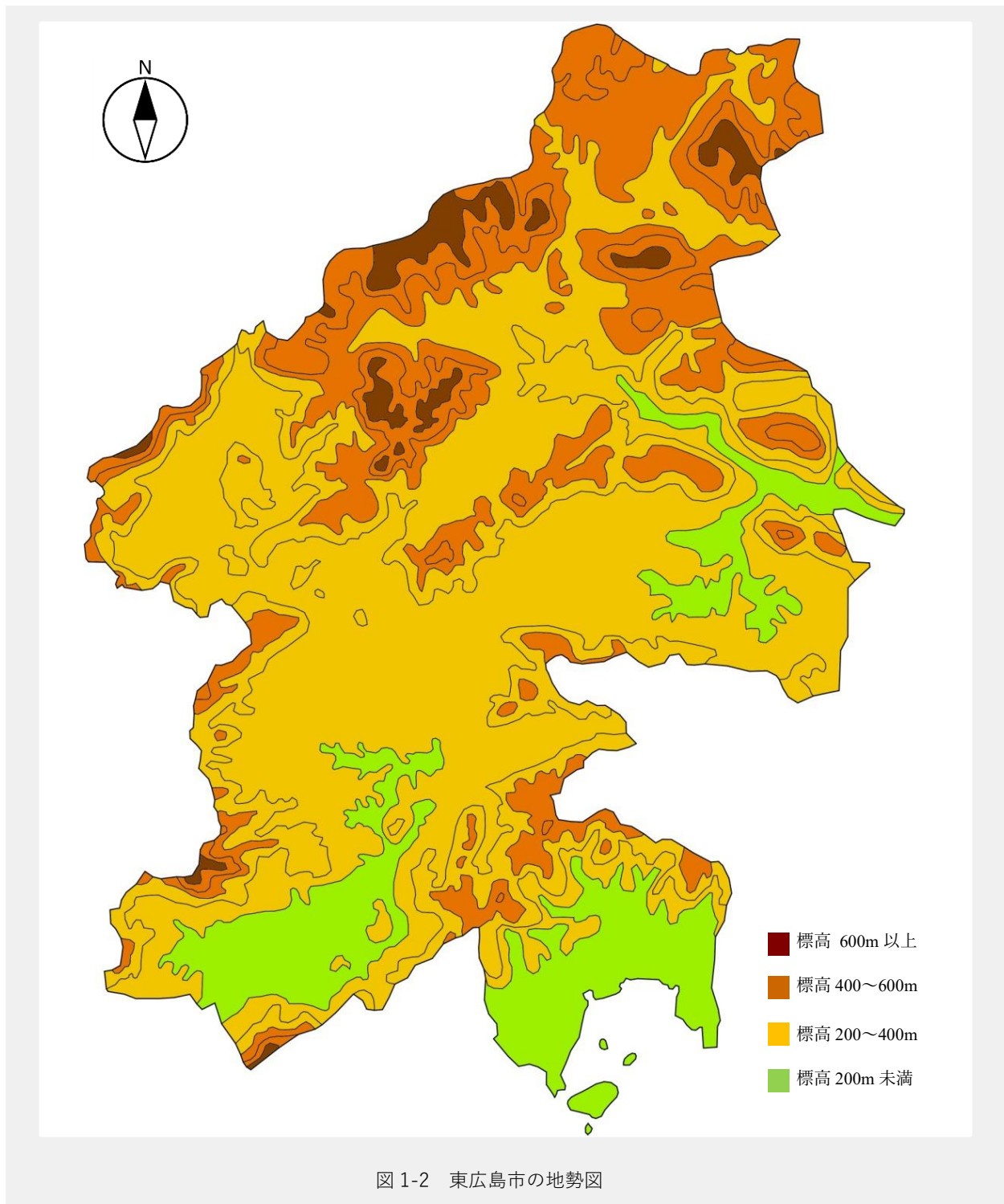


(2) 自然的環境

● 地形

本市は周囲を標高 400～500m の低い山々に囲まれた盆地状の地形が大部分を占め、南西部を中心に比較的平坦地に恵まれています。

南東部は瀬戸内海に面しており、沿岸部に小規模な平坦地が広がり、大芝島等の島しょ部があります。



● 地質

本市の中央部は^{ひろしま か こうがん}広島花崗岩が優位な地質です。広島花崗岩は風化・浸食しやすく、その風化した土はいわゆる「^{ま さ つち}真砂土」と呼ばれており、広島県内に広く分布しています。西条町、高屋町、黒瀬町にまたがる西条盆地は、この広島花崗岩体が風化・^{さくはく}剝されて生じた浸食盆地です。

また、盆地の中心部には、広島花崗岩の岩盤の上に、砂層と粘土層が交互に積み重なった西条層と呼ばれる厚い堆積層があります。その地層から寒冷植物の化石群が発見されており、更新世ミンデル氷期（約40～50万年前）以前に形成されたと考えられています。

これに対し、北部と南部は^{たか た りゅうもんがん}高田流紋岩が広範囲に見られます。流紋岩は浸食に対して耐性が強く、浸食に弱い花崗岩との境界付近では岩が露出した険しい地形を見ることができます。

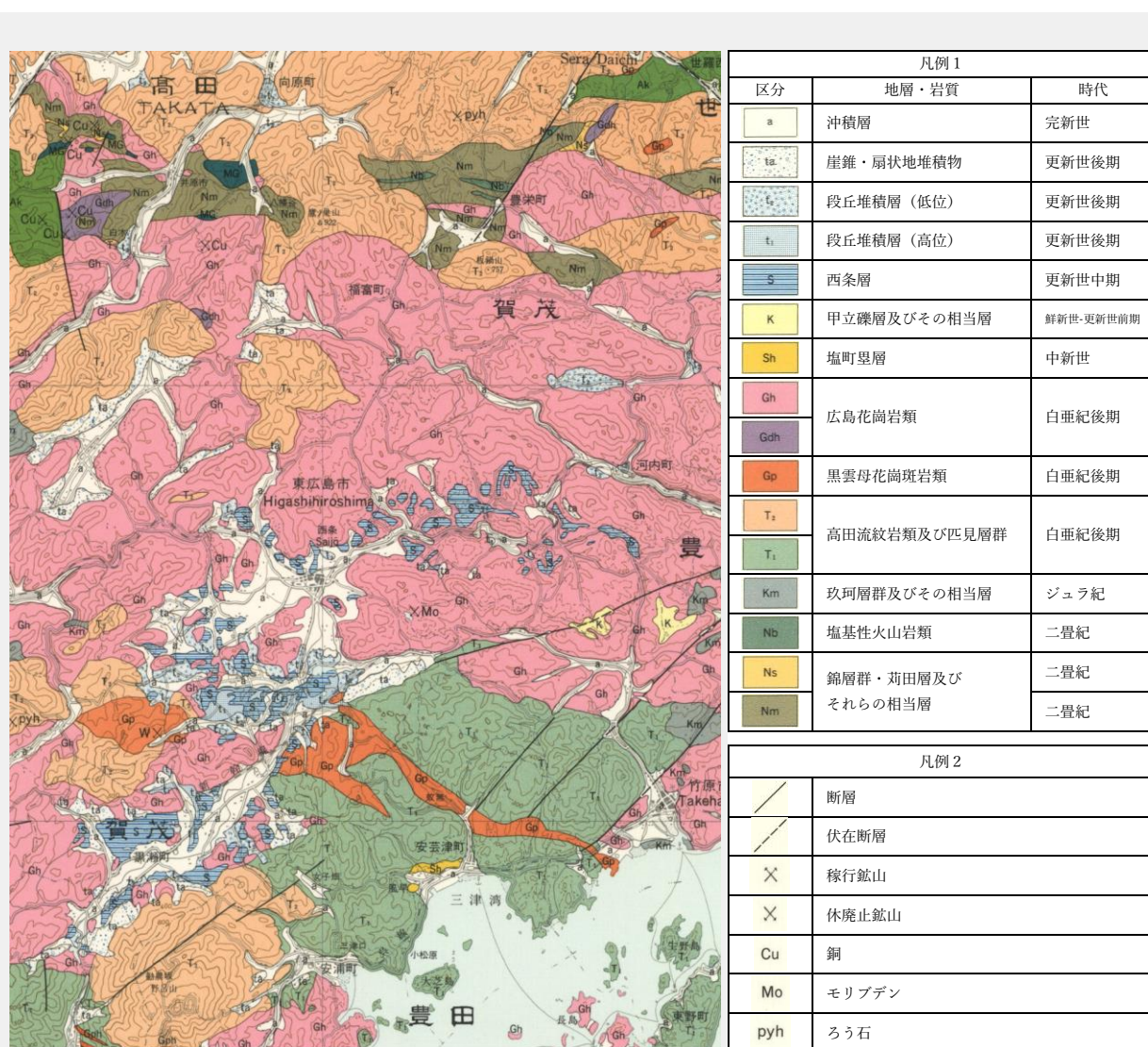
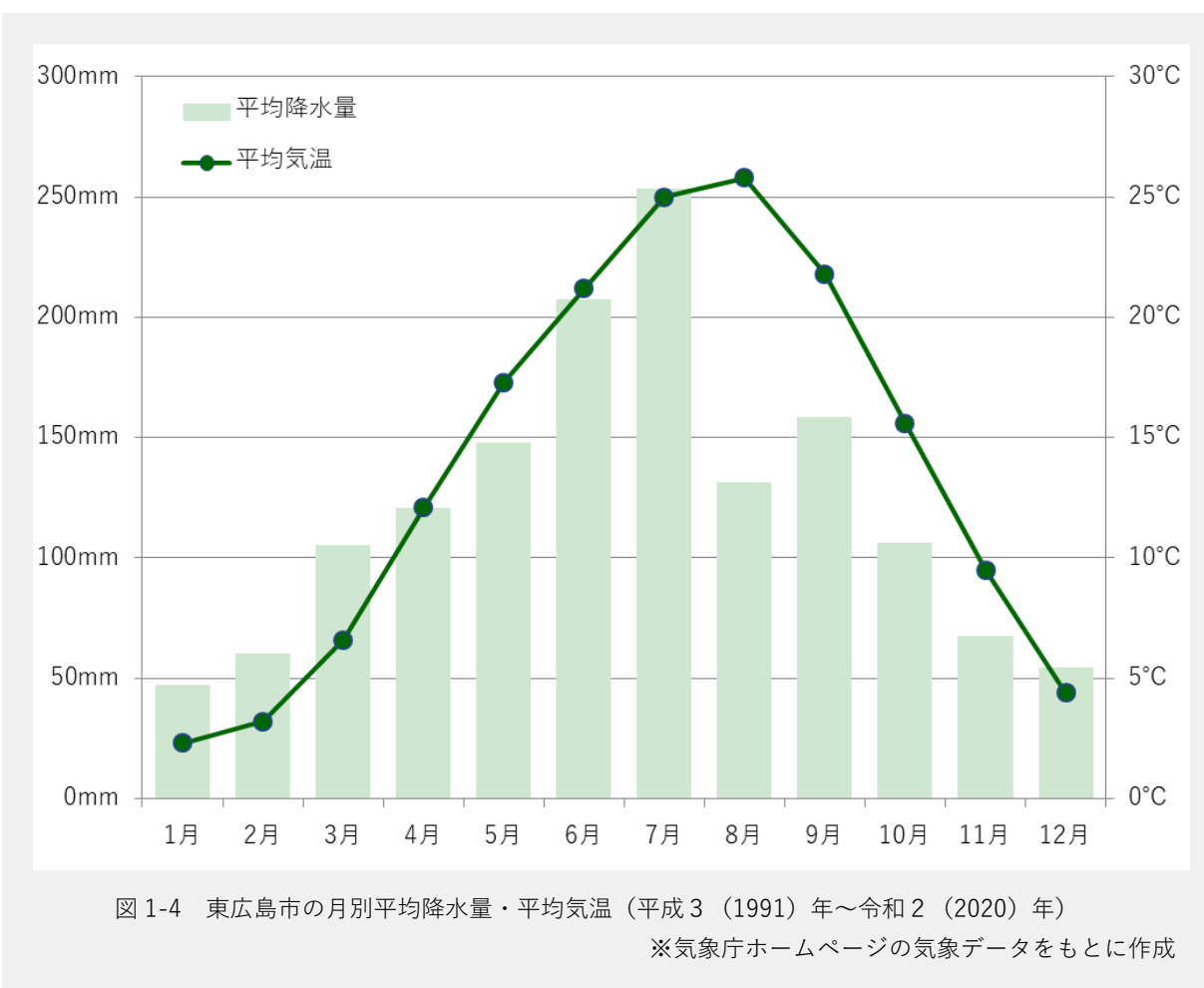


図 1-3 東広島市の地質図（地質調査所「20 万分の 1 地質図幅『広島』」（1986）を一部加工）

● 気候

本市は標高が北に高く南に低い地形のため、地域によって冬季の気温、積雪量に差がみられます。瀬戸内海に面する地域は四季を通じて寒暖の差が少なく、市内でも温暖な気候となっています。一方、標高の高い地域は平均気温が低く、凍害に強い赤瓦の普及や、酒造りなどに深く関わっています。

全体の年平均気温は 13.7℃で、夏期 8 月の平均最高気温は 31.5℃（過去最高気温は 37℃）、冬期 1 月の平均最低気温は -2.6℃（過去最低気温は -12.6℃）です。年間平均降水量は 1,457.6mm です¹。



● 水系

安芸津町を除く地域は、一級河川太田川、江ノ川、芦田川、二級河川瀬野川、黒瀬川、沼田川、賀茂川の 7 水系に属しており、流域としての一体性はほとんどありません。その中で、旧市地域、福富町、豊栄町、河内町を流れる沼田川水系と旧市地域、黒瀬町を流れる黒瀬川水系の流域が大部分を占めています。

¹ いずれも平成 3（1991）年～令和 2（2020）年の気象庁ホームページの気象データによる。

一方、安芸津町は、二級河川の^{たかの}高野川、^{じゃどう}蛇道川、^{みつおお}三津大川、^{きだにごう}木谷郷川、^{さんほ}三畝川の5河川が南北に流れていますが、まとまりのある流域は形成されていません。

このような状況から河川の水量が少なく、各地に数多くのため池が造成されています。



● 植物相

森林は昭和 60 年代までほぼ全域がアカマツ林に覆われており、その間にコナラ・アラカシ群落、スギ・ヒノキの植林が見られていました。しかし、燃料や肥料を得る場として山林が利用されることが少なくなると、雑木や草が茂り、アカマツを圧倒するようになります。さらに、昭和の末期から平成にかけて主に松くい虫の被害により、アカマツ林はほぼ壊滅し、現在は照葉樹林と落葉広葉樹が相混じる状況となっています。

また、本市域には数多くのため池が造成されており、そのため池や中小河川に代表される水辺の植物が豊富です。特にサイジョウコウホネは西条盆地の固有種として知られており、市域の水生植物を代表するものです。

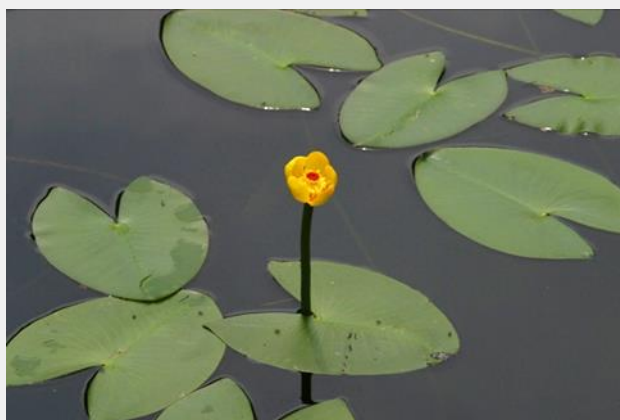


写真 1-1 サイジョウコウホネ



写真 1-2 県天然記念物 鶴亀山の社叢

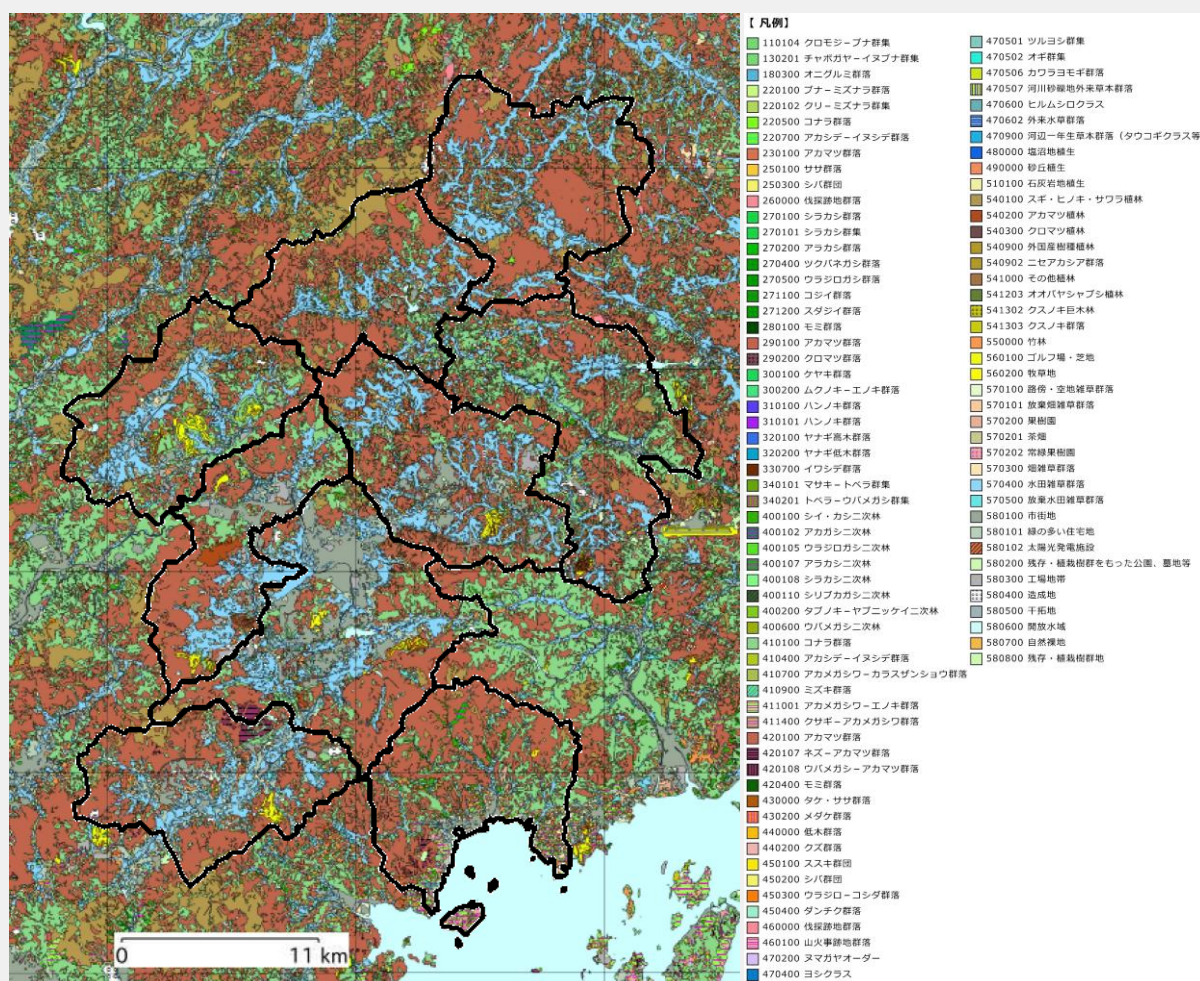


図 1-6 東広島市の植生図 ※環境省自然環境局生物多様性センター自然環境調査 Web-GIS
「植生調査（1/2.5 万 平成 11（1999）年～整備）」より取得
一部加工して作成

● どうぶつそう 動物相

瀬戸内海沿岸部から標高 500m の山間部に至るまで、多様な環境の下にある本市域は動物相も豊かです。

大型獣ではイノシシ、シカはもちろん、北部ではクマの報告例も多くあります。小型獣ではキツネ、タヌキ、アナグマ、ウサギ、テン、イタチ、ムササビなどが見られます。また、特別天然記念物のオオサンショウウオを始め、市天然記念物のアキサンショウウオ（旧：カスミサンショウウオ）や、アカハライモリ、各種カエル類、などの両生類、マムシ、ヤマカガシ、シマヘビなどの爬虫類も数多く見ることができます。加えて豊かな水辺環境には大型の水辺の鳥が生息しており、近年は特別天然記念物のコウノトリの飛来も確認されます。

魚類は海水魚と淡水魚があります。海水魚はスジハゼやアミメハギなどを始めとして 35 科 58 種が確認されています。淡水魚も多数が確認されていますが、黒瀬川水系にナマズやカワムツ、ドンコ、ハヤなどが生息するのに対し、沼田川水系、太田川水系などでは海から川を遡るアユ、ウナギなども見ることができます。



写真 1-3 特別天然記念物 オオサンショウウオ



写真 1-4 特別天然記念物 コウノトリ

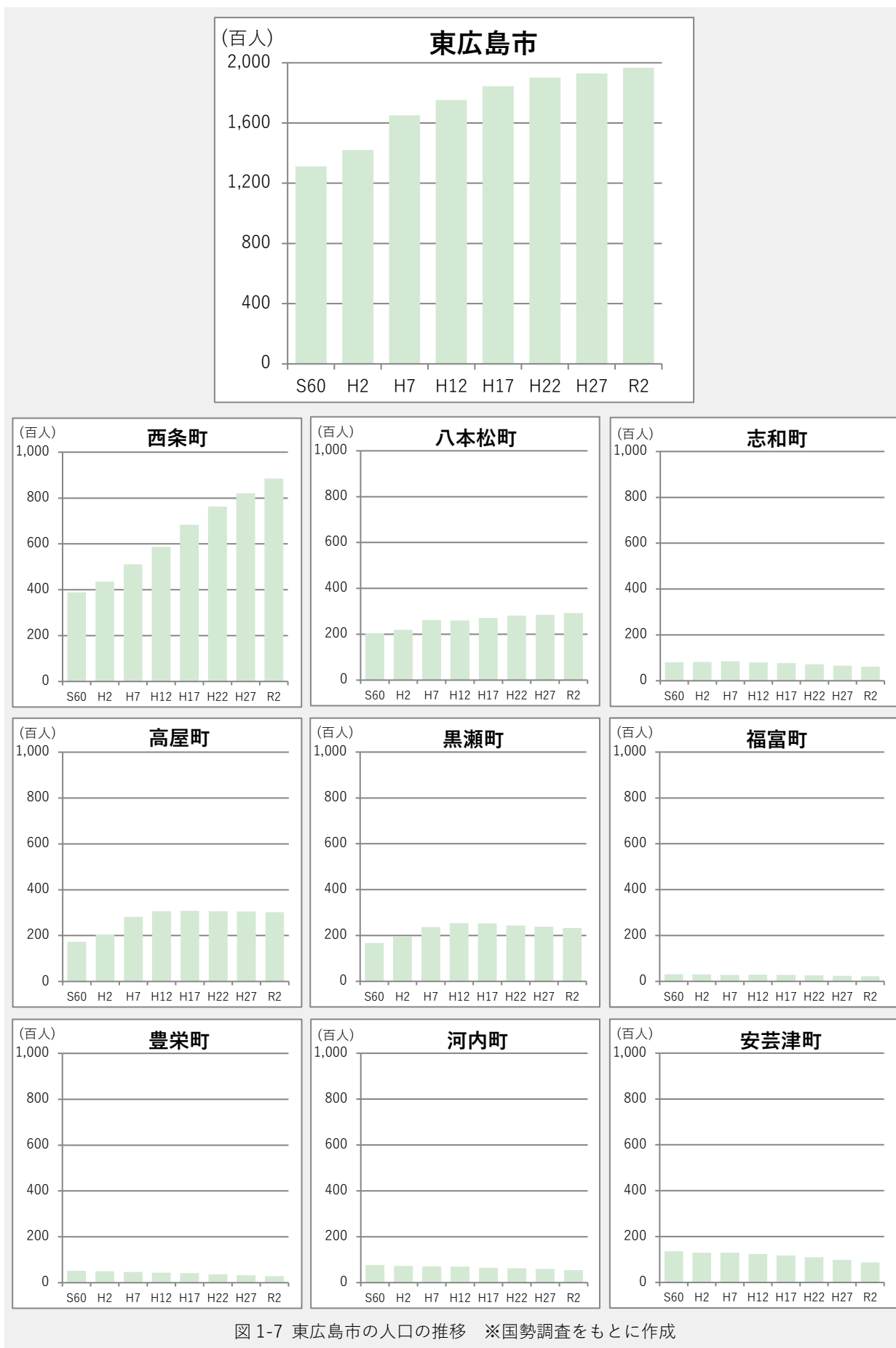
2. 社会的状況

(1) 人口

令和 2（2020）年の人口は 19 万 6,608 人です。本市ではこれまで一貫して人口増加が続いてきましたが、わが国全体で少子高齢社会が進展する中、その傾向は緩やかなものとなりつつあります。

一方、地区別の人口推移を見ると、市街地を形成する西条町・八本松町は増加傾向にあります。一方、福富町・豊栄町・河内町・安芸津町では減少傾向が続いており、志和町では平成 7（1995）年、黒瀬町では平成 12（2000）年、高屋町では平成 17（2005）年をピークに減少に転じています。西条町を除く地区では高齢化率が 21% と高く、文化財の保護と活用の担い手の確保の面でも大きな影響を及ぼしています。

（令和 2（2020）年国勢調査、第五次東広島市総合計画、東広島市都市交通マスタープラン 改定版を参照）



(2) 産業

本市の令和2（2020）年の就業者数は、第1次産業が3,382人（3.6%）、第2次産業が2万7,661人（29.5%）、第3次産業が5万8,898人（62.9%）です。産業別で見ると、製造業が2万2,897人（24.5%）で最も多く、卸売業、小売業が1万2,628人（13.5%）、医療、福祉が1万1,831人（12.6%）と続きます。

また、令和3（2021）年度の総生産は1兆1,843億400万円で、広島県全体の9.8%を占めます。構成比率は第1次産業が40億3,600万円（0.3%）、第2次産業が6,938億5,900万円（58.6%）、第3次産業が4,843億6,200万（40.9%）で、近年第2次産業が増加傾向にあります。このうち製造業については、賀茂学園都市建設・広島中央テクノポリス建設のプロジェクトでの大学や研究機関の集積・産業団地への企業誘致等により、特に電子部品や自動車部品・同附属品が基幹産業に位置付けられています。

一方、農林水産業については、多彩な自然環境下で様々な農林水産業が営まれています。中でも水田面積は県内最大で、西日本有数の稲作地帯を形成するほか、野菜、花き、果樹及び畜産など、気候や立地に応じて多彩な農業が営まれています。

（令和3年度広島県市町民経済計算結果、令和3年度産業連関表の概要、第3次東広島市農業振興基本計画を参照）

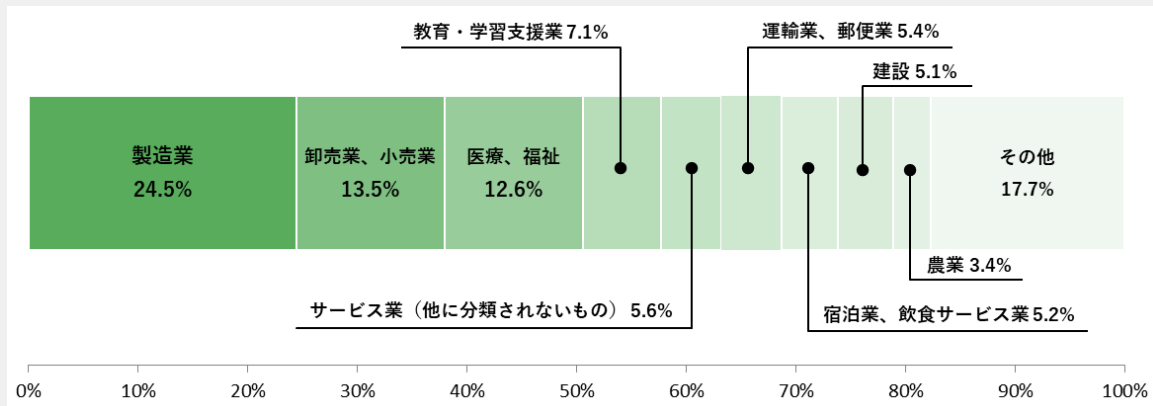


図 1-8 東広島市の産業（大分類）別就業者数（令和2（2020）年10月）

※令和2（2020）年国勢調査をもとに作成

(3) 観光

本市の観光客数は282万人（令和4（2022）年度）で、そのうち外国人観光客数は2,832人です。新型コロナウイルス感染症の影響により一時観光客数は減少していましたが、令和4（2022）年度に増加し、以前の水準に戻りつつあります。一方で令和元（2019）年度の外国人観光客数は1万4,462人であり、まだ十分に数が回復していない状況にあります。

観光コンテンツの中心は「日本酒」「酒蔵」です。JR 西条駅周辺部の徒歩圏内には7つの酒蔵が集まり、重要な観光資源となっています。中でも毎年10月に行われる酒まつりは、市の内外から多くの人々が訪れ、例年2日間で約20万人が来場する最大のイベントです。

一方、歴史・文化財等を目的とした観光客は8%に留まっており、文化財の観光資源としての活用が今後の課題の一つです。

(広島県観光客数の動向、東広島市観光総合戦略を参照)



写真 1-5 酒まつり



写真 1-6 あかりの散歩道 (酒蔵通りライトアップイベント)

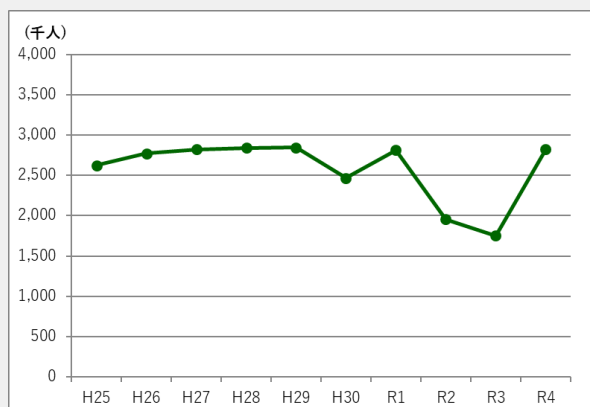


図 1-9 東広島市の総観光客数

※広島県観光客数の動向をもとに作成

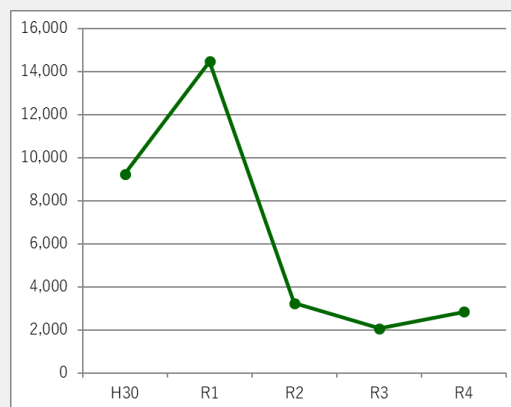


図 1-10 東広島市の外国人観光客数

※広島県観光客数の動向をもとに作成

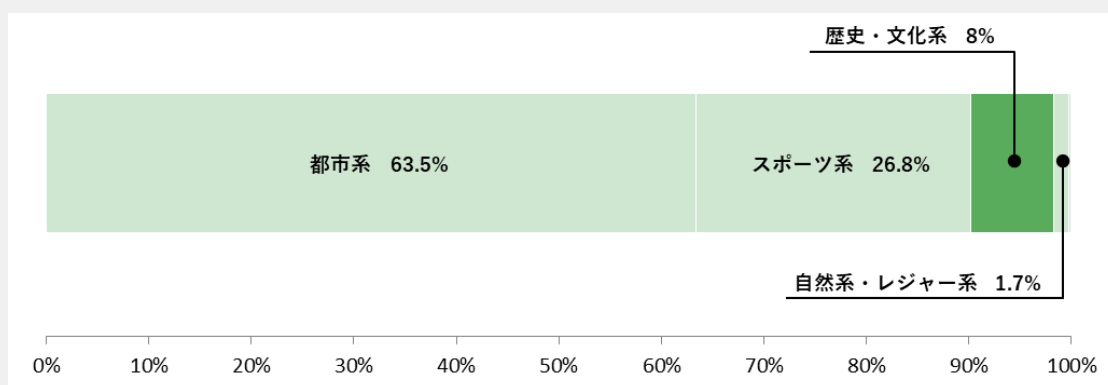


図 1-11 東広島市の観光目的 (令和4 (2022) 年度)²

※統計で見る東広島 2023 をもとに作成

² 都市系…都市観光、産業観光 スポーツ系…ハイキング、登山、キャンプ、その他スポーツ
 歴史・文化系…神社、仏閣、祭り、行事、その他 自然系…自然探勝、温泉
 レジャー系…海水浴、釣り、潮干狩り、みかん狩り、松茸狩り等

(4) 交通

本市は広島県の南部、ほぼ中央に位置しており、古代以来、東西交通の要衝^{ようしょう}として重要な位置を占めました。また、畿内と九州を結ぶ大動脈である瀬戸内海の地乗り航路に面しており、海上交通の面からも重要な位置にあります。

現在でも、市の中心部と県内主要都市とは、直線距離でおおむね 60 km 以内の距離にあり、山陽新幹線（東広島駅）、山陽自動車道（志和 IC³、西条 IC、河内 IC、高屋 JCT⁴・IC）といった高速交通機関を有するとともに、広島空港にも近接しています。また、東広島・呉自動車道と東広島高田道路の一部が開通し、高屋 JCT・IC に接続しています。

一般国道では、南北に国道 375 号、東西には国道 2 号が貫いています。国道 2 号の慢性的な交通渋滞解消と広域連携の強化を目的として、国道 2 号東広島・安芸バイパスの整備が進められ、令和 5（2023）年 3 月に開通しました。

広島空港へのアクセスは、市内の中心部から自動車で約 20 分（山陽自動車道利用の場合）、鉄道・バス利用で約 25 分（JR 山陽本線西条駅～白市駅、白市駅～広島空港、西条駅～広島空港）と好立地にあります。広島空港からは、令和 6（2024）年 9 月現在、東京（約 1 時間 20 分）、成田（約 1 時間 30 分）、札幌（約 2 時間）のほか、仙台、沖縄の国内定期便、海外へは、ソウル、大連、北京（大連経由）、上海、台北、ハノイの国際定期便が就航し、地方の中心都市にふさわしい空の玄関となっています。

一方、域内交通は鉄道とバスが代表的です。東西に走る鉄道は内陸部で JR 山陽本線、海岸部で JR 呉線の 2 路線があり、山陽本線に 7 駅、呉線に 2 駅が設置されています。市域の南北を結ぶ公共交通機関はバスのみですが、過疎化の進行により路線は縮小傾向にあります。その他、志和町、高屋町、黒瀬町、豊栄町、河内町、安芸津町では地域公共交通（コミュニティバス等）が導入されています。

このような状況の中、市民の主な交通手段は自動車であり、国道・県道・市道が市民の

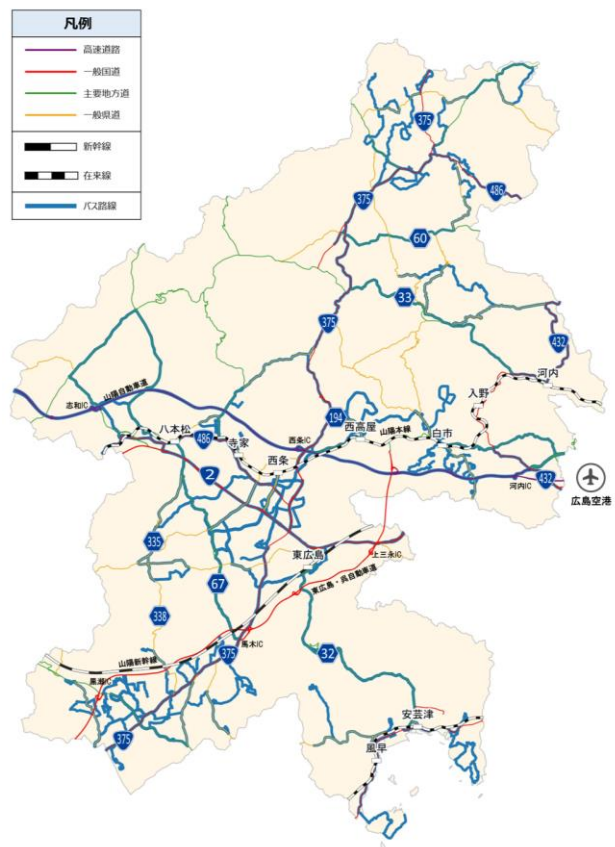


図 1-12 東広島市の公共交通
(東広島市都市交通マスタープラン 改定版)

³ インターチェンジの略

⁴ ジャンクションの略

生活を支えています。

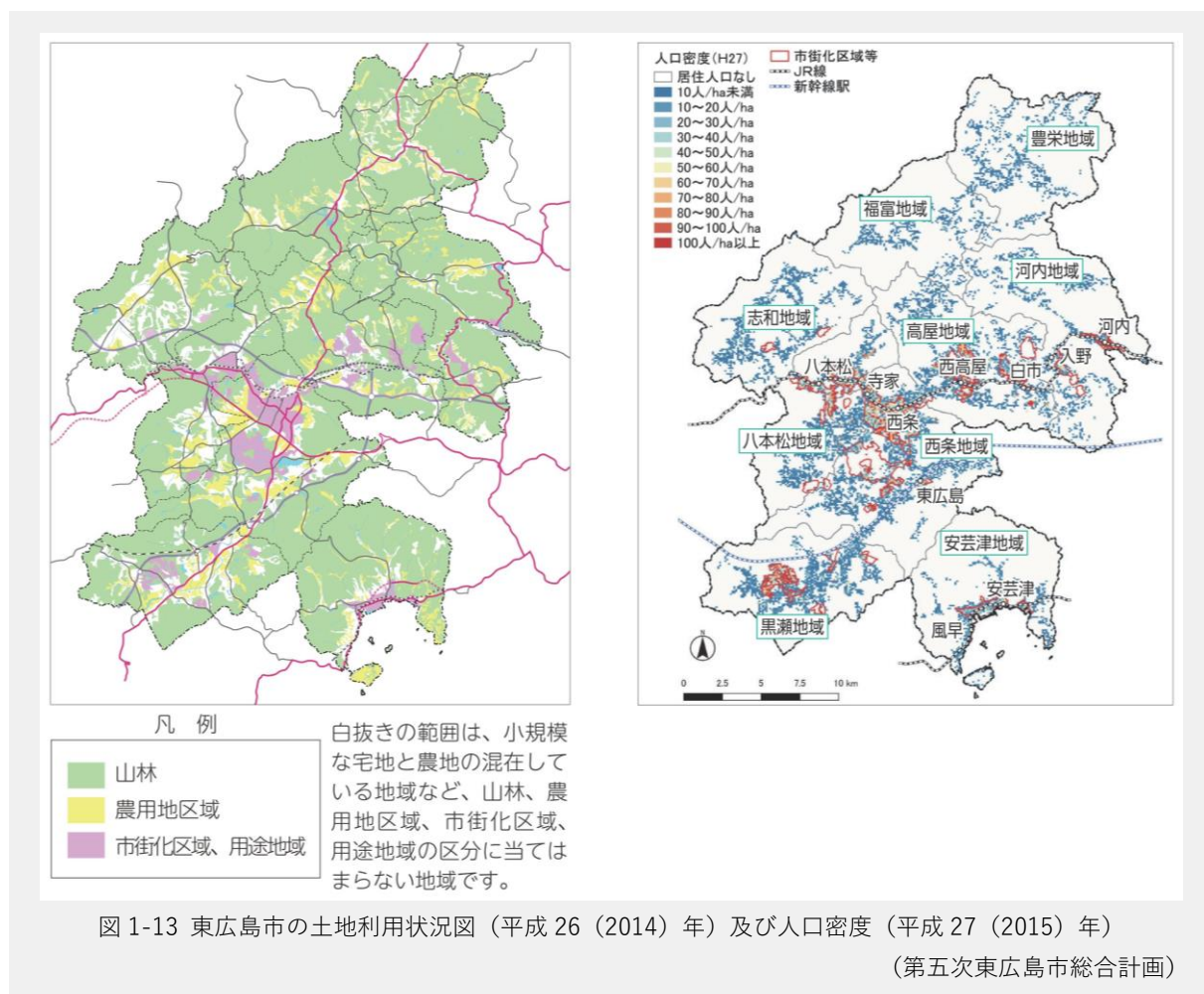
(5) 土地利用

森林面積は60%を超えています。中心部には市街地や工業団地などの都市的土地利用が拡大しており、その市街地を包むように山林や農地が広がっています。

人口密度は、主に JR 山陽本線の駅周辺・広島大学付近・黒瀬地域の市街化区域で高くなっており、特に西条駅の周辺では、100 人/ha を超える人口密度となっています。全市域のうち、5.5% の市街化区域及び用途地域の中に、人口の60%近くが居住しており、全体的には集約型の都市構造となっています。

河内地域・安芸津地域の用途地域や福富地域、豊栄地域は人口密度が比較的低く、居住地域が分散しているものの、それぞれの地域に一定の人口集積地があります。

(第五次東広島市総合計画を参照)



(6) 文化財に関連する施設

河内町の東広島市出土文化財管理センターは、市内各地の遺跡から出土した文化財を整理・収蔵するとともに、展示機能を併せ持った公立埋蔵文化財センターです。

各地には、市立の歴史民俗資料館（八本松・三永・安芸津）と民俗資料展示室（河内町・豊栄町）があり、市の歴史に関わる民俗資料を収蔵・展示しています。このうち八本松歴史民俗資料館は「産業」、三永歴史民俗資料館は「農村生活」をテーマに民俗資料を展示しています。また、安芸津歴史民俗資料館では、安芸津町の特徴である海と関わりの深い北前船の歴史や、酒造りに科学的手法を導入するとともに、杜氏^{とうじ}を育成した三浦仙三郎^{みうらせんざぶろう}に関わる文化財などを展示しています。



写真 1-7 出土文化財管理センター



写真 1-8 安芸津歴史民俗資料館

国の重要文化財に指定されている旧木原家住宅と、市の重要文化財に指定されている旧石井家住宅は市による運営のもと、一般公開されています。国の史跡に指定されている三ツ城古墳^{みつじょう}は、発掘調査の成果を踏まえて当時の古墳の姿が復元され、周囲は公園として整備されるなど、史跡を身近に感じられる場所となっています。付近の管理棟と東広島市立中央図書館のガイダンスコーナーでは、三ツ城古墳や市内の遺跡についての展示を行っています。また、同じく国の史跡である安芸国分寺跡は、現在の國分寺の周辺を安芸国分寺歴史公園として整備し、発掘調査で明らかになった遺構を復元し、歴史学習の場として活用されています。加えて史跡 西条酒蔵群^{さいじょうさかぐらぐん} 賀茂鶴酒造一号蔵の一部である西条本町歴史広場は、西条酒蔵通り地区とその周辺地域の歴史と文化を学ぶことができる多目的広場として、整備し、活用されています。

登録博物館である東広島市立美術館では、国内外の優れた美術作品を紹介する展覧会や現代絵本作家原画展に加え、刀剣に関する特別展や東広島の黎明展など、歴史文化に関する展覧会も開催しています。同じく登録博物館である仙石庭園庭石ミュージアムは日本庭園形式をとり、全国の銘石・巨石・奇石・組石を鑑賞できる民間施設として、運営されています。

その他、東広島市立図書館では郷土資料の保存・公開が行われ、市内各地の生涯学習センター・地域センターでは地域の文化活動が実施されています。

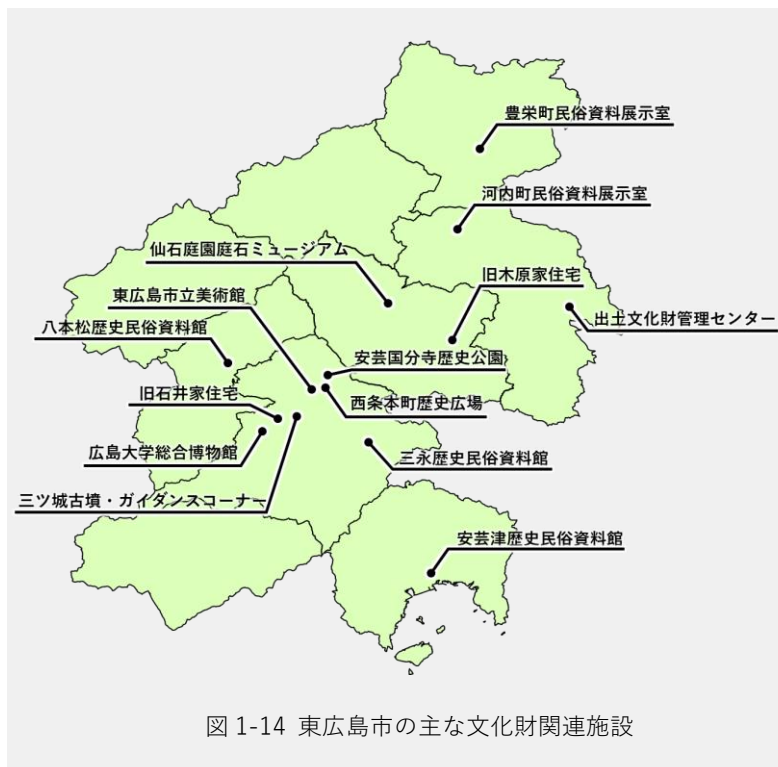


図 1-14 東広島市の主な文化財関連施設



写真 1-9 重要文化財 旧木原家住宅



写真 1-10 三ツ城古墳ガイダンスコーナー

3. 歴史的変遷

(1) 先史

● 旧石器時代～縄文時代

日本列島に人々が住み始めたのは、今から約4万年前と考えられていますが、こうした人々の遺跡が多く発見されるのは約3万年前からです。この時代は後期旧石器時代と呼ばれ、気候は今よりも寒く、朝鮮半島と陸続きでした。人々はナウマンゾウやオオツノジカなどの大型動物を追い、日本列島へやって来たと考えられています。

現在の本市域で人類の活動の痕跡が確認できるのも、この後期旧石器時代です。当時の西条盆地は広範囲に湿地が広がっており、現在の広島大学や山陽自動車道西条インターチェンジ付近などのやや標高の高い位置（台地上）で生活していたと推定されます。人々はそうした環境下で、動物の狩猟^{しゅりょう}や植物の採取を行いながら生活^{くわ}していました。代表的な遺跡が広島大学構内の鴻の巣遺跡^{こうのす}（鏡山）で、後期旧石器時代初頭頃の石器（台形様石器や局^{だいきりょう}部磨製石器^{きょくぶませい}）が出土しています。また、近接する西ガガラ遺跡（鏡山）では、後期旧石器時代前半の集落の跡が発見されています。



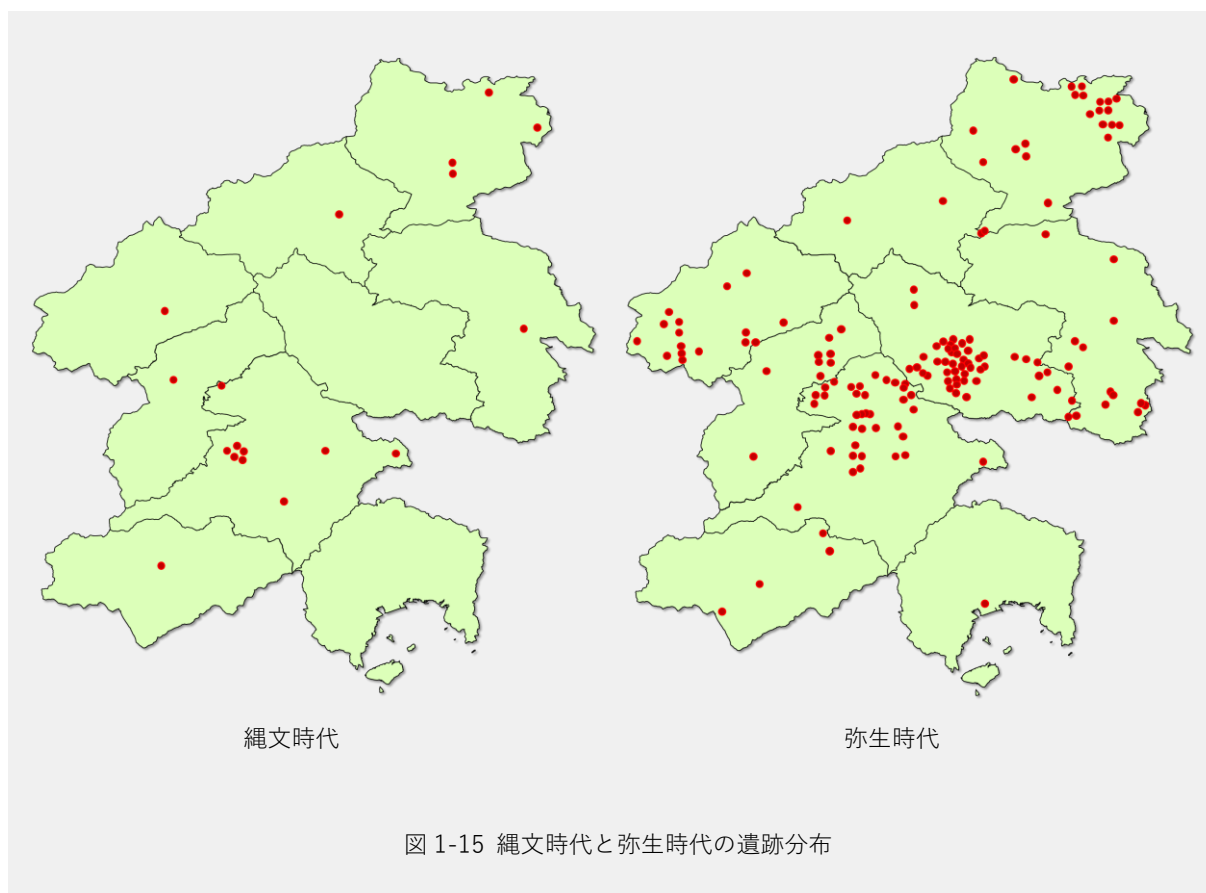
写真 1-11 西ガガラ遺跡の集落跡（鏡山）

続く縄文時代は寒かった気候が徐々に暖かくなり、旧石器時代と比べて動植物を豊富に採取できるようになりました。また、土器が発明され、食材を煮炊きし、食べやすくする技術が発達しました。このほか、狩りをするための石器、魚を捕らえるためのモリや釣針などが発達します。本市域のこの時代の遺跡は、小さな集落がわずかに見られる程度で⁵、人口もあまり多くなかったと考えられています。

● 弥生時代

弥生時代に入ると、本市域では徐々に人口が増え、後期をピークに爆発的に遺跡数が増加します。弥生時代は大陸から稲作が伝わり、導入された時代で、本格的に米作りが行われました。西条町下見の黄幡^{おうばん}1号遺跡からは、これを裏付ける鍬^{すき}や鋤^{くわ}などの木製品が出土しています。また、瀬戸内海沿岸部で廃棄された船の部材を水路^{もくひ}（木樋）に再利用したと思われる出土品もあり、他地域との物資の交流が始まっていたと考えられます。

一方で、次第に物資をめぐって争いが起こるようになりました。弥生時代中期頃から集落を守るため、標高の高い丘^{きゅうりょうじょう} 陵^{りやう}上に規模の小さい集落を設ける、あるいは堀を巡らせた規模の大きい環濠^{かんごう}集落を低地に設けるようになりました。



⁵ とばな 戸鼻遺跡（福富町久芳）、西ガガラ遺跡（鏡山）、わだひら 和田平遺跡（西条町福本）、かみふけ 上泓遺跡（西条町上三永）など



写真 1-12 黄幡 1 号遺跡出土品（西条町下見）



写真 1-13 溝口 4 号遺跡の環濠集落跡（高屋町溝口）

● 古墳時代

古墳時代には本市域にも多くの古墳が造られ、市内で約 700 基前後の古墳が確認されています。古墳は地域の有力者（首長）の墓と考えられており、市内で最も古い古墳はおおよそ 4 世紀の初め頃と推定されています⁶。

4 世紀末から 5 世紀初めには、本市域内には安芸地方全体に影響力を持つ豪族が現れたと考えられており、丸山神社古墳群（西条町助実^{すけざね}）や長者スクモ塚古墳群（西条町御蘭宇^{みそのう}）などの規模の大きな古墳が確認されています。それに続き、5 世紀前半頃、西条中央に三ツ城古墳群（史跡 三ツ城古墳^{みつじょう}）が形成されます。そのうち三ツ城第 1 号古墳は、全長約 92m の広島県最大級の前方後円墳です。前方後円墳は、当時のヤマト政権に認められた豪族だけが造ることを許された古墳であり、その規模からこの地域に安芸地方最大の大豪族がいたと考えられています。

しかし、それ以降、大型の前方後円墳はこの地域に見られなくなり、安芸地方全体に影響力を持つ豪族は見られなくなると推測されます。



写真 1-14 長者スクモ塚第 1 号古墳の埋葬施設（西条町御蘭宇^{みそのう}）

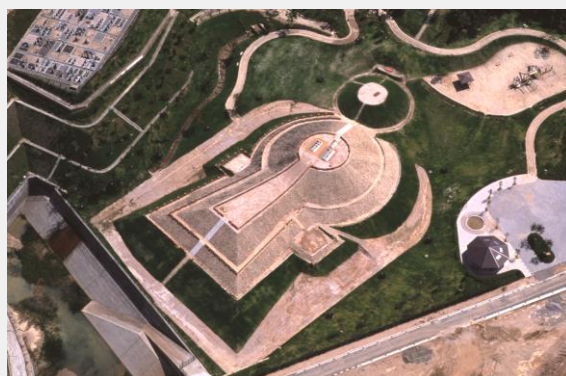


写真 1-15 史跡 三ツ城古墳^{みつじょう}

⁶ 才ガ迫第 1 号古墳（高屋町宮領^{みやりょう}）。竪穴式石室 2 基を持つ。
さいがきこ たてあなしき

(2) 古代

● 飛鳥時代

7世紀中期頃から、日本は大化の改新により、中央集権国家へと歩みを進めていきます。土地と人民は原則として天皇のものとし、人民を戸籍で管理し、田を与えて耕作させ、税を徴収する体制が目指されました。

その中で天武^{てんむ}5（676）年、天武天皇は飢饉^{ききん}や疫病^{えきびょう}などの災厄^{さいやく}を祓^{はら}うための儀式である「諸国大祓^{しよこく おおはらい}」を全国で実施するよう命じており、その儀式が本市域でも行われたと推定されています。

天皇の命令を受けた安芸国^{あきのくに}（現在の広島県西部）の官人^{くにおみやつこ}の国造^{こおりのみやつこ}と評造^{こおりのみやつこ}は、儀式に必要な物資を地域から集め、神殿で「諸国大祓」を行ったと考えられています。この神殿推定地が、高屋町大畠^{おおはたけ}にある西本6号遺跡（市史跡）ではないかと考えられており、遺跡からは大規模な神殿と思われる跡⁷と、「解除^{はらいえ}」と墨書きのある須恵器^{すえき}や儀式で使ったと思われる特殊な遺物等⁸が出土しています。



写真 1-16 市史跡 西本6号遺跡



写真 1-17 市重要文化財 西本6号遺跡出土品

● 奈良時代

奈良時代の日本は国一郡一里（郷）の単位に分けられおり、本市域は主に安芸国の賀茂郡と豊田郡^{たぐん}に含まれ、一部は備後国世羅郡^{びんごのくに せらぐん}に属していました。人々は国から口分田^{くぶんてん}と呼ばれる田と納税の義務を負い、生活をしていました。

奈良時代の西条は、安芸国の政治と宗教における拠点だったと考えられます。天平^{てんぴやう}13（741）年に聖武天皇が全国に国分寺（国分僧寺）^{こんにゅう}の建立を命じ、安芸国では西条盆地の北側（西条町吉行）に国分寺が造営されました。史跡 安芸国分寺跡からは、「天平勝寶二年^{てんぴやうしょうほう}」（750年）と書かれた木簡や、「安居^{あんご}」や「齋会^{さいえ}」¹⁰など宗教行事の名称が書かれた須恵器^{すえき}が出土しており（重

⁷ 二重の溝によって約90m×80mの方形に区分された空間の中に、独立棟持柱^{むなもちばしら}をもつ掘立柱建物跡と大型の四面^{しめん}底建物^{ひきし}など8棟の掘立柱建物群が発見された。

⁸ 毛彫馬具^{けぼりばぐ}など

⁹ 毎年4月15日から、僧が一定期間お寺から出ずに行う夏季の修行

¹⁰ 僧尼を集めて齋食^{さいじき}を供する法会

要文化財 広島県安芸国分寺跡土坑出土品)、750 年前後には主要な施設(伽藍)が造られていたことが明らかになっています。

一方、国分寺の東に「尼寺」という地名が残っており、天平 13 (741) 年に全国で建立を命じられた国分尼寺が存在した可能性が推定されます。また、国分寺の近くには、各国の政治の中心施設である国府が置かれることが多く、本市域にも国府が置かれた可能性が推定されますが、いずれもそれを証明する遺構は確認されていません。

このほか、畿内と九州の大宰府を結ぶ古代山陽道が現在の西条町～八本松町を東西に通っていたことが推定されていますが、その正確なルートは確認されていません。



写真 1-18 史跡 安芸国分寺跡



写真 1-19 「安居」の墨書土器と
「天平 勝 寛二年」と書かれた木簡

● 平安時代

奈良時代の半ばから平安時代にかけて、新しく開墾した土地を所有し、相続することが認められるようになります。中央政府の貴族や大規模な寺社等が盛んに開発を行い、これらの土地は○
○荘や○○保と呼ばれ、次第に荘園制度として確立されていきました。現在の本市域には、
志芳荘(志和町)、高屋保(高屋町)、造果保(高屋町)、久芳保(福富町)、沼田新荘(河内町)
といった荘園・公領が置かれました。

また、11～12 世紀中頃までに、西条盆地は現在の J R 西条駅西側を流れる半尾川を境界として東条郷と西条郷に分けられており、両郷は安芸国の公的な土地(国衙領)として、平安時代後期の政治の中心的な施設が置かれたと推定されています。

(3) 中世

● 鎌倉時代

鎌倉時代には、この地域の荘園を所有する鎌倉武士が、荘園を管理する代官を派遣していました。その中には南北朝・室町時代にこの地域で勢力を拡大する平賀氏や天野氏がありました。平賀氏は、出羽国平鹿郡(秋田県)に、天野氏は伊豆国田方郡天野郷(静岡県)にルーツを持ちます。彼らは蒙古襲来後にこの地域に移住・定着しました。

● 南北朝・室町時代

南北朝・室町時代に入ると、東条・西条を中心とした地域は東西条^{とうさいじょう}と呼ばれるようになり、山口を本拠として中国地方の西部から九州の北部に大きな勢力を持つ大名・大内氏の所領となります。東西条は安芸国^{あきのくに}でも有数の規模の穀倉地帯であり、山陽道も通る重要な地域でした。大内氏が安芸国で勢力を拡大していくと、東西条の範囲も拡大し、豊栄町の一部を除く本市域の大部分と呉市の一部、安芸郡熊野町域にまで広がっています。一方、東西条に含まれなかった高屋保^{たかやほ}（高屋町）・造果保^{ぞうかほ}（高屋町）は現地の有力者である平賀氏が、志芳荘^{しわのしょう}（志和町）は同じく現地の有力者である天野氏が治めました。西条盆地を巡っては大内・細川^{あまご}・尼子氏ら大名による攻防が繰り返され、当時の政治的・軍事的な様子が分かる城跡が多く遺っています。

代表的な城跡としては、史跡 鏡山城跡があります。これは大内氏が安芸国の拠点として築いたもので、室町時代前半には細川氏と、後半には尼子氏との対決の場となりました。大内氏の拠点はその後、杣城^{そまじょう}（市史跡 曾場が城跡）、槌山城^{つちやまじょう}（市史跡 槌山城跡^{つちやま}）へと移っていきました。

大内氏滅亡後、当地域は毛利氏の領国に組み込まれました。

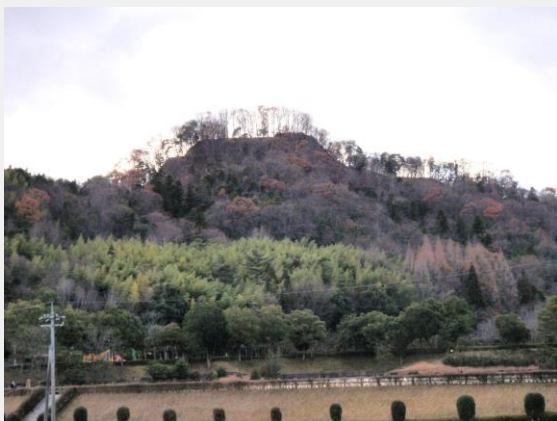


写真 1-20 史跡 鏡山城跡



写真 1-21 市史跡 槌山城跡

(4) 近世

● 江戸時代

江戸時代になると、安芸国は福島氏を藩主とする広島藩となりました。本市域は広島藩の中の賀茂郡・豊田郡・世羅郡に編成されます。

当時の江戸幕府が交通整備に取り組む中、本市域には西国街道と呼ばれる現在の大坂（大坂）と福岡^{ぶぜん}（豊前小倉）を結ぶ重要な街道が通っており、JR 西条駅前の四日市（西条本町周辺）に宿場町が整備されます。

16 世紀末期から、すでに毛利氏が主要な交通の整備、輸送路・水運の開発を進めており、関ヶ原の戦い以後も藩主の福島氏、及び次の藩主の浅野氏がさらに整備を進めました。これにより、街道の道幅は約 2 間半（約 4.5m）、里道^{りどう}は 3 尺（約 91cm）に整備され、大名や幕府の役人等の

宿泊施設である御茶屋（本陣）、本陣の予備施設の脇本陣、賀茂郡の郡役所等が置かれました。加えて、一般の通行者を対象とした宿泊施設である旅籠、次の宿場町まで荷物を運ぶ飛脚や伝馬15匹が配置され、地元の人々の負担のもと運営されました。御茶屋は広島藩でも最大規模で、四日市は広島藩の陸上交通の重要な拠点となっていました。かつて四日市のあった西条酒蔵通り地区（西条本町）には、宿場町の特徴である南北に細長い土地の形（地割）が現在も多く遺っています。また、白市村（高屋町白市）も広島藩の北部から竹原までをつなぐ交通の要衝に位置しており、地域経済の中心である在町¹¹として栄えました。



写真 1-22 西条酒蔵通り地区の地割（四日市遺跡）



写真 1-23 御茶屋（本陣）跡

海上交通については、江戸時代、三津村（安芸津町）に設置された御蔵所に、賀茂郡や豊田郡で収穫された年貢米が集められ、船で広島や大阪まで輸送されました。なお、四日市は広島藩の北部とこの三津をつなぐ中継地としての役割も担っていました。

農業について見ると、江戸時代を通じて、賀茂郡・豊田郡は広島藩の中で最大規模の穀倉地帯であったことが、広島藩の地誌である『芸藩通志』により明らかとなっています。一方、沿岸部の豊田郡木谷村では元禄期（1688年～1704年）から塩田が設けられ、塩づくりが盛んでした（市史跡 二馬手塩田跡 樋の輪）。木谷村は、塩田のほかにも大型の廻船の拠点としても知られています。『芸藩通志』によれば、木谷村は最大1,590石積の船を有する広島藩でも有数の廻船の拠点となっており、幕府の御城米や大名の藩米の輸送を行っていたほか、日本海沿岸部で物の売り買いを行ういわゆる“北前船”で財をなしたと考えられています。

幕末には政治的混乱に対応するため、広島藩の隠れ城である八条原城や、藩の諸隊である神機隊の駐屯地が、志和地域に設けられました。

¹¹ 地域の経済的な中心地として広島藩が公認した町。ただし、郡奉行の管轄下にあり、村として扱われた。本市域では賀茂郡の四日市・白市・三津が該当する（久下実「広島藩」）。

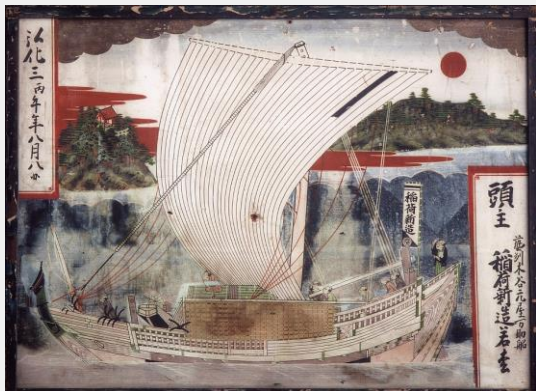


写真 1-24 木谷村の廻船業者・元屋の船が描かれた絵馬
※みくに龍翔館(福井県坂井市)所蔵



写真 1-25 市史跡 二馬手塩田跡 樋の輪

(5) 近代

● 明治時代～昭和時代（戦前）

酒造業は、西条では延宝年間（1673 年～1681 年）に始まると伝えられていますが、江戸時代は四日市宿での需要を満たす程度の小規模なものでした。一方、三津（安芸津町）は広島・三原・尾道・竹原に次ぐ酒造地でした。

近代に入ると三津の三浦仙三郎が、科学的な手法を取り入れた酒造りを開発し、杜氏を養成して全国の品評会で好成績を上げました。また、西条でも明治 27（1894）年に山陽鉄道が開通し、三浦の醸造技術を習得した広島杜氏や佐竹製作所（現：株式会社サタケ）の開発した動力式精米機・^{たてがた}縦型精米機等の技術革新により、多くの蔵が建ち並ぶ酒造業の一大中心地となりました。その景観は現在も良好に遺されています（史跡 ^{のこ}西条酒蔵群）。



写真 1-26 三浦仙三郎



写真 1-27 史跡 ^{さいじょうさかぐらぐん}西条酒蔵群 白牡丹酒造延宝蔵・旧広島県醸造試験場

鉄道では、上記の山陽鉄道の開通に続き、呉・三原間の^{さんごせん}三呉線（現在の呉線）が計画され、昭和 10（1935）年に全線が開通しました。

太平洋戦争が開戦すると、様々な影響が市域にも及ぶようになります。昭和 17（1942）年、鎮守府が置かれ海軍の重要な拠点となっていた呉市の水を確保するため、^{しもみながむら}下三永村（西条町）に

水源地が建設されたほか、宗吉村（八本松町）に弾薬庫が建設されました。また、昭和 18（1943 年）年、三井造船株式会社の造船所を誘致する中で、その受け皿として賀茂郡三津町、同早田原^{はやたばら}村、豊田郡木谷村^{とよたぐん}の 3 町村が合併して安芸津町が誕生しました。三井造船株式会社の安芸津造船所は昭和 21（1946）年を完成予定とし、急ピッチで建設が進み、昭和 20（1945）年には 1 号船を進水させましたが、終戦により閉鎖となりました

（6）現代

● 昭和時代（戦後）～現代

本市域は、太平洋戦争での空襲の被害も少なく、戦後の復興は他地域よりも早く進みましたが、農業を基幹産業としており、高度経済成長期にも大きな変化は見られませんでした。

昭和 30（1955）年、豊田郡北部^{とよたぐん}を賀茂郡に、賀茂郡沿海部東部を豊田郡に編入する案が県議会でも可決され、同年施行されました。昭和の大合併等により、本市域では昭和 29（1954）年～昭和 31（1956）年に賀茂郡西条町、黒瀬町、八本松町、志和町、福富町、豊栄町、河内町、高屋町、豊田郡安芸津町が成立します。

昭和 49（1974）年、広島大学の総合移転の候補地となった西条町を中心に八本松町・志和町・高屋町の 4 町が合併して東広島市が誕生しました。その後、昭和 57（1982）年以降は、上記の賀茂学園都市建設に加えて広島中央テクノポリス建設のプロジェクトも加わり、産業基盤、都市基盤、高速交通網、生活基盤、近畿大学工学部などの整備がさらに進みました。

そして、平成 17（2005）年 2 月に東広島市・黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町・安芸津町の 1 市 5 町が合併し、現在の東広島市となりました。

第2章

東広島市の文化財の概要と特徴

第2章 東広島市の文化財の概要と特徴

1. 文化財の把握調査の概要

(1) 国・広島県による調査

本市域で行われた文化財に関する国の調査に「近代遺跡調査(軽工業)」があります。平成8(1996)年度に一次調査(所在調査)が実施され、平成11(1999)年度から二次調査(詳細調査)が実施されました。その成果は『近代遺跡調査報告書—軽工業—』(平成26(2014)年)にまとめられ、調査対象となった「西条酒蔵群^{さいじょうさかぐらぐん}」の一部が、令和6(2024)年に国の史跡に指定されました。

広島県による本市域の主要な調査は、昭和50年代から行われています。そのうち、昭和55(1980)年の近世社寺建築調査内で二次調査(詳細調査)が行われた竹林寺は、本堂が昭和57(1982)年に国の重要文化財に指定されています。また、平成元(1989)年度～平成5(1993)年度に行われた中世城館遺跡総合調査で取り上げられた文化財では、平成10年(1998)に鏡山城跡が国の史跡に、令和6年に曾場^{そば}が城跡が市の史跡に指定されています。

令和6年8月現在、本市を含む県内全域で民俗芸能緊急調査が実施されています。

■表 2-1 広島県による文化財の把握調査一覧

調査等 類型			調査名	報告書名	発刊年
有形文化財	建造物	社寺建築	近世社寺建築緊急調査	広島県の近世社寺建築： 広島県文化財調査報告書 第13集	昭和57（1982）年
		近世民家建築	民家緊急調査	広島県の民家：広島県民家緊急調査報告書	昭和53（1978）年
		近代化遺産	近代化遺産（建造物等） 総合調査	広島県の近代化遺産： 広島県近代化遺産(建造物等)総合調査報告書	平成10（1998）年
	美術工芸品	書籍・典籍	広島県史編さんに係る 資料調査	広島県史 通史編	—
		古文書			
		考古資料	発掘調査	各発掘調査報告書	—
		歴史資料	瀬戸内水軍資料調査	瀬戸内水軍：瀬戸内水軍資料調査報告書	昭和51（1976）年
			広島県史編さんに係る 資料調査	広島県史 通史編	—
民俗文化財	有形の民俗文化財		緊急民俗文化財分布調査	広島県民俗地図： 広島県緊急民俗文化財分布調査報告書	昭和58（1983）年
	無形の民俗文化財				
			民謡緊急調査	広島県の民謡：広島県民謡緊急調査報告書	昭和59（1984）年
			諸職関係民俗文化財調査	広島県の諸職： 広島県諸職関係民俗文化財調査報告書	平成6（1994）年
			民俗芸能緊急調査	—	—
記念物	遺跡	発掘調査	各発掘調査報告書	—	
		瀬戸内水軍資料調査	瀬戸内水軍：瀬戸内水軍資料調査報告書	昭和51（1976）年	
		中世城館遺跡総合調査	広島県中世城館遺跡総合調査報告書 第二集・第三集	平成6（1994）年 平成7（1995）年	



写真 2-1 史跡 西条酒蔵群 福美人酒造大黒蔵



写真 2-2 重要文化財 竹林寺本堂

(2) 東広島市による調査

● 遺跡の分布・試掘調査

本市では、昭和 49（1974）年の市制施行以来、道路建設、宅地造成、大学の移転等、大小様々な開発が相次ぎます。

こうした開発により埋蔵文化財が無秩序に失われないよう、本市では開発事業者に対し、埋蔵文化財の有無の確認の事前協議を行うよう指導しています。近年では事業者から毎年 1,000 件を超える事前協議が行われています。この事前協議に際して遺跡の分布調査・試掘調査を行っており、昭和 57（1982）年段階（広島県遺跡地図）で 590 件把握していた本市域の遺跡が、令和 4（2022）年 9 月段階で 1,750 件を超えるまで増え、埋蔵文化財の保護とともに、把握においても一定の成果を上げています。



写真 2-3 試掘調査の様子

● 文化財基礎調査

本市では、市内に所在する文化財の把握及び基礎的な資料の収集のため、^{しっかい}悉皆調査（文化財基礎調査）を行ってきました。

昭和 62（1987）年から平成元（1989）年に社寺建築調査、平成 4（1992）年から平成 6（1994）年に民家調査（二次調査）を行った後、平成 9（1997）年には各分野の専門家による文化財基礎調査会を結成し、市からの委託によって令和元（2019）年まで文化財の調査を実施しました。

このうち、社寺建築調査では小^{しょう}祠・小^{しょう}堂に至るまで網羅的な一次調査を実施し、その後、その一部について詳細な二次調査を実施しました。その結果、室町時代の建築 4 棟のほか、旧市だけで江戸時代の社寺建築が 193 棟確認され、18 世紀代の建物に限っても 108 棟が現存すること

が明らかになりました¹。中世の建築物は、福成寺本堂内厨子及び須弥壇が平成 12（2000）年に国の重要文化財、観現寺厨子が平成 4 年に県の重要文化財、慶雲寺観音堂厨子が平成 9 年、國分寺仁王門が平成 11（1999）年に市の重要文化財に指定されています。また、近世の建築物では、國分寺護摩堂が平成 11 年、並瀧寺本堂が平成 29（2017）年、福成寺仁王門が令和 5（2023）年に市重要文化財に指定されています。



写真 2-4 重要文化財 福成寺
本堂内厨子及び須弥壇

民家調査は二次調査を広島大学に依頼し、対象を明治 10（1877）年以前の農家に限定して実施しました。年代の古いものでは 17 世紀後期の建築がありますが、明治期に大規模な改変を受けた建物が多く、保存状態のよい建物は 18 世紀末から 19 世紀に下ります。時代とともに建物の規模は大きくなり、19 世紀前期には表側の部屋が広くなるなど、地域全体に経済的ゆとりがでてきたことなどが指摘されています。この中からは、純粋な農家ではありませんが、寛政 9（1797）年建築の並瀧寺庫裏が、平成 29（2017）年に市の重要文化財に指定されています。

酒蔵調査は近代化遺産調査の一環として行った調査です。本市の歴史文化の特徴の一つである酒造業に関する建造物について、平成 13（2001）年度～14（2002）年度、平成 16（2004）年度～17（2005）年度にかけて詳細な調査を実施しました。その成果は「東広島市の酒蔵」（平成 25（2013）年刊行）としてまとめられ、それをもとに、平成 28（2016）年・29 年に合計 72 件の酒造に関する施設が国の登録有形文化財に登録されています。

石造物の調査は、平成 10（1998）年度・11 年度及び平成 15（2003）年度～20（2008）年度に実施したものです。対象を信仰や宗教に関するものに絞り、近世以前の記年銘のあるものを中心に調査し、成果を「東広島市の石造物」（平成 27（2015）年刊行）としてまとめています。確認された石造物は、宝篋印塔、五輪塔、板碑、石槽、磨崖碑、石鳥居、石造狛犬、石造狐、水盤、注連柱、石祠、石灯籠、石仏、石階、石碑、石門などがあります。この内、頭崎神社（高屋町）の石造の本殿が、平成 28 年に市の重要文化財に指定されています。



写真 2-5 市重要文化財 並瀧寺庫裏



写真 2-6 市重要文化財 頭崎神社本殿

¹ いずれも調査当時のもの

■表 2-2 東広島市の文化財把握（基礎）調査一覧

調査等 類型			調査名	報告書名	発刊年
有形文化財	建造物	社寺建築	社寺建築調査	黒瀬町の社寺建築	平成10（1998）年
				福成寺本堂内厨子および須弥壇調査報告書	平成12（2000）年
		近世民家建築	近世民家建築調査	東広島市の農家（民家建築）	平成26（2014）年
		近代和風建築	近代和風建築調査	東広島市近代建築調査報告書 1	令和 2（2020）年
		近代化遺産	近代化遺産調査	東広島市の酒蔵	平成25（2013）年
				西条の酒造施設群調査報告書	令和 5（2023）年
	美術工芸品	絵画	社寺什物調査	—	—
		彫刻		—	—
		工芸品		—	—
		書籍・典籍		—	—
			村史・町史・市史編さん資料調査	各町村史（誌）	表2-3参照
		古文書	古文書調査	—	—
			村史・町史・市史編さん資料調査	各町村史（誌）	表2-3参照
		考古資料	発掘調査	各発掘調査報告書	—
	歴史資料	石造物調査	東広島市の石造物	平成27年（2015）	
		村史・町史・市史編さん資料調査	各町村史（誌）	表2-3参照	
民俗文化財	有形の民俗文化財		民俗調査	—	—
	無形の民俗文化財			菰樽 東広島市の化粧菰樽製造業	平成21（2009）年
記念物	遺跡		発掘調査・分布調査	各発掘調査報告書	—
			近代化遺産調査	東広島市の酒蔵	平成25（2013）年
				西条の酒造施設群調査報告書	令和 5（2023）年
	名勝地		滝調査	東広島市の滝	平成11（1999）年
	動物・植物・地質鉱物		生き物調査	東広島市の蝶	平成24（2012）年
				東広島市のトンボ	平成25（2013）年
				東広島市の蛾類	平成28（2016）年
				東広島市で見られた甲虫類	平成30（2018）年
			動物調査	東広島市豊栄町における 特別天然記念物オオサンショウウオ調査報告書	平成29（2017）年
				東広島市の野鳥	令和 5（2023）年
			水生生物（ため池）調査	東広島市のコウホネ属植物	平成19（2007）年
				東広島市の水草	平成23（2011）年
			巨樹調査	東広島市の巨樹 ～西条町・志和町・高屋町・八本松町～	平成18（2006）年
	東広島市の巨樹 ～豊栄町・福富町・河内町・黒瀬町・安芸津町～			平成23（2011）年	
伝統的建造物群			東広島市西条伝統的建造物群 保存対策調査	西条酒蔵通り地区の町並み 東広島市西条伝統的建造物群保存対策調査報告書	令和 2（2020）年

● 町村史（誌）の編さん

昭和 30 年代～40 年代を中心に、各村・各町の歴史をまとめた町村史（誌）が編さんされました。また、平成 17（2005）年の旧市と旧町の合併に際して旧町の町史を編さんすることとし、「豊栄町史 通史編」「大河の流れ 河内町史」「福富町史 自然が語りかける県央のまち」「黒瀬町史 通史編」「安芸津町史」などが編さんされました。

一方、現在の本市全体の歴史をまとめた市史が編さんされていないことから、令和 3（2021）年より東広島市史の編さんに着手しました。

■表 2-3 東広島市域の町村史（誌）一覧

書 名	発 行	発行年
西志和村誌	西志和村誌編纂委員会	昭和32（1957）年
高屋町志（中古編）	高屋町文化財保護委員会	昭和32（1957）年
川上村史	川上村史刊行会	昭和35（1960）年
原村史	原村史刊行会	昭和42（1967）年
豊栄町誌	豊栄町教育委員会	昭和43（1968）年
志和町史	志和町	昭和45（1970）年
西条町誌	西条町	昭和46（1971）年
ふるさとの足あと 町政18年の歩み	八本松町	昭和49（1974）年
黒瀬町史 環境・生活編	黒瀬町	平成15（2003）年
黒瀬町史 資料編	黒瀬町	平成16（2004）年
豊栄町史 近現代編	豊栄町教育委員会	平成16（2004）年
大河の流れ 河内町史	河内町	平成16（2004）年
福富町史 自然が語りかける県央のまち	東広島市	平成19（2007）年
豊栄町史 通史編	東広島市	平成20（2008）年
黒瀬町史 通史編	東広島市	平成20（2008）年
安芸津町史	東広島市	平成23（2011）年

(3) 研究機関・民間団体等による調査

研究機関が本市域で行った調査は、町並みに関するものが主です。

明治大学の神代雄一郎研究室は伝統的な町並みや集落を記録・図化するデザイナー・サーヴェイの一例として西条を調査し、その成果を昭和 50（1975）年の「日本のコミュニティ 安芸／西条」（『SD』鹿島出版会）に掲載しました。

後年には本市の委託による町並み調査が行われますが²、明治大学の調査は東広島で初めて町並みの調査が行われた事例であり、現在の町並み保存の取組みの契機となった重要な調査です。

2. 埋蔵文化財の発掘調査の概要

(1) 広島県等による発掘調査

広島県が本市域で行った発掘調査には、昭和 7（1932）年の安芸国分寺塔跡^{とうあと}の発掘調査があり、本市域での発掘調査の先駆けとも言えるものです。この調査の成果により、昭和 11（1936）年 9 月、国の史跡に指定されています（昭和 52（1977）年安芸国分寺跡に名称変更・指定地拡大、平成 14（2002）年追加指定）。

昭和 26（1951）年から 27（1952）年にかけて、広島県（広島県文化財専門委員会・広島大学）が行った三ツ城古墳^{みつじょう}の発掘調査は、第 2 次世界大戦後の広島県で初めて行われた古墳の学術的・計画的発掘調査の先駆けであり、現在も広島県の古墳時代を考える上で重要な位置を占めています。また、昭和 29（1954）年に「広島県文化財調査報告第 1 輯（人文編）三ツ城古墳」が刊行されますが、当時においてこうした考古学的調査報告書の刊行は画期的な出来事であり、その後の埋蔵文化財調査の模範となりました。

昭和 49（1974）年の市制施行以降は、国や県による開発事業や大規模事業に伴う発掘調査を、財団法人広島県埋蔵文化財調査センター（現：公益財団法人広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室）が行ってきました。このうち東広島ニュータウン遺跡群（高屋高美が丘）では弥生時代後期の大規模集落が発掘され、山陽自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査では、4 世紀の初めの地域の有力者の墓と考えられる才ガ迫^{さいがさこ}第 1 号古墳（高屋町宮領^{みやりょう}）が発掘されるなど、重要な成果を上げています。

(2) 東広島市等による発掘調査

本市は昭和 49（1974）年の市制施行以来、急速な都市化によって広島県内で最も発掘調査（緊急調査）が盛んに行われる地域となりました。

平成 5（1993）年には増加する発掘調査に対応するため、財団法人東広島市教育文化振興事業団（現：公益財団法人）の中に文化財センターが設立され、発掘調査の実務が移管されました。

² 財団法人観光資源保護財団『東広島市の町並み 西条四日市と白市』（平成 4（1992）年）等

文化財センターが行った発掘調査のうち、西本6号遺跡については平成17（2005）年に一部が市の史跡に指定され、保存と公開が実現しました。

この文化財センターは平成25（2013）年に廃止され、東広島市教育委員会生涯学習部文化課に調査係及び出土文化財管理センターを新設し、現在は開発を行う土地に関する埋蔵文化財の有無の協議から、発掘調査までを一貫して行う体制をとっています。

近年では西条酒蔵通り地区の四日市遺跡で発掘調査が行われ、西国街道の側溝と考えられる石組みの水路や町家の跡が確認され、土師質土器、陶磁器、石製品、木製品のほか、金属製品、古銭、瓦など多種多様な遺物が発掘されました。また、西条本町歴史広場整備に伴う発掘調査では、賀茂鶴酒造一号蔵の近代の釜場の遺構が発見され、重要な遺構として保存されるとともに、令和6（2024）年には西条酒蔵群の一部として史跡に指定されました。

その他、保存整備を行うための発掘調査が三ツ城古墳と安芸国分寺跡で行われており、史跡の復元・公開につながっています。



写真 2-7 発掘調査の様子



写真 2-8 三ツ城第1号古墳の埋葬施設



写真 2-9 賀茂鶴酒造一号蔵
釜場遺構

(3) 研究機関・民間企業等による発掘調査

研究機関による発掘調査は広島大学が行ったものが主です。

昭和56（1981）年には大学の統合移転に伴い、広島大学統合移転地埋蔵文化財調査委員会が立ち上げられ、17年をかけて遺跡の分布・試掘調査や発掘調査が行われました。

この調査により、旧石器時代の石器や弥生時代の集石炉が発見された鴻の巣遺跡、旧石器時代や縄文時代の集落跡が発見された西ガガラ遺跡、弥生時代の竪穴式住居跡や鎌倉時代後期の堀立柱建物跡などが発見された鏡西谷遺跡など、36か所の遺跡が明らかになっています。

また、開発事業に伴う発掘調査が民間企業によって行われており、大成エンジニアリング株式会社が横田1号遺跡、株式会社島田組が西条土与丸二丁目1号遺跡、株式会社イビソク広島営業所が勝谷遺跡などを調査し、それぞれ発掘調査報告書が刊行されています。

3. 文化財の把握調査の状況

令和6（2024）年8月現在の、本市の文化財把握（基礎）調査の実施状況は以下のとおりです。

今後、一次調査（^{しっかい}悉皆調査）が必要な分野や、二次調査（詳細調査）が必要な分野があり、把握調査の課題とそれに対する方針・措置（^{そち}取組み）について、第5章で整理します。

■表 2-4 東広島市の文化財把握（基礎）調査の実施状況 ※令和6（2024）年8月現在

町 類型			西条町	八本松町	志和町	高屋町	黒瀬町	福富町	豊栄町	河内町	安芸津町
有形文化財	建造物	社寺建築	○	○	○	○	○	△	△	△	△
		近世民家建築	○	○	○	○	△	△	△	△	△
		近代和風建築	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		近代洋館建築	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		近代化遺産	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	美術工芸品	絵画	△	△	△	△	×	×	×	×	×
		彫刻	△	△	△	△	×	×	×	×	×
		工芸品	△	△	△	△	×	×	×	×	×
		書籍・典籍	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		古文書	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		考古資料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		歴史資料	△	△	△	△	△	△	△	△	△
無形文化財		×	×	×	×	×	×	×	×	×	
民俗文化財	有形の民俗文化財	△	△	△	△	×	×	×	×	×	
	無形の民俗文化財	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
記念物	遺跡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	名勝地	△	△	△	△	×	×	×	×	×	
	動物・植物・地質鉱物	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
文化的景観		×	×	×	×	×	×	×	×	×	
伝統的建造物群		△	×	×	△	×	×	×	×	×	

○：調査・把握済み、△：着手または未了、×：調査未実施

4. 指定等文化財の概要と特徴

本市域では、本章 1 節の文化財の調査成果をもとに、国・県・市の歴史を語る上で欠かせないと学術的に評価された文化財が、それぞれ文化財保護法・広島県文化財保護条例・東広島市文化財保護条例に基づき、国・県・市の文化財として指定・登録され、保護の対象となっています。指定・登録文化財は地域の誇りや郷土愛の醸成に大きな役割を果たしており、地域の歴史文化を検証する上でも、継続的な調査と指定・登録が求められます。

令和 6（2024）年 8 月 1 日現在、市内の指定・登録文化財は 222 件です。内訳は、国指定文化財が 9 件、県指定文化財が 24 件、市指定文化財が 79 件、国登録有形文化財が 109 件、国登録記念物が 1 件です。指定・登録文化財のほとんどは有形文化財と記念物であり、無形文化財の指定はまだありません。

■表 2-5 東広島市内の指定等文化財数 ※令和 6（2024）年 8 月 1 日現在

	指定															登録		合 計	
	有形文化財							無形文化財	民俗文化財			記念物			文化 の景観	伝統的 建造物群	有形文化財		記念物
	建 造 物	美術工芸品							史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	建 造 物	名 勝						
		絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡・典 籍・古 文書	考 古 資 料	歴 史 資 料												
国	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	0	1	0	0	109	1	119	
県	1	1	5	3	4	1	0	0	0	1	2	0	6	0	0	—	—	24	
市	14	5	8	7	3	5	5	0	0	4	16	0	12	0	0	—	—	79	
合計	18	6	13	10	7	7	5	0	0	5	22	0	19	0	0	109	1	222	

町別の状況は、平成 17（2005）年の旧市と旧町の合併以前の状況に大きく左右されています（表 2-6）。規模的に最大だった旧市が最も多いのは別として、町指定文化財が 1 件もなかった地域もあり、旧自治体の取組みの度合いによって質・量ともに大きな差がありました。合併後、平成 24（2012）年度まで町指定文化財の見直しを行ったこともあり、その状況は依然として解消されていません。

指定文化財の種別にも大きな偏りがあります。文化財の 6 類型のうち、無形文化財、文化的景観、伝統的建造物群の指定・認定はありません。民俗文化財の中でも有形民俗文化財の指定はなく、無形民俗文化財の件数も少ない状況です。無形民俗文化財の中には、豊栄町で指定していた「吉原神祇^{よしわらじんぎ}」のように、後継者が途絶え、祭での子どもによる演技のみになっていて、元の形が継承されていないため指定解除したものもあり、指定を増やす以前に過疎化による伝統芸能の消滅が危惧されています。

■表 2-6 東広島市内の指定等文化財数（町別）※令和6（2024）年8月1日現在

	指定										登録		合 計
	有形文化財		無形文化財	民俗文化財		記念物			文化的景観	伝統的建造物群	有形文化財	記念物	
	建造物	美術工芸品		有形民俗文化財	無形民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物			建造物	名勝	
西条町	8	13(1)	0	0	0	9	0	2	0	0	87	1	120(1)
八本松町	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	3
志和町	3	7	0	0	0	1	0	2	0	0	1	0	14
高屋町	1	5(1)	0	0	0	4	0	0	0	0	5	0	15(1)
黒瀬町	0	7	0	0	0	2	0	1	0	0	8	0	18
福富町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2
豊栄町	1	1	0	0	1	3	0	4	0	0	0	0	10
河内町	5	13	0	0	2	0	0	1	0	0	1	0	22
安芸津町	0	3	0	0	2	1	0	5	0	0	6	0	17
全 域	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
合 計	18	49(1)	0	0	5	22	0	19	0	0	109	1	223(1)

※（ ）内は町をまたいだ指定の件数

次に指定実績のある文化財の現状を種別ごとに整理します。

（1）有形文化財

有形文化財は建造物や絵画、彫刻、工芸品などを指し、いわゆる「文化財」と言ったとき最もイメージしやすいものと言えるでしょう。本市の中で最も指定件数が多い文化財です。内訳は、建造物が18件、美術工芸品が48件（絵画が6件、彫刻が13件、工芸品が10件、書跡・典籍・古文書が7件、考古資料が7件、歴史資料が5件）です。

最多の美術工芸品は、早くから調査が進み評価が定まっている仏像が11件と多く、仏画・縁起絵等の宗教画が4件、鏡像・懸仏が5件39点、経典が3件、銅鐘が3件など、仏教関係の遺産が多数を占めます。この傾向は建造物でも同様で、社寺に關係する建造物が16件と多くを占めます。残る2件は町家であり、面積、数量の上で市内最大となる農村集落に関する建造物の指定はありません。

これらのうち、平安末期の仏像の中には地方色が色濃く見られるものもあり、地方での造像が行われ始めていることを窺うことができることや、県内でも数点しか確認されていない鏡像があ

ることなどが特筆されます。また、建造物には中世・近世の社寺建築・町家建築がありますが、今後農村に関わる建造物並びに近代の建造物の指定も検討する必要があります。



写真 2-10 市重要文化財 新宮神社本殿



写真 2-11 市重要文化財 線刻十一面観音鏡像

(2) 民俗文化財

民俗文化財は国民、市民の生活の移り変わりを示す風俗習慣や生活物資、芸能や技術など広い範囲に及び、有形の民俗文化財と無形の民俗文化財に分けられます。民具・工具類や衣食住の実態を示す衣類・食器類、芸能で使用される衣装や仮面、楽器類など、物としての文化財を指すものが有形の民俗文化財であり、祭礼や習俗、歌謡・舞踊等の芸能、伝統的な産業に関わる技術など、形のないものが無形の民俗文化財にあたります。また、方言や地名・屋号なども無形の民俗文化財に含みます。

民俗文化財は、無形の民俗文化財の指定が5件あります。内訳は、神楽2件、祭礼行事2件、民謡1件です。神楽は市北部、祭礼行事は市南部と地域的な偏りが見られます。

有形の民俗文化財については、近世・近代の遺産を中心に数多く知られていますが、指定の実績はありません。特に産業、生活、祭礼に関わる有形の民俗文化財については、まとまった遺産があることから、調査・研究を経た上での指定等も検討する必要があります。



写真 2-12 市重要無形民俗文化財
祝詞山八幡神社の神賑行列



写真 2-13 市重要無形民俗文化財
三津祇園祭り

(3) 記念物

記念物は、遺跡のうち歴史上、学術上価値の高いものからなる史跡と、庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳などの名勝、動植物・地質鉱物などの天然記念物から構成されます。

記念物の指定は、史跡と天然記念物があります。史跡は国指定の4件を含めて22件あります。時代的には、古墳時代から近代までを含んでおり、特に先史・古代・中世・近世～近代の国史跡がそれぞれ指定されているのが大きな特徴です。いずれも各時代を特徴づける、広島県を代表する遺跡であり、本市の歴史上特筆されるものです。種別では古墳と城跡で半数を超えますが、概ね現況や伝承（市史跡 西条柿伝承地、白鳥神社）に基づき学術調査され、指定されたものが多く、開発に伴う発掘調査の結果を受けて保存され、史跡に指定されたものはわずかに1件（市史跡 西本6号遺跡）です。旧石器時代～弥生時代の遺跡については、調査例が多数ありますが、指定の実績はありません。

また、安芸津町木谷地区の市史跡 二馬手塩田跡 樋の輪は、地域での価値の発信・普及活動や郷土史家による調査・研究、市への文化財指定の要望が行われ、専門家による学術的な調査・研究を経て市の史跡に指定されたものです。地域・専門家・行政が一体となって文化財指定が行われたものであり、今後もこうした地域活動が期待されます。

天然記念物については、動物が特別天然記念物オオサンショウウオ、市天然記念物アキサンショウウオの2件、地質に関するものが2件のほか、残りの15件は全て樹木に関するものです。



写真 2-14 市史跡 二馬手塩田跡 樋の輪



写真 2-15 市天然記念物 中黒瀬のセンダン

(4) 登録文化財

登録文化財については、広島県及び本市には独自の文化財登録制度がなく、国による文化財登録を推進しています。

登録文化財は、登録有形文化財（建造物）109件と登録記念物1件があります。登録有形文化財の多くは市の主要な伝統的産業である酒造業にかかわるものです。そのほかの登録有形文化財も近代化遺産に属するものが多数を占めます。登録記念物の1件は、昭和期を代表する名作庭家・重森三玲の庭園（前垣氏庭園（寿延庭））です。



写真 2-16 登録有形文化財 ^{かねみつ} 金光酒造貯蔵蔵



写真 2-15 登録記念物 前垣氏庭園（^{じゅえんてい} 寿延庭）

今後も引き続き地域の文化財の調査を行うとともに、明らかになった文化財の詳細な調査を実施し、その価値を明らかにするとともに、価値に応じた法・条例の規定に基づく保護・保全が行えるよう、適切な指定に取り組む必要があります。

5. 未指定文化財の概要と特徴

未指定文化財は、未だに文化財指定されていないすべての文化財を指す名称です。決して文化財指定の価値がない文化財という意味ではなく、未だに価値の評価が定まっていない、あるいは価値が明らかになっていないことから、文化財保護法の規定によって保護されていない文化財といえます。一つ一つの文化財の価値を明らかにすることは重要ですが、それには非常に多くの労力と時間がかかります。一方で、その間に失われていく文化財は少なくありません。本計画が指定・未指定を問わず文化財の総合的な保存と活用を図ることを目的としているのは、潜在的な価値を持つ未指定の文化財を少しでも保存し活用することで、将来の評価をまち、実は歴史文化の理解に欠くことのできない文化財が、人知れず失われることを防ぐためです。

文化財を保存し活用するためには、その文化財の存在を知り、それが文化財であるという認識を持つことが必要です。どのようなものが文化財となるのかについては、文化財保護法第2条により規定された6類型（P11 序章5節 表 序-3）の文化財に網羅されます。

本市では文化財について前節の^{しっかい} 悉皆調査のほか、歴史文化基本構想の策定時（平成 29（2017）年度）に市民及び住民自治協議会を対象としたアンケート調査を行い、市民が大切に思う歴史文化・文化財について調査を行いました。その他、地域でのワークショップの開催、地域の刊行物に掲載されている文化財の調査、学びのキャンパス推進事業における行動計画のアンケート調査などにより、令和 6（2024）年 8 月 1 日現在で 3,000 件を超える未指定文化財を把握しています。

ここでは、類型ごとの未指定文化財の状況を概観します。

(1) 有形文化財

本市域には近世の社寺建築だけで 100 棟を超える建造物があり、これに近代の建造物を加えると 1,000 棟を軽く超えると推測されます。戦後の農家建築の中には「^{いぐらづくり} 居蔵造」と呼ばれる伝統的な^{しっくい} 赤瓦・漆喰壁の木造建築が数多く存在します。居蔵造の建造物は本市の農村風景を特徴づける

ものです。

彫刻の中で大きな割合を占めるのは仏像・神像です。近世・近代の彫刻は、地方色が豊かで高い文化的価値を有しています。工芸品は陶磁器や漆工芸など多数存在しますが、後述する民俗文化財との境界があいまいです。

書籍・典籍・古文書^{てんせき}については、未確認のものが各家庭に多く存在すると思われていますが、近年学校教育の中で崩し字などを学習する機会がなく、市民がその内容に直接アクセスすることが困難となっています。こうした状況は、書籍・典籍・古文書などの文化財が急速に失われる原因の一つとなっています。

(2) 無形文化財

無形文化財は演劇、音楽、工芸技術などの無形の文化的所産を指します。文化的活動として多くの市民が関わっている分野であり、本市の歴史上、芸術上の意義について検討の上、保存・活用を図る必要があります。

(3) 民俗文化財

市内では各地に盆踊り^{ふきはやし}や吹囃子^い、亥の子などの無形の民俗文化財、酒造りの道具や各種農機具・漁具などの有形の民俗文化財^{のこ}が遺されています。

無形の民俗文化財は、昔話・伝承・民謡から祭礼・行事まで幅広いものですが、いずれも人から人に伝えられるものであり、その継承が途切れれば、簡単に失われるものです。特に方言は、かつては村ごとといえるほど多彩な方言があり、地方ごとに限定されたコミュニティの中で、コミュニティに属する話者によって伝えられたものでした。そのため、方言は現代社会においてマスコミュニケーションが発達し、人々の交流が広域になったことで変質し、急速に失われつつあります。また、地名についても、耕地整理や土地区画整理、住居表示の変更などによって、小さな範囲を示す小字^{こあざ}やホノギなどが失われつつあります。特にホノギや農家・商家などの家の名称である屋号^{やごう}は、核家族化や都市化、住民の他地域への移動などにより、地域によっては壊滅的な状況となっています。この傾向は市街地ほど顕著ですが、耕地整理や耕作放棄地の増加などにより、農村地帯でも見られます。その他、地域には「荒神さん」や「イボ神様」などの多様な信仰が受け継がれていますが、方言などと同じく生活文化の急速な変化の中で失われつつあるものもあります。

時代的な残存状況については、地名以外の中世以前の民俗文化財は大変希少なものとなっていますが、近世に入ると徐々に生活文化の遺品・習俗が明らかになってきます。近代以降更に豊かな民俗文化財が明らかとなりますが、現代は生活の移り変わりが非常に速く、昭和・平成についても民俗文化財の収集は急務な状況です。

(4) 記念物

記念物は、前節でも述べたように、歴史的な遺跡である史跡と、庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳などの名勝、動植物・地質鉱物などの天然記念物から構成されます。

本市域に広く分布する数多くの古墳や中世の城跡など、本市の歴史に関わる各時代の遺跡は、指定未指定にかかわらず史跡といえ、本市の歴史の解明と密接に関連しています。また、名勝としては、寺院・旧家に残る庭園や古くから知られる奇岩、沿岸部の景勝地などが挙げられます。

本市は南部の瀬戸内海沿岸から、標高 400m の吉備高原面まで多様な自然環境の中にあります。特に降水量の乏しい瀬戸内海気候から、数多くのため池が造られ、そこにはサイジョウコウホネなどの貴重な水生植物や水生昆虫、水鳥などの自生・生息地となっています。

(5) 文化的景観

文化的景観は人々の生活や生業の中で形成された景観であり、地域ごとの風土によって形成された景観を指します。本市を特徴づける酒造業によって形成された景観はよく知られていますが、広大な水田の中に赤瓦・白壁の壮大な居蔵造の農家が点在する散居集落の景観は、本市を代表する農業分野での文化的景観といえるでしょう。そのほかにも、山間部の棚田や三津湾のカキ養殖のための筏が浮かぶ景観、安芸津町木谷のじゃがいも畑など、豊かな文化的景観が存在します。



写真 2-17 赤崎のじゃがいも畑

(6) 伝統的建造物群

伝統的建造物群は城下町、宿場町、門前町など、伝統的な集落・町並みを指します。西条酒蔵通り地区や高屋町白市、安芸津町三津、志和町志和堀、豊栄町乃美など郷町の系譜を引く伝統的な町家のある町並みのほか、茅葺民家や赤瓦の居蔵造の大規模農家が点在する農村景観は、本市を代表する伝統的建造物群といえます。



写真 2-18 西条酒蔵通り地区の町並み



写真 2-19 赤瓦屋根の景観

時代的に見ると、指定文化財が近世以前に大きく偏っているのに対し、未指定文化財は近代以降のものが大きなボリュームを持っています。近現代の文化財は市民にとって身近なものが多く、それだけに文化財と文化財でないものの区別があいまいな領域にあります。今後、近現代の文化財を定義づけるなどして、保存と活用之道を拓くことが求められます。

6. 各エリアの特徴と文化財

本市を構成する9つの町は、それぞれ歴史的な経緯を踏まえて形成された自立的な自治体でした（昭和49（1974）年合併の西条町、八本松町、志和町、高屋町、平成17（2005）年合併の黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町）。合併し市となった現在においても、町単位の枠組みは残されています。これらの地域的な枠組みは、歴史をたどると古代の賀茂郡や豊田（沙田）郡の「わみょうるいじゅうしやう和名類聚抄」（平安時代の辞書）記載の郷にまでさかのぼることができます。また、江戸時代の賀茂郡は、各村々が一定のまとまりをもって組分けされており、古代の郷ともある程度対応しています。

本節では、こうした歴史的背景と地域的なまとまりを踏まえ、本市域を8つのエリアに分割し、各エリアの特徴と文化財について整理します。



図 3-13 東広島市の歴史文化における地域的なまとまり

(1) 西条・八本松エリア

古代は賀茂郷・木綿郷・大山郷があり、近世は西条庄として一体的に発展してきた地域です。西国街道（旧山陽道）や山陽本線の通る交通の要衝であり、豊かな生産力を背景とした4つの史跡を中心に様々な文化財が遺されています。

■表 2-7 西条・八本松エリアの主要な文化財

有形文化財	教善寺本堂・庫裏、國分寺護摩堂・仁王門、新宮神社本殿・随神像、中の埵隧道、福成寺本堂内厨子及び須弥壇、御建神社本殿・鳥居、妙福寺本堂、八本松八十八石仏、木造薬師如来坐像・木彫十二神将立像（長福寺）、木造薬師如来坐像・薬師如来坐像（國分寺）、慶徳寺銅鐘
無形文化財	美酒鍋
民俗文化財	化粧菰樽の道具、酒造りの道具、タバコ乾燥庫、亥の子、酒造り唄、トンド、盆踊り
記念物	安芸国分寺跡、鏡山城跡、古代山陽道、西条柿伝承地、西条酒蔵群、曾場が城跡、槌山城跡、三ツ城古墳、吾妻子の滝、武士の滝、前垣氏庭園、オオサンショウウオ、カスミサンショウウオ、西条層の露頭、福成寺の巨樹群、三永のサルスベリ
文化的景観	赤瓦・居蔵造の散居集落の景観、西条酒蔵群と旧宿場町の景観
伝統的建造物群	赤瓦・居蔵造の散居集落、西条酒蔵通りの町並み

(2) 志和エリア

古代は志芳郷があり、中世は志芳庄、近世は志和庄、現代は志和町として歴史的に一体的な地域です。中世には、安芸国の有力な国人（国衆）・天野氏の拠点が置かれた地域であり、天野氏に関連する文化財や、幕末の広島藩の軍事施設に関する文化財などが多く遺されています。

■表 2-8 志和エリアの主要な文化財

有形文化財	大宮神社宮蔵、西方寺本堂、時報塔、並瀧寺本堂・庫裏、唐絵涅槃像（並瀧寺）、報恩寺釈迦如来座像、木造獅子狛犬（二宮神社）、木彫延命地藏菩薩半跏像（並瀧寺）、懸仏（大宮神社）、銅鐘（市中神社）、五部大乘経（大宮神社）、紙本墨書大般若経（大宮神社）
民俗文化財	亥の子、新宮踊り、月見踊り、トンド、宮踊り

記念物	石井城跡、生城山城跡、海軍山聴測照射所跡、旧神機隊駐屯地、金明山城跡、米山城跡、すくも塚、長者山城跡、八条原城跡、中原神社のケヤキ、二宮神社のクスノキ
文化的景観	堀・内地区の棚田と散居集落の景観
伝統的建造物群	茅葺屋根・赤瓦・居蔵造の散居集落、堀市の町並み

(3) 高屋・入野エリア

古代は高屋郷・造果郷・入農郷がありました。中世は安芸国の最有力の国人（国衆）・平賀氏の領域であり、近世は高屋庄として一体的なエリアでした。

こうした歴史的背景により、平賀氏に関連する文化財が多く遺されています。

■表 2-9 高屋・入野エリアの主要な文化財

有形文化財	頭崎神社本殿、旧木原家住宅、西品寺本堂、住吉神社本殿、竹林寺仏堂、竹林寺本堂、土宮神社本殿、福岡八幡神社本殿、養国寺本堂、竹林寺縁起絵巻、線刻十一面観音鏡像、杉木の石造地藏菩薩立像、僧行賢関係遺品、竹林寺石造物、八王子観音菩薩立像、木造地藏菩薩半跏像（竹林寺）、白鳥古墳出土品、西本6号遺跡出土品
民俗文化財	亥の子、白市歌舞伎、神明さん、トンド、奉納相撲、巫女舞
記念物	小谷焼窯跡、胡麻古墳群、白鳥神社、新開城跡、仙人塚古墳、鷹巣城跡、滝山城跡、西本6号遺跡、平賀氏の遺跡、入寺の滝、西条層の露頭、鶴亀山の社叢
文化的景観	白市の茶畑の景観、高屋堀の迫田景観、入野川の蟹カゴ漁
伝統的建造物群	迫田と赤瓦・居蔵造の民家群、白市の町並み

(4) 黒瀬エリア

古代は訓養郷があり、中世は東条郷、近世は黒瀬郷、現代は黒瀬町として歴史的に一体的なエリアです。神仏習合に関する文化財が多く遺されています。また、近年では特別天然記念物のコウノトリが飛来しています。

■表 2-10 黒瀬エリアの主要な文化財

有形文化財	かねみつ 金光酒造、慶雲寺観音堂厨子、五神社本殿、樋之上八幡神社本殿、 うちはたぎょうえんふすまえ おお た だ かけぼとけ ひ の うえ 内畠 暁 園襖絵、大多田八幡神社の懸 仏、樋之上八幡神社の懸 仏・棟札、 かけぼとけ み しま ほうのうはいがく 門前神社の懸 仏、三島神社奉納俳額
民俗文化財	そう じ ほうおんこう 葬時料理、トンド、報恩講の行事
記念物	いわまくやま え び ね ふたつやま やす だ 岩幕山古墳、岩山城跡、恵比禰城跡、旧佐々木屋敷跡、二ツ山城跡、保田古 こ だ やま 墳群、小田山、コウノトリ、中黒瀬のセンダン
文化的景観	い ぐらづくり さんきょ 赤瓦・居蔵造 の散居集落の景観
伝統的建造物群	赤瓦・居蔵造の散居集落

(5) 福富エリア

古代は訓芳郷があり、現代は福富町として一体的なエリアです。豊かな自然のもと、広島県天然記念物のシャクナゲ群落や、赤瓦屋根の田園景観などが遺っています。

■表 2-11 福富エリアの主要な文化財

有形文化財	しょうかく じ もりまさ みょうげん じ 岡山八幡神社本殿、正 覚寺本堂、森政神社拝殿、明 眼寺本堂、 つつじ (てましょく) 躑 躅 の太鼓
民俗文化財	さる たひこ ふきはやし み こまい 猿田彦、獅子舞、吹囃子、巫女舞
記念物	あ ら い かいのだお しし だ と ばな 阿良井城跡、貝 峠古墳、小松古墳群、宍戸城跡、高塚城跡、戸 鼻遺跡、 く ば と の わにぶち しゃそう 長尾城跡、堀城跡 (久 芳)、堀城跡 (戸 野)、鰐淵の滝、岡山八幡神社の社叢、 たかのすやま たけ に 鷹巣山のブナ林、竹仁のシャクナゲ群落、
文化的景観	赤瓦の農家と田園の景観
伝統的建造物群	い ぐらづくり さんきょ 赤瓦・居蔵造 の散居集落

(6) 豊栄エリア

古代は能美郷、安宿郷、備後国世羅郡などが混在していますが、現代は豊栄町として一体的なエリアです。特別天然記念物オオサンショウウオの繁殖地が確認されているほか、広島県無形民俗文化財の神楽～五行祭～、小早川氏の一族である乃美氏に関する遺跡などが遺されています。

■表 2-12 豊栄エリアの主要な文化財

有形文化財	本宮八幡神社社殿、紙本墨書大般若經（本宮八幡神社）、瀬賀八幡神社本殿
民俗文化財	梶子姫伝説、神楽～五行祭～、獅子舞、吹囃子、巫女舞、吉原神祇
記念物	宇都山城跡、太平山古墳、杉城跡、砂走山城跡、瀬賀山城跡、天神原遺跡、茶臼山城跡、塔ノ岡古墳、宮ヶ迫古墳、六日市古墳群、門田山城跡、吉末城跡、アキサンショウウオ、オオサンショウウオ、畝山神社の巨樹群、エヒメアヤメ、苦の辻中生代魚類化石産出層、本宮八幡神社の社叢、蓮教寺のアスナロ、
文化的景観	赤瓦の農家と田園の景観
伝統的建造物群	赤瓦・居蔵造の散居集落

(7) 河内エリア

古代は登能郷であり、中世は沼田新荘であり、沼田川流域の一体的なエリアです。小田神楽や宇山民謡などの貴重な無形民俗文化財や、中世の在地領主・小田氏に関する文化財などが遺されています。

■表 2-13 河内エリアの主要な文化財

有形文化財	真光寺宝篋印塔、深山変電所本館、小田八幡神社板碑、廃専光寺文明板碑、木造薬師如来坐像及び木造十二神将像、安広八幡神社神輿
民俗文化財	宇山民謡、小田神楽、沼田川の川漁
記念物	大道遺跡、小田城跡、下鷹城跡、障子ヶ嶽城跡、田屋城跡、茶臼山城跡、常友城跡、虎御前の墓、二反田古墳、山居遺跡
文化的景観	宇山の農村景観

伝統的建造物群

なかごうち
中河内の町並み

(8) 安芸津エリア

古代は香津郷かうのつごうがあったと推測されています。中世は三津三浦みつみうら、近世は浦辺筋うらべすじ、現代は安芸津町として一体的なエリアです。本市で唯一海に接する地域であり、海との関わりが深い文化財のほか、近代に盛んになった酒造りに関する文化財が主に遺のこされています。

■表 2-14 安芸津エリアの主要な文化財

有形文化財	今田酒造本店、小松原説教場、榊山八幡神社社殿 さかきやま 、柄家住宅、柄酒造、日高八幡神社本殿、能面、日高八幡神社の狛犬 こまいぬ 、木造釈迦如来座像（立花区）、浄福寺の大般若経 だいぱんにゃきょう 、祝詞山八幡神社棟札 のりとやま むなふだ
民俗文化財	大田首なし地藏、拝み岩、トンカラリン、イカカゴ漁、小松原説教場の宗教行事、重松神社の大名行列 しろうおりょう 、白魚漁 しろうおりょう 、タコ壺漁 のりとやま 、祝詞山八幡神社大祭の神賑行列 しんしんぎょうれつ 、三津祇園祭り みつぎおんまつ
記念物	重信城跡 ふたまで 、二馬手塩田跡、松尾城跡、大芝の褶曲した地層 しゅうきよく 、三大妙見神社 みょうけん の社叢 しゃそう 、ちしゃのき、祝詞山八幡神社のコバンモチ群落、ホボロ島、蓮光寺の大イチョウ、
文化的景観	赤崎のジャガイモ畑の景観、三津湾のカキ筏 いかだ が浮かぶ景観
伝統的建造物群	三津の町並み

第3章 東広島市の歴史文化の特徴

第3章 東広島市の歴史文化の特徴

1. 東広島市の歴史文化の特徴

これまでの歴史文化・文化財の調査・研究の成果をもとに、本市の歴史文化の特徴を次のとおり整理します。

● 広島県最大の洪積台地と瀬戸内海気候

本市の中心部は標高 200m ほどの台地上に位置し、しかも盆地であることから、一日の寒暖差が大きいのが特徴です。こうした自然環境は、農作物の生育に適しています。

一方でこの地形と瀬戸内海気候は水不足を招きやすく、旧市域だけで 2,000 を超すため池の築造につながりました。

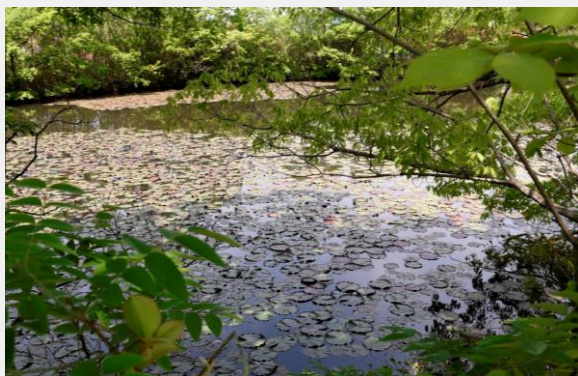


写真 3-1 市内のため池



写真 3-2 赤瓦屋根と田園

● 穀倉地帯の形成と陸上交通

考古学的に見ると、弥生時代中期以降、低い丘^{きゅうりょう}・陵の上を中心に集落の遺跡が爆発的に増加しており、水田・稲作の普及とともに盆地内の人口が飛躍的に増えたことが分かります。遺跡数が前後の時代よりも大幅に増えた時代は、弥生時代中期～後期以外に、12 世紀の平安時代末期、15～16 世紀の室町・戦国期、18～19 世紀の江戸時代後期などいくつか見られます。

これは農業を行う耕地の面積が拡大したこと、農業技術が改良されて生産性が向上したことにより、人口が増加したことによるものと考えられます。

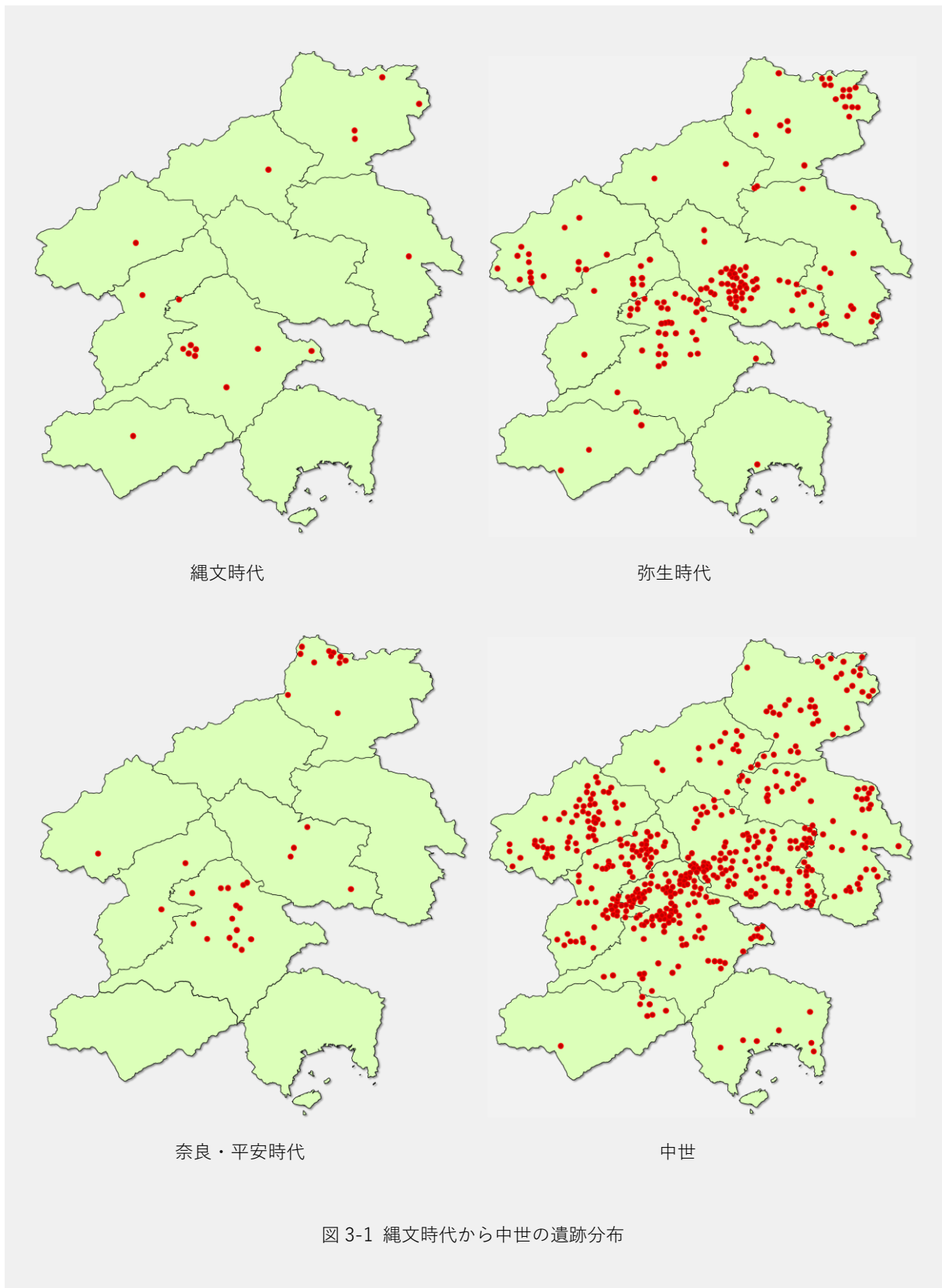
また、地域が経済的に豊かになったことも意味し、江戸時代以来、この地域は^{あきのくに}安芸国最大の穀倉地帯となりました。

加えて、三ツ城古墳^{みつじょう}・安芸国分寺跡・鏡山城跡などの大規模な遺跡の存在は、その遺跡が営まれた時代に何らかの政治的な拠点となっていたことを意味しています。



写真 3-3 史跡 安芸国分寺跡 僧坊^{そうぼう}及び講堂跡

そのような拠点となったのは、この地域の生産量が大きく、山陽道を中心とした陸上交通の要衝でもあったことによるものです。



● 穀倉地帯と海、そして銘醸地の誕生へ

西条盆地の穀倉地帯は、瀬戸内海への最短ルートである安芸津地域を外港とし、穀倉などの生産物は外の世界とつながりました。安芸津町三津は「御津」に通じ、古代の公的な役割を持つ港と推測されます。中世に大内氏が、東西条を自身の本領に組み込む際、安芸津地域も東西条に含めています。また、江戸時代には三津に広島藩の御米蔵（御蔵所）が置かれ、賀茂郡及び一部の豊田郡の年貢米がこの地に運び込まれ、大坂の蔵屋敷に運ばれました。

この豊富な米は三津に酒造業を発達させ、それは後に三浦仙三郎の先進的な醸造技術の開発と後継者の育成につながり、その技術は山陽鉄道の開通した西条において一層開花しました。



図 3-2 西条盆地と海のつながり



写真 3-4 三浦仙三郎が使用した赤色温度計



写真 3-5 西条酒蔵群 賀茂鶴酒造一号蔵

● 東広島市の歴史文化の特性・大テーマ

このように、自然環境・歴史文化を俯瞰すると、人々が長い時間をかけて形成した本市の歴史文化には“安芸国最大の穀倉地帯”という特性があり、この特性から時代ごとに数多くの物語や文化財が派生していることが分かります。この特性は時代を超えて脈々と流れてきたものであり、次世代に受け継いでいくべきアイデンティティーと言えるでしょう。

本計画では“安芸国最大の穀倉地帯”を本市の歴史文化の大テーマとします。

2. 7つのストーリーと関連文化財群

“^{あきのくに}安芸国最大の穀倉地帯”という歴史文化の特性は、時代を超えて長い間受け継がれてきた特性であり、この特性から派生する時代ごとの物語や文化財は多岐にわたります。本市を特徴づける文化財は、市域の中に単体で孤立して存在してきたのではなく、様々なものと互いに関わりながら歴史を刻んできました。

このような歴史的・地理的・社会的な関連性（ストーリー）に基づき、地域の文化財を指定・未指定問わず群（まとまり）として捉える考え方を関連文化財群と言います。文化財を群として捉えることで、相互に結び付いた文化財の新たな価値や魅力を発見することができます。

本市では、歴史文化の特性・大テーマから派生する7つのストーリーをもとに、活用可能な文化財を含み、地域住民の活動と接点があり、ストーリーによって相互に関連付けられた7つの関連文化財群を設定します。

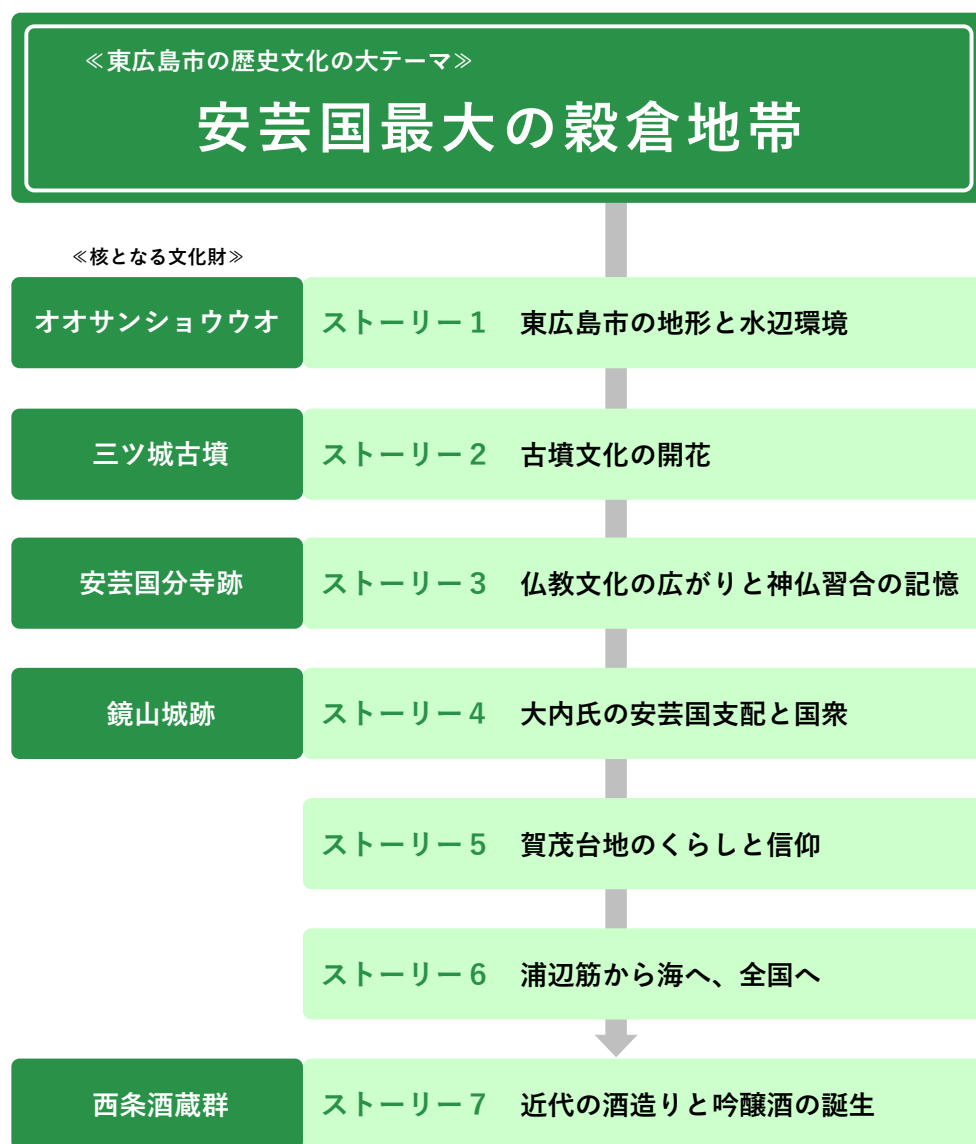


図 3-3 東広島市の歴史文化の大テーマと7つのストーリー

ストーリー 1 東広島市の地形と水辺環境

● 穀倉地帯の“源流”

本市域は、瀬戸内海の沿岸部から標高 390mの北部の高原地帯まで多様な自然環境のもとにあり、市域の最高峰は標高 922mを測る鷹巣山（福富町）です。北部高原地帯（豊栄町）は江ノ川水系、太田川水系、沼田川水系という広島県を代表する大河川の源流域です。また、中部の盆地地域（西条町・八本松町・高屋町・黒瀬町）は黒瀬川、入野川、瀬野川等、中河川の源流域に当たります。年間降水量が 1,500 mm程度と少なく、蓄えられる水の量が少ない花崗岩地帯であることから、農業用のため池が数多く造られ、本市の水辺環境を特徴づけています。江戸時代には正保 3（1646）年に寺家大蔵田下池、明暦 2（1656）年に大蔵田上ノ池などが造られており、早くからため池がこの地域の環境を形成していたことが分かります。

こうした自然環境は、「安芸国最大の穀倉地帯」が形成される土台、源流と言えるでしょう。

● 山林と人々の暮らし

本市の環境は、人の手が入ることによって形成されており、人間の暮らしと密接につながっている点が特徴です。丘陵部の植生は、長らくマツを主体とした二次林であり、薪炭としての利用やコクバヨセ（着火用の松葉集め）等が行われてきました。しかし、近年山林の利用が減少し、さらに松くい虫の被害によって、マツからクヌギ・カシ・シイなどの照葉樹の林に急速に変化しつつあります。

このような山林には多くの動物が生息しています。農作物への被害が問題となっているシカやイノシシは増加の一途をたどっているほか、タヌキ、キツネ、ウサギ、イタチはいうに及ばず、テンやムササビも比較的良く見られます。市域北部ではツキノワグマも確認されており、夏鳥であるブッポウソウの営巣も確認されるなど、豊かな生態系が見られます。

● 清流の主・オオサンショウウオと豊かな水辺

河川には特別天然記念物のオオサンショウウオを始めとした貴重な生物が生息しています。

特にオオサンショウウオは、2,000 万年前からほとんど姿が変わらず、生きた化石とも言われる貴重な存在です。北部の豊栄町域では産卵から孵化が行われる巣穴が複数確認されており、繁殖活動が確認されています。このほか、両生類ではオオサンショウウオ以外に、アキサンショウウオ（旧：カスミサンショウウオ）が市内全域で市の天然記念物に指定されています。

水辺に集まる鳥類は、江戸末期の広島藩の地誌・「国郡志御用書上帳」等に記されるものうち、トキやツルを除いてその多くを現在も見ることが可能であり、水鳥の宝庫といえます。

ため池には多種多様な水草が生息しており、調査では 77 種もの水草が確認されています。中にはサイジョウコウホネのような西条盆地の固有種も見られ、生育環境であるため池とその環境の

保全が求められています。

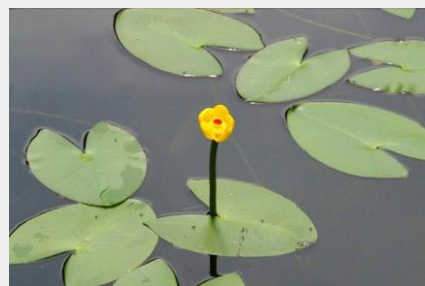
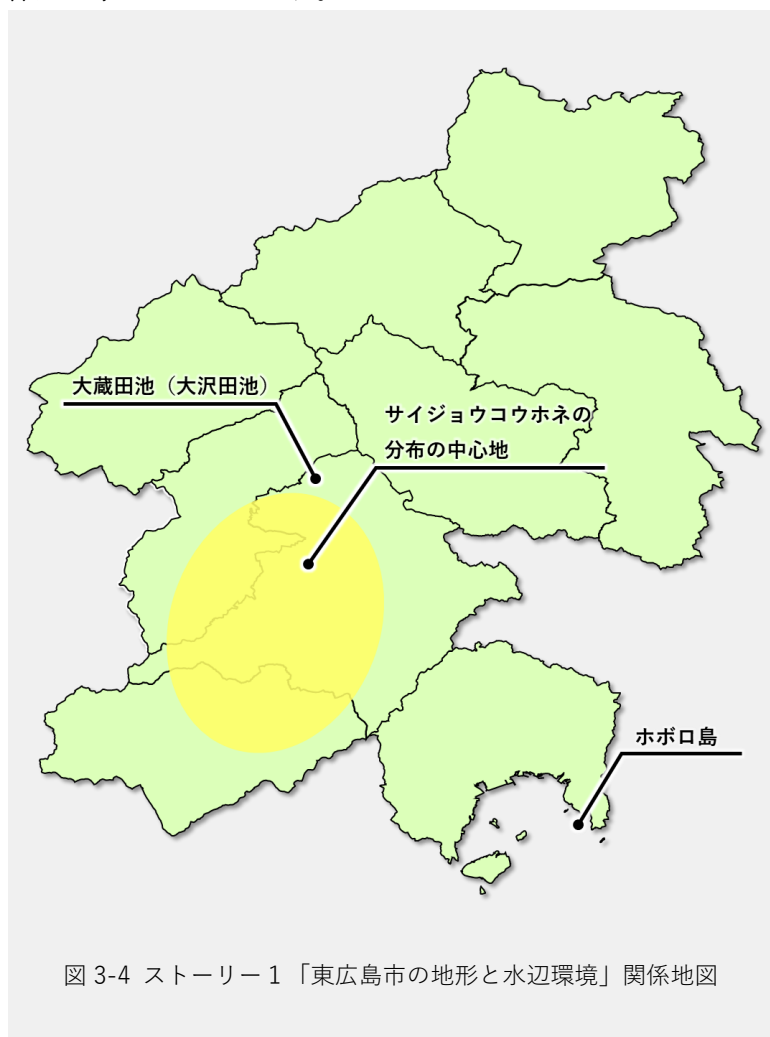


写真 3-6 サイジョウコウホネ

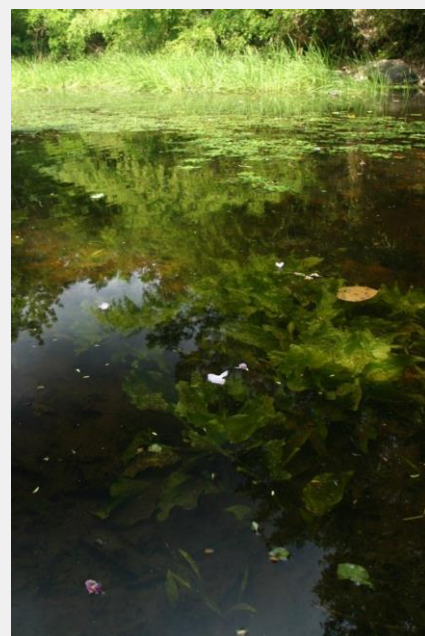


写真 3-7 ため池の水草



写真 3-8 ブッポウソウ



写真 3-9 アキサンショウウオ



写真 3-10 オオサンショウウオ

● 東広島唯一の海、三津湾

安芸津町域は市の南端に位置し、瀬戸内海に面しています。標高が低く、内陸部に比べて温暖な気候です。現在では希少なウラギクなどの海辺の植物も見られます。

海域は三津湾と呼ばれる約 16 km の弧状の海岸線で囲まれており、湾内に 7 つの島が存在します。いずれも小規模で、大芝島を除いて残りは無人島です。中にはホボロ島のようにナナツバコツブムシという甲殻類の影響で生物浸食が進み、50 年程で大きく姿を変えた珍しい島もあります。

海域に生息する魚類は、によればスジハゼやアミメハギなど 58 種が確認されています（「安芸津町史」）。この中にはセトカジカやヘビギンポなど瀬戸内海を特徴づける一方、本州沿岸域では姿を消しつつある小型魚類も多く確認されています。そのほか多様なウミウシ類や造礁サンゴ類のキクメイシモドキの群落も確認されており、豊かな自然環境を示しています。



写真 3-11 ホボロ島（安芸津町）※上の写真は昭和 20 年代



写真 3-12 ウラギク（安芸津町）

《主な構成文化財》

「国郡志御用書上帳」、アキサンショウウオ（市天然記念物）、オオサンショウウオ（特別天然記念物）、サイジウコウホネ、ブッポウソウ、ホボロ島、ため池、

ストーリー 2 古墳文化の開花

● 安芸地方の中心・三ツ城古墳

弥生時代には、土壙墓群や石棺墓群などの集団墓が造られています。中期末から後期にかけて、台状の墳丘をもつ台状墓や、四隅がヒトデのように飛び出した四隅突出墓、方形の墳丘の周囲に溝を巡らした方形周溝墓などのように、特定の人たちを埋葬するような様々な墓制が現れ、全国で展開します。

中央部に当たる西条盆地は、安芸地域で最も広い平野部を形成しており、古くから定住と耕地の形成が進みました。西条盆地でも、墳丘に石を貼る貼石墓や周溝墓などの、やや規模の大きな有力者のものと思われる墓が確認されています。

続く古墳時代には、前方後円墳を頂点とする特徴的な墓制が成立します。広島県最大級の前方

後円墳は、西条盆地のほぼ中央の低い丘陵上に造営された三ツ城古墳（史跡）であり、墓制の上でも安芸地域の中心的な存在でした。

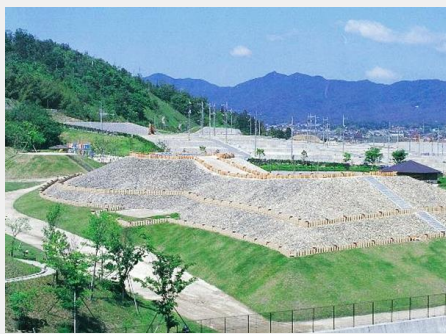


写真 3-13 史跡 三ツ城古墳



写真 3-14 三ツ城古墳出土埴輪



写真 3-15 山王第6号古墳石棺



図 3-5 ストーリー 2 「古墳文化の開花」 関係地図

● 花開く古墳文化

この三ツ城古墳を始めとして、市内には700基前後の古墳が造られています。古墳時代の初期から前期にかけては、才ガ迫古墳（高屋町宮領）や白鳥古墳（高屋町郷）、仙人塚古墳（高屋町郷）、藤が迫第1号古墳（八本松飯田）などが造られていて、各地域の小豪族がしのぎを削っていたようです。中期になってくると、東の吉備勢力（主に岡山県・広島県東部）が強大になってきたことから、それに対抗するため安芸地方（主に広島県西部）の豪族が結集することになり、その頂点に立った豪族の墓が三ツ城古墳と考えられます。ヤマト政権にとっても、強力な吉備勢力

を背後からけん制する意味でも安芸地方と手を結ぶことは重要だったようで、三ツ城古墳に供えられた須恵器はヤマト政権の窯（陶邑）で焼かれたものでした。

後期になると、大きな墳丘を持つ古墳は少なくなり、横穴式石室をもつ円墳が各地で多数造られています。これらは、各地区の小豪族の墓と考えられ、沼田川流域では、装飾付の壺や、鳥形や環状の形をした瓶などの須恵器を副葬することを特徴とする古墳（二反田古墳群（河内町上河内）、貝峠古墳（福富町上戸野）など）が造られています。

古墳時代は国や郡といった地域のまとまりが形成されつつある時代です。そのプロセスの詳細は明らかになっていませんが、巨大古墳が造られた時期に次の時代の安芸国の母体が形成されるとともに、地域性豊かな古墳とその副葬品の存在は、主要河川の流域や盆地などの小地域にそれぞれ独自の文化が育ちつつあったことを示しています。いうなれば、これらは東広島市の文化の源流といえるでしょう。



● 1,200 年の時を超えて

7 世紀に古墳時代が終焉を迎えると、人々の記憶から古墳の存在そのものが忘れ去られていきました。多くの古墳は「塚」と呼ばれていましたが、必ずしも墓とは考えられていなかったようです。しかし、近代に入って発掘調査が行われるようになると、古墳は 3 世紀から 7 世紀の墓であることが明らかになりました。1,200 年の時を超え、“古墳”は再発見されたのです。

大規模な古墳は、その規模の大きさ・使用された石の巨大さから、古代豪族の権威の大きさを目の当たりにできる貴重な遺跡として、地域のシンボルとなっています。

《主な構成文化財》

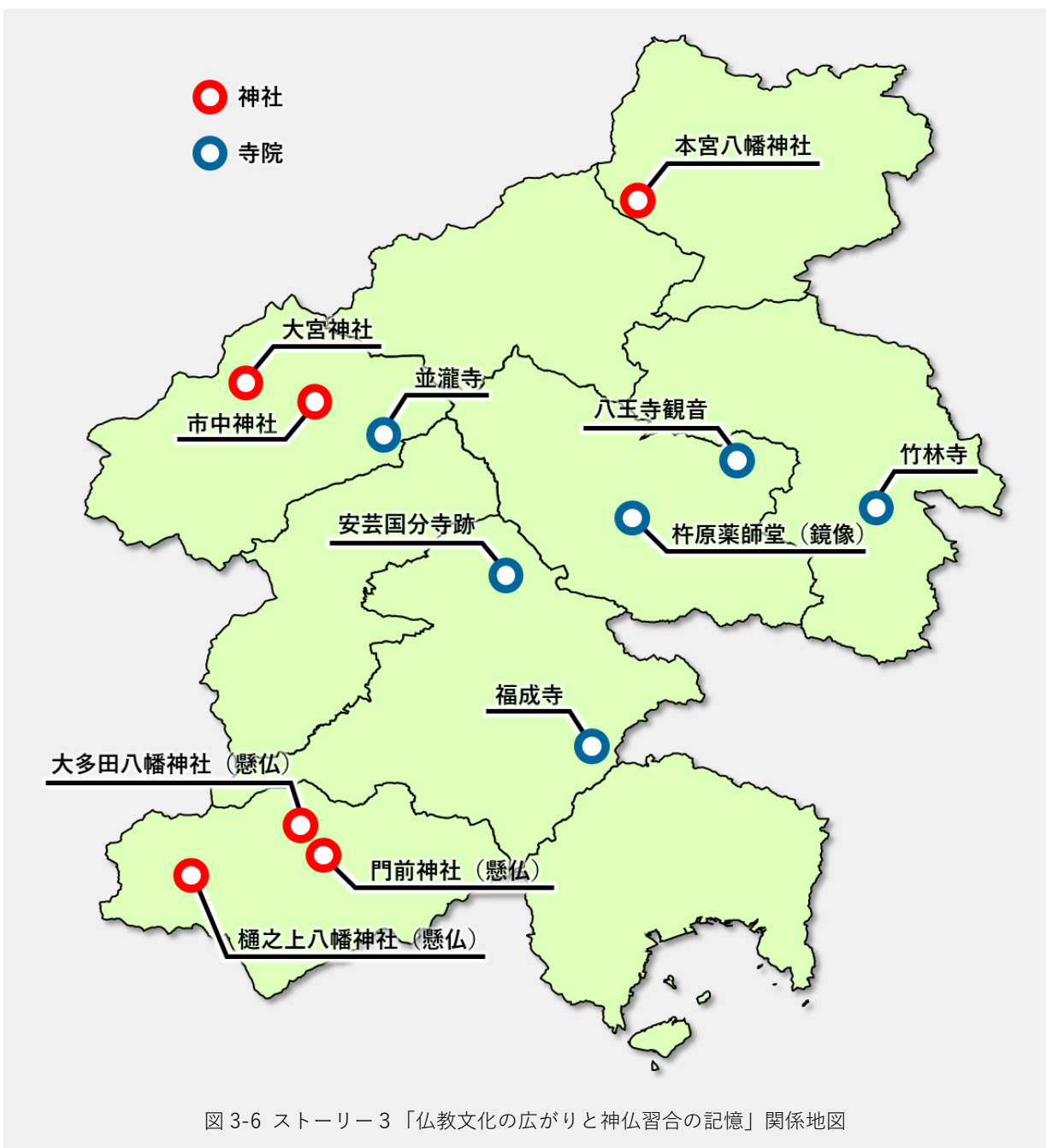
火の釜の伝説、日本武尊の白鳥伝説、貝峠古墳出土台付鳥形瓶、白鳥古墳出土品（県重要文化財）、岩幕山古墳（市史跡）、小越古墳、胡麻古墳群、小松古墳群、才力迫古墳、山王古墳群（市史跡）、白鳥古墳、仙人塚古墳（市史跡）、長者スクモ塚第 1 号古墳、塚土古墳群、二反田第 1 号古墳、花が迫古墳群、丸山神社第 1 号古墳、三ツ城古墳（史跡）、宮ヶ迫古墳群（史跡）、森信古墳群、保田古墳群（市史跡）

ストーリー3 仏教文化の広がりしんぶつしゅうごうと神仏習合こんりゅうの記憶

● 安芸国分寺こんりゅうの建立と広がる法灯

6世紀に日本に仏教が伝えられると、朝廷の保護と関与により、仏を信仰することでこの世で仏の恵を得られるという現世利益げんせいりやくの思想とともに、仏教は急速に全国へ広がっていきました。

本市域における仏教文化の広がり、奈良時代を一つの画期としています。天平13(741)年の聖武天皇の国分寺建立こんりゅうの詔みことのりにより、建立された安芸国分寺はその代表的な存在です。安芸国分寺は発掘調査により、奈良時代の寺院の姿が明らかになっています。そのほか、福成寺ふくじょうじを始めとして現在まで法灯を継ぐ密教系の山岳寺院は、すべて奈良時代に開かれたと伝わります。



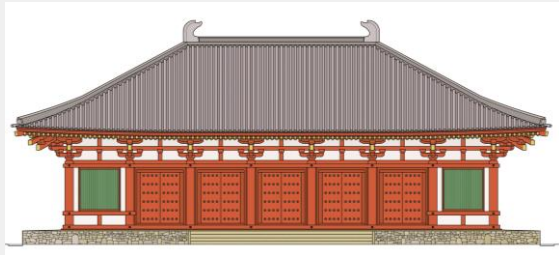


図 3-21 安芸国分寺金堂想像図



写真 3-22 福成寺



写真 3-23 県重要文化財 木造薬師如来座像（国分寺）

● 神仏習合の広がり

一方、神社は、発掘調査によって飛鳥時代の神社として話題になった西本6号遺跡（市史跡）を別として、平安時代の創建を伝える古社が多数見られます。平安時代には、仏教信仰と日本固有の神祇信仰を融合させ、神と仏はもともと一つのもので、仏がこの国に神の姿を借りて現れたものだとする神仏習合の思想が広まった時代です。それ以来、神社と寺院は一体として発展してきました。寺院にはそれを守る鎮守社が建てられ、神社には仏像が祀られました。安芸国分寺の北に鎮座する石清水八幡神社（西条町吉行）は国分寺の鎮守社であったと伝えられ、福成寺には境内に六所権現が祀られています。豊栄町乃美の本宮八幡神社に平安期の大般若経が納められ、志和町志和堀の大宮神社には南北朝時代の^{だいほんにやきよう}大般若経・^{ごぶだいじようきよう}五部大乘経が奉納されています。

加えて伝説や縁起は人々に神仏を身近に感じさせる役割を果たしました。河内町入野の竹林寺は室町時代の縁起絵巻とともに小野篁の伝説を今に伝えています。



写真 3-24 県重要文化財 紙本墨書大般若経
（本宮八幡神社）



写真 3-25 竹林寺縁起絵巻（県重要文化財）

● 現代につなぐ、神仏への信仰

明治新政府は、明治元年（^{けいおう}慶応4（1868）年）、神仏分離令を発し、全国の神社に仏像・仏具を神社から排除すること等を命じました。全国に^{はいぶつきしゃく}廃仏毀釈と呼ばれる仏教排斥運動がおこり、荒れ果てる寺院も多くありました。しかし、2,000年近く人々の意識に植え付けられた神仏に対する信仰は簡単には変わることはありませんでした。本市域においても、廃棄を命じられた仏像や仏具をひそかに守り残した例は数多くあります。志和町志和堀の^{いちなか}市中神社の銅鐘（市重要文化財）や黒瀬町の^{のみのお}美尾の門前神社の^{かけぼとけ}懸仏（市重要文化財）はその好例です。門前神社には19体もの懸仏が残り、中には鎌倉時代の優れた鑄造作品も見られます。これらは全て地域の人々が大切に守り伝えたものであり、長い^{しんぶつしゅうごう}神仏習合の記憶を今に留めるものです。



写真 3-26 市重要文化財 門前神社の懸仏



写真 3-27 市重要文化財 銅鐘（市中神社）

《主な構成文化財》

大宮神社宮蔵（市重要文化財）、竹林寺本堂（重要文化財）、並瀧寺本堂（市重要文化財）、福成寺
 本堂内厨子及び須弥壇（重要文化財）、紙本 著 色 竹林寺縁起絵巻（県重要文化財）、線刻十一面
 観音鏡像（市重要文化財）、八王子観音菩薩立像（市重要文化財）、福成寺地藏菩薩半跏像、
 木造地藏菩薩半跏像（竹林寺・県重要文化財）、木造薬師如来座像（國分寺・県重要文化財）、
 大多田八幡神社の懸仏（市重要文化財）、樋之上八幡神社の懸仏（市重要文化財）、懸仏（大
 宮神社・市重要文化財）、銅鐘（市中神社・市重要文化財）、門前神社の懸仏（市重要文化財）、
 五部大乗経（大宮神社・市重要文化財）、紙本墨書大般若経（大宮神社・市重要文化財）、
 紙本墨書大般若経（本宮八幡神社・県重要文化財）、西本6号遺跡出土品（市重要文化財）、
 小野篁伝説、安芸国分寺跡（史跡）、西本6号遺跡（市史跡）、福成寺境内

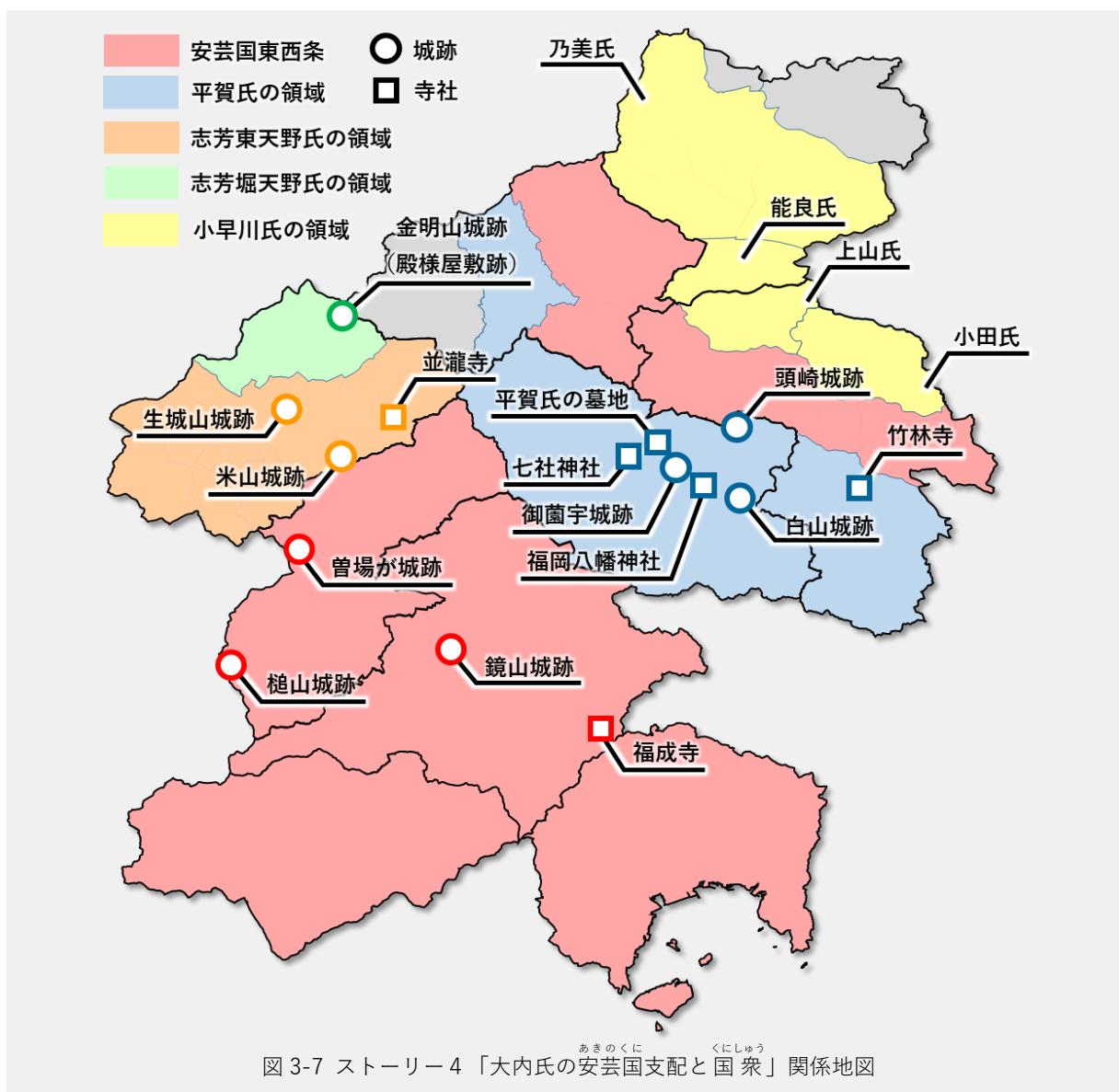
ストーリー4 大内氏の安芸国支配と国衆

● 西国一の守護大名・大内氏と東西条

室町時代の安芸国は、山口を本拠として九州北部から中国地方西部を押さえた大内氏と、管領という幕府の要職を務め、畿内から四国にかけて大きな勢力を持った細川氏という二大勢力の狭間にあり、重要な位置にある地域でした。

室町時代の本市域は、幕府の御家人で地域の有力者である国衆（国人）の領域を除き、その多くが「安芸国東西条」と呼ばれ、山口の大内氏の領地でした。大内氏は西条盆地の中央に鏡山城を築き、安芸国支配の拠点とするとともに、東の細川氏に対する最前線に位置づけました。

大内氏は、鏡山城を軍事的・政治的な拠点とする一方、地域の大寺院である福成寺（西条町下三永）を、氏寺の興隆寺（山口県）の末寺とし、宗教的・精神的な拠点とするとともに、戦乱で荒廃した伽藍の復興に力を尽くしました。



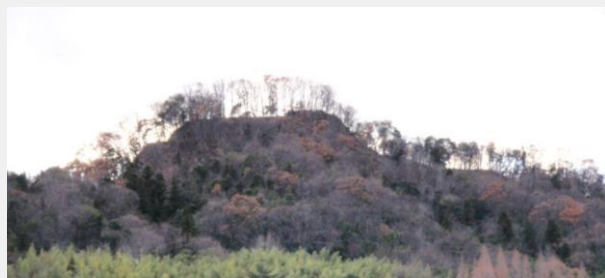


写真 3-28 史跡 鏡山城跡

写真 3-29 市史跡 ^{そば} 曾場が城跡

● ^{くにしゅう} 有力国衆が築く地域文化

一方で、^{あきのくに} 安芸国は南北朝時代以来、守護の権威が浸透せず、地域に根付いた^{くにしゅう} 国衆（^{こくじん} 国人）と呼ばれる豪族が勢力を持っていた特異な地域として知られています。国衆たちは盟約によって連合し、守護など大勢力に対抗するとともに、情勢によって二大陣営の一方を後ろ盾として乱世を生き抜きました。

本市域を根拠地とする高屋の平賀氏、志和東・志和堀の両天野氏は安芸国の国衆の中でも最有力の氏族として知られています。地理的な関係から大内氏に従うことが多かった一方、同じく有力国衆の毛利氏、小早川氏、^{きつかわし} 吉川氏、^{あそめま} 野間氏、阿曾沼氏らと同盟を組み、大名権力から一定の自立を図るとともに、政治的な課題を解決していました

平賀氏は、後世に^{しらいち} 白市（高屋町）と呼ばれる原初的な城下町を形成し、福岡八幡神社や竹林寺など多くの神社仏閣を造営して地域文化の基礎を築きました。

本市の室町・戦国時代は、これら大内氏と平賀氏や天野氏といった^{がっしょうれんこう} 国衆が合従連衡を通じて互いに影響しあうことによってつくられました。平賀氏ら国衆は、大内氏が滅亡し、毛利氏の時代となっても一定程度の独立を維持し、中世を通じて地域を支配することによって、地域に大きな影響を残しました。

写真 3-30 県史跡 平賀氏の遺跡 ^{しろやま} 白山城跡写真 3-31 市史跡 ^{おうぎやま} 生城山城跡

《主な構成文化財》

竹林寺本堂（重要文化財）、^{ななやしろ} 七社神社、^{なみたき} 並瀧寺、^{ふくじょうじほんどうないずし} 福成寺本堂内厨子及び^{しゅみだん} 須弥壇（重要文化財）、^{おうぎやま} 生城山城跡（市史跡）、^{こめやま} 鏡山城跡（史跡）、^{こめやま} 米山城跡、^{そば} 曾場が城跡（市史跡）、^{つちやま} 槌山城跡（市史跡）、平賀氏の遺跡（県史跡）

ストーリー5 賀茂台地の暮らしと信仰

● 賀茂台地で発達する農業

広島県のほぼ中央に位置する賀茂台地は、標高 200m ほどの西条盆地と標高 400m ほどの豊栄町を中心とした地域です。前述のとおり水不足が起こりやすいこの地域では、水田の水をほとんど灌漑用のため池で賄っていました。そのため、ため池の数は旧市域だけで 2,000 を超えます。

南部の台地が賀茂郡であったのに対し、北部の台地は近代まで豊田郡に属していました。19 世紀初頭の広島藩の地誌『芸藩通志』によれば、人口と耕地面積で賀茂郡が最も多く、豊田郡がこれに次ぎます。収穫高では豊田郡が最大で、賀茂郡がこれに次ぎました。本市域は両郡の主要部に当たり、広島藩の穀倉地帯として知られていました。この豊かな生産力を背景に、この地域では多彩な農村文化が花開きました。

生産力の向上につながったのが、農機具の改良と普及です。カラスキ・馬鋤・各種鋤・鋤などの耕作具、千歯扱ぎ・万石通し・唐箕といった脱穀具など様々な機具が導入され、利用されました。

● 神社仏閣の造営と赤瓦の普及

生産性の向上は農村に経済的・精神的余裕を生み出しました。それは神社仏閣の造営や住宅の高級化を促進し、目に見える形で現在に遺されています。豊栄町乃美の本宮八幡神社の拝殿（市重要文化財）は、元禄14（1701）年に建てられた旧本殿であり、当時最大級の本殿建築でした。高屋町高屋東の福岡八幡神社本殿は享保元（1714）年に建てられた市内最大の本殿で、大坂の大工の手による上方風の華麗な建築です。以後、安芸国では大坂の大工による神社仏閣の造営が増加しますが、これはその先駆けといえるものです。



写真 3-32 市重要文化財 本宮八幡神社社殿（拝殿）



写真 3-33 福岡八幡神社

住宅については、庄屋身分以外の家でも時代が下るにつれて大規模化していきます。保存状態の良いものは少ないですが、17世紀末から18世紀前期という古い年代の住宅も一定数遺っており、丁寧に建てられたことが推測されます。また、住宅の屋根は「芸州流」と呼ばれる茅葺技術が発達し、西日本の広い範囲に普及しました。

18世紀末から石見地方（島根県西部）の技術者により「石州瓦」と呼ばれる赤瓦の生産が始まります。明治以降、一般住宅にも普及し始め、戦後は爆発的に広がりました。赤瓦を屋根に用いた民家は、「居蔵造」と呼ばれる白壁の大規模な建築で、破風を連ね、しゃちほこなどの飾り瓦をあげる豪壮なたたずまいはこの地域の大きな特徴です。



写真 3-34 居蔵造の民家



写真 3-35 赤瓦の景観

● 賀茂台地の豊かな農村文化

食生活についても、市域外の地域と比べて相対的に豊かでした。米は年貢や換金作物でしたが、麦類に混ぜて主食としたほか、^{こごめ} 粉米・^{くずまい} 屑米を粉にひいて団子や餅として食していました。近代には稲作を背景の一つとする酒造りが盛んとなりました。酒造りの副産物である酒粕なども、高価ながら他地域よりも手に入り易く、季節になれば粕汁や炙って食べるなどして利用されました。

西条柿は、西条町寺家を原産地とする柿で、「長福寺縁起」に柿の由来が記されています。また、鎌倉幕府4代将軍・^{よりつね} 頼経の子が^{ほうそう} 疱瘡をわずらった際に、この西条柿を食べると病が完治したため、長福寺に寺領が献上され、以後代々の将軍に毎年西条柿を献上したと伝わっています。江戸時代には広島藩の「西条柿奉行」が置かれるなど、名産品として全国に知られていました。

嗜好品としての茶や煙草の生産も盛んでした。高屋町白市では、和紙の原料である^{こうぞ} 楮の栽培とともに、^{げんろく} 元禄年間以前に茶の栽培が始まるとされます。その後、^{ぶんきゆう} 文久2（1862）年、^{ひら き きゆうべえのふたか} 平木久兵衛信隆が宇治の製茶法を学び帰り、地域住民に勧めるとともに茶畑を開拓し、一大産地にしたとされます。幕末には藩の統制下に白市に製茶場が設けられ、木原家が^{ちやぎようが} 茶業掛り役を命じられるとともに、製茶場も邸内に建てられました。



写真 3-36 西条柿

● 安芸門徒の信仰と暮らし

信仰面では、本市域を含む安芸地域は浄土真宗が盛んなことで知られており、信者は「安芸門徒」と称されました。門徒は、村落内の地域ごとに数軒から十数軒を単位に「講」を組織し、信仰のみならず生活共同体としての性格を持ち合わせていました。講の構成員は「講中」と呼ばれ、「講中頭」などと呼ばれる世話人を中心に運営されていました。講中のつきあいは、家普請（建築）・屋根替え・出産・結婚・病傷・罹災・葬祭などあらゆる面に及び、人々の生活に大きな影響を与えました。講中には月毎・年毎の掛金の積立のほか、経文・仏具・食器・座敷道具など共有の器物類があり、講の財産というべきものです。現在も各地に「講中茶碗」などと呼ばれる漆器などが保管されています。

浄土真宗の寺院は、このような講中とその信仰に支えられており、住職が世襲であることと相まって、特に農村部において大きな影響力を持ちました。

宗教行事は、「御正忌（報恩講）」を始め、春・秋の「彼岸会」、5月の親鸞聖人の誕生日を祝う「降誕祭」、親鸞聖人の命日の前日に行う「お逮夜」などが行われました。これらの年中行事は、規模は縮小しましたが、現在でも各地で行われており、門徒の信仰の篤さを示しています。

安芸津町小松原の説教場は、現在もこのような年中行事の際に僧侶の説教を聴く「聴聞会」が開かれる道場の一つです。

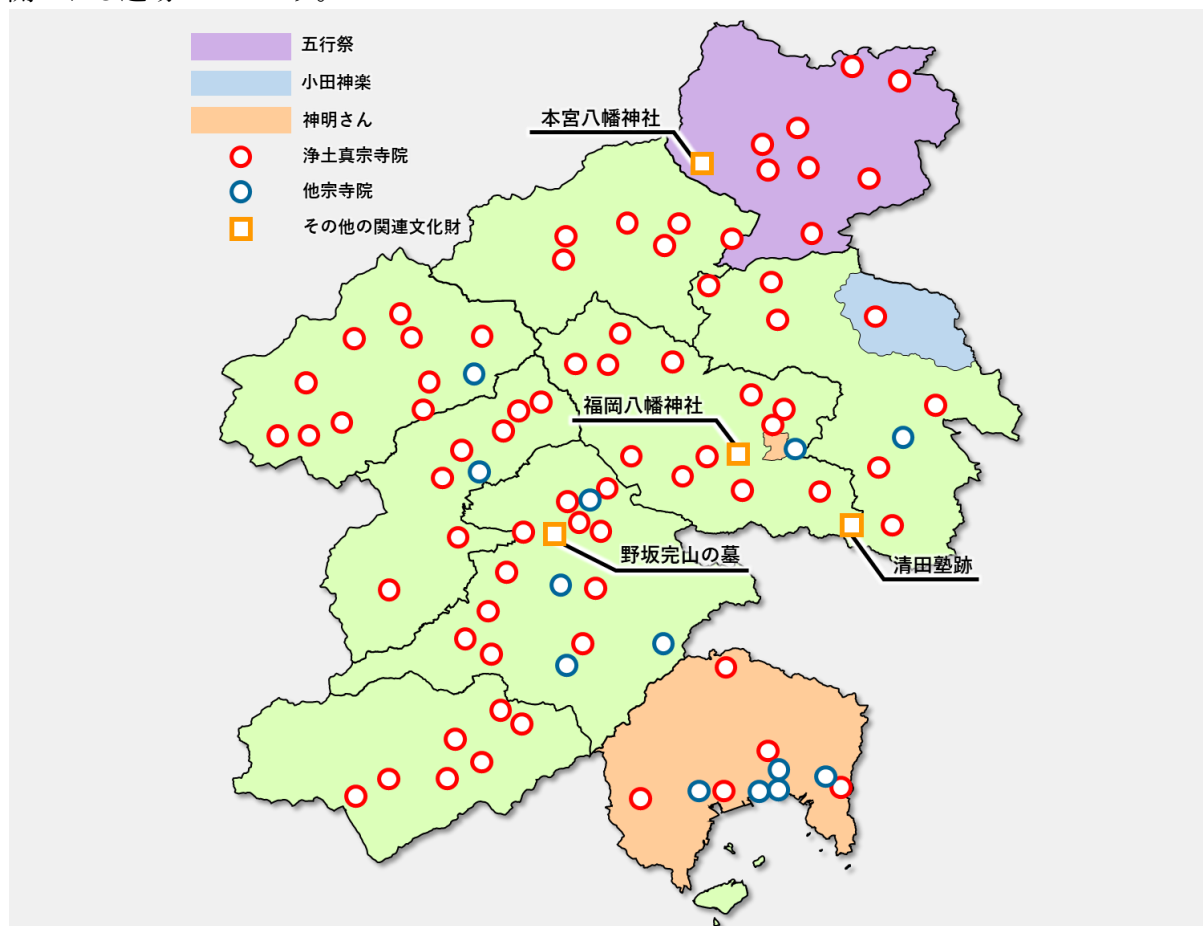


図 3-8 ストーリー 5 「賀茂台地の信仰と暮らし」 関係地図

● 今につながる祭礼・年中行事

一方、他宗の信者も一定数おり、安芸門徒でも神社の祭礼などは盛んに行っています。中でも本市域では、祭文の語りを中心とした五行祭（県無形民俗文化財）と呼ばれる神楽が広く上演されていました。現在も北部を中心に折に触れて演じられています。また、吹囃子と呼ばれる祭礼行列も北部の神社を中心によく保存されています。

年中行事もそれほど豊富ではありませんが、いくつかのものは現在も行われています。正月15日を中心に市内各地で行われるトンド（左義長・神明さん）は、地区ごとに杉、竹やワラで塔を組み上げ、正月飾りとともに燃やす行事で、豊作や無病息災を祈願して行われます。大きいものは高さ十数mに及ぶものもあります。

また、市域において盆踊りが18世紀末には既に行われていたことが知られており、昭和期には西条地区で「西条盆踊り大会」が開催され、全国から集まって競演が行われていました。現在も吉土実盆踊り保存会などにより、継承の取組みが行われています。



写真 3-37 県無形民俗文化財 神楽～五行祭～



写真 3-38 市重要無形民俗文化財
小田神楽



写真 3-39 西条盆踊りポスター
（昭和10（1935）年）

● 賀茂台地の教育

庶民教育の場である寺子屋は、18世紀中期以降各地で造られるようになりますが、本市域では19世紀初頭まで下ります。教師は神官、医師、僧侶、平民など様々な人が担いました。

一方、中・高等教育は私塾で行われました。私塾には、四日市山田氏の怡雲山館、福富町久芳の黒川氏の松溪塾、河内町入野の清田塾などが知られています。特に西条町寺家の医師野坂完山の塾は、文政12(1829)年には既に門人196人、滞留の門人26人の記録があり、他国からの留学生は9人とされています。完山は医師であったため、教育は夜間に行い、昼間は医療活動に専念しました。野坂完山は『鶴亭日記』と名付けた日記を残しており、この地域の暮らしや習俗を知る貴重な資料となっています。



写真 3-40 県史跡
野坂完山の墓

《主な構成文化財》

旧木原家住宅（重要文化財）、教順寺、教善寺、小松原説教場、西品寺、順教寺、平木久兵衛の碑、福岡八幡神社本殿、本宮八幡神社の社殿（市重要文化財）、明眼寺本堂（登録有形文化財）、養国寺、長福寺縁起、鶴亭日記、煙草乾燥小屋、亥の子、小田神楽（市重要無形民俗文化財）、神楽～五行祭～（県無形民俗文化財）、トンド（神明さん）、吹囃子、盆踊り、清田塾跡、西条柿伝承地（市史跡）、野阪完山の墓（県史跡）、茅葺民家や居蔵造の農家と景観

ストーリー6 浦辺筋から海へ、全国へ

● 安芸津に集う米、伝わる塩づくり

本市域で唯一瀬戸内海に面する安芸津地域は、古くからの港がある地域です。風早は遣新羅使が天平8（736）年に停泊したことが、『万葉集』によって知られています。三津は賀茂郡の「香津郷」と推定され、公的な役割をもつ港があったと考えられています。平安時代には藤原資基が「赤崎泊」に至ったと「本朝無題詩」に記述があり、木谷の赤崎が該当すると推定されています。

また、この地域は近代に至るまで木谷だけが豊田郡に属し、他は賀茂郡に属していました。しかし、中世には木谷・三津・風早が三津三浦と呼ばれ、一体として発展するという歴史をたどっています。江戸時代には、浦辺筋とも呼ばれました。

三津には広島藩の御蔵所（御米蔵）が置かれ、賀茂郡及び豊田郡の一部の米が集められ、大坂の蔵屋敷や広島城下に運ばれました。また、木谷には竹原から入浜式塩田が伝わり、塩づくりが行われました。一時期は塩の価格の下落に悩まされますが、瀬戸内の十州同盟による生産量と塩価格の調整によって乗り越えました。幕末には安芸津地域全体に塩づくりが広がり、風早には大規模な塩田が造られました。

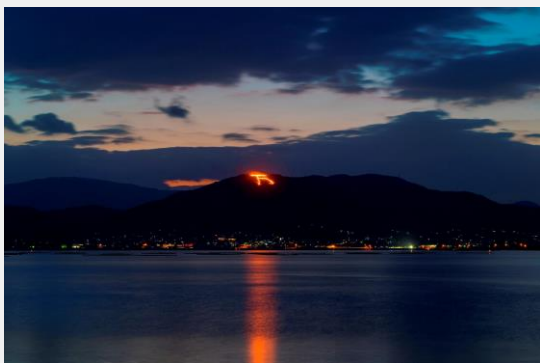
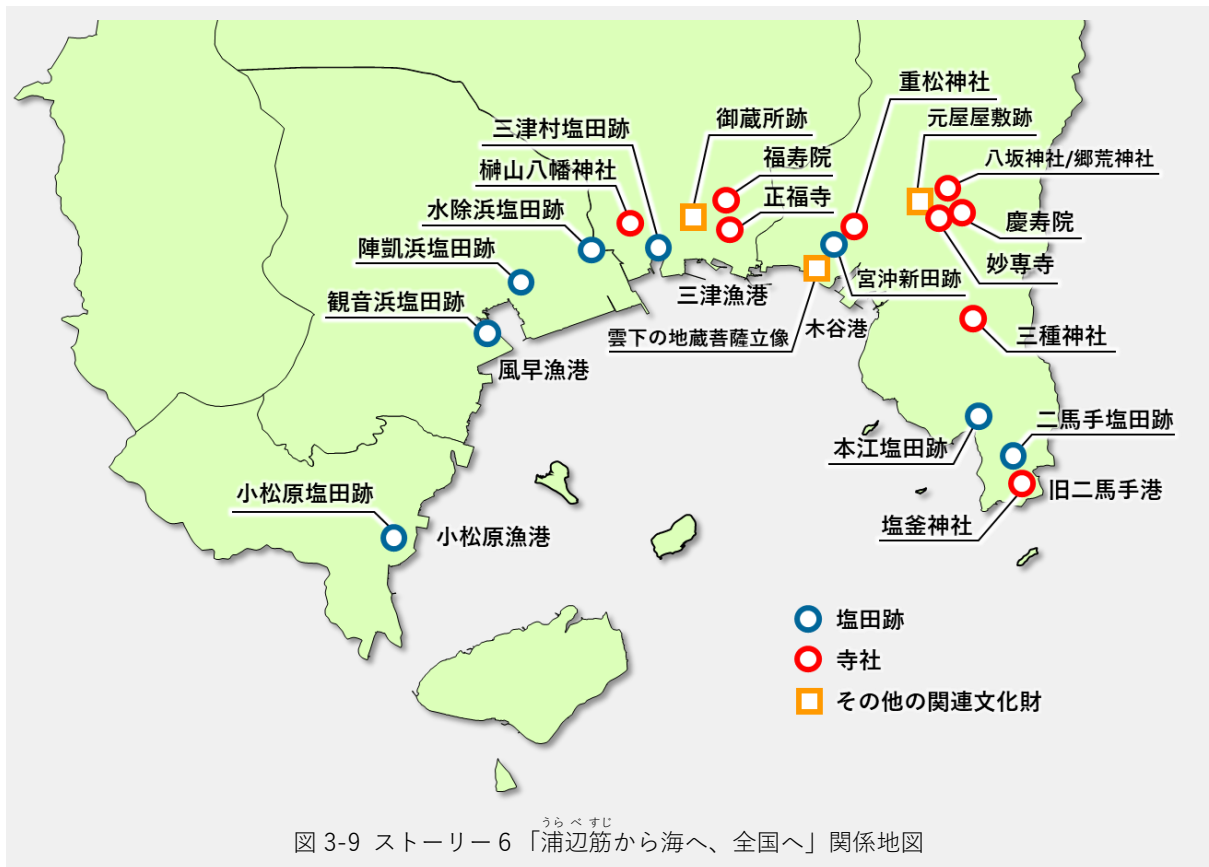


写真 3-41 保野山の万葉火



写真 3-42 塩釜神社（安芸津町木谷）



● 広島藩有数の廻船～安芸津から全国へ

木谷は広島藩内でも有数の廻船の拠点があった地域として知られています。

彼らは全国を廻船で巡り、各地で安く買えるものを買い、高く売れるものを売る、いわゆる「北前船」で財を成しました。また、木谷村の元屋は、各藩が信頼のおける廻船業者にのみ委託する藩米の輸送も請け負っていました。廻船業者は全国各地で寄進を行い、寄進物は福井県三国市や大阪市、新潟市の神社など、全国各地に遺されています。安芸津町内でも三津の榊山八幡神社・福寿院・正福寺、木谷の重松神社・三種神社・塩釜神社などに、石造物や絵馬が寄進されています。

元屋の船の乗組員であった木谷村の善松は、文化3（1806）年に遠州灘で遭難し、アメリカ船に救助され、ハワイを経て帰国しています。日本で初めてハワイに降り立った日本人とされ、帰国後の彼への取り調べを記録した「漂流記」は、当時の日本人から見た外国の様子を知ることができる貴重な歴史資料です。



写真 3-43 正福寺



写真 3-44 三種神社

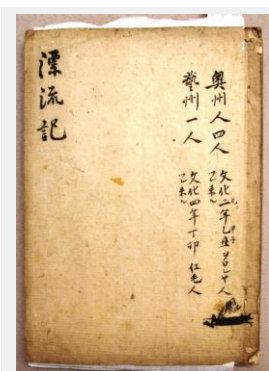


写真 3-45 漂流記

● 豊かな海の恵みと生きる

木谷が廻船業で栄えたのに対し、その他の地区は近距離の廻船や漁業を盛んに行っていました。安芸津の漁業は鎌倉時代、生口島の佐久間孫大夫がこの地域に移り住み、小網を用いて始めたと伝えられます。弘安3(1280)年、孫大夫は網にかかった薬師如来を祀る小堂を建てました。この像は現在も正福寺に祀られています。

江戸時代の芸備地方の漁場は6漁場に区分けされ、村には地先の漁場での漁業優先権が認められていました。安芸津地域は、大芝漁場(賀茂郡)と豊浦漁場(豊田郡)に含まれます。タイやイワシ、ワチ、タコなどが良く捕れたとされます。

漁法にはウタセ、小網、延縄、ゴチ網、タコ釣、タコ壺、イカ釣、イカ網、手繰網、ワチ叩き網、ボラ網などがありました。また、沿岸の小河川の河口ではシロウオ漁がモチ網、定置網などで行われ、春先の風物詩として知られていました。

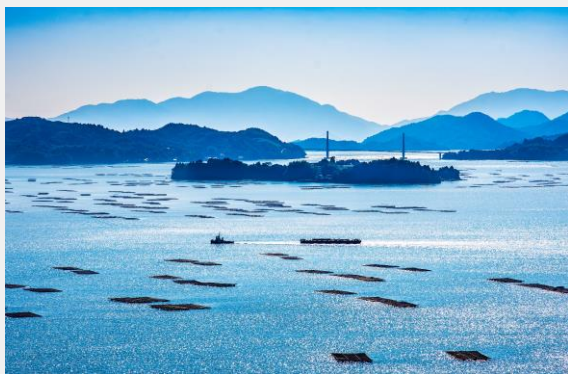


写真 3-46 瀬戸内海の多島美



写真 3-47 龍王島周辺のイカだ 筏

《主な構成文化財》

慶寿院(金毘羅社)、榊山八幡神社、三種神社、塩釜神社、重松神社、正福寺、福寿院、妙専寺庫裏(元屋旧主屋)、榊山八幡神社船絵馬、重松神社奉納額、イカカゴ、イカだ筏、タコ壺、藍之島の明神さん、大芝漁場の漁業慣行、白魚漁、二馬手塩田跡、樋の輪(市史跡)、本江塩田跡、三津港、元屋敷跡

ストーリー7 近代の酒造りと吟醸酒の誕生

● 酒造りの芽生え

安芸国分寺跡(史跡)から出土した9世紀の須恵器に「酒」の墨書が見られ、古くからこの地域と酒との関わりが推測されます。また、この地域では、酒の起源が推測される神事も行われています。西条町郷曾の石神八幡神社では年占神事として、甕に清水・蒸米と米麴を入れて境内の巨石の下に埋めて発酵させ、できた酒によって豊凶をはかる「神量神事祭」が行われています。

本格的な酒造りについては、三津の菅家^{かん てんしょう}が天正6（1578）年の創業を伝えており、中世末期には既に始まっていたとされます。

一方西条は、西国街道の宿場・四日市宿を中心に発展しますが、その四日市宿では島家^{えんぼう}が延宝3（1675）年の創業とされます。当時の酒造蔵が現在も遺り、現存する最古の酒造蔵として貴重な存在です。また、白市の木原家でも、元禄年間^{げんろく}（1688～1704）には既に酒造りを始めており、重要文化財の旧木原家住宅主屋の背後に井戸や酒造蔵の基礎が遺っています。

この時代、酒の原料となる米は重要な食料であり、さらに年貢米として通貨の役割も持っていました。そのため、広島藩の強い規制を受け、この時代の酒造りは、地域の需要を満たす程度の小規模なものでした。



写真 3-48 重要文化財 旧木原家住宅



写真 3-49 史跡 西条酒蔵群 白牡丹酒造延宝蔵

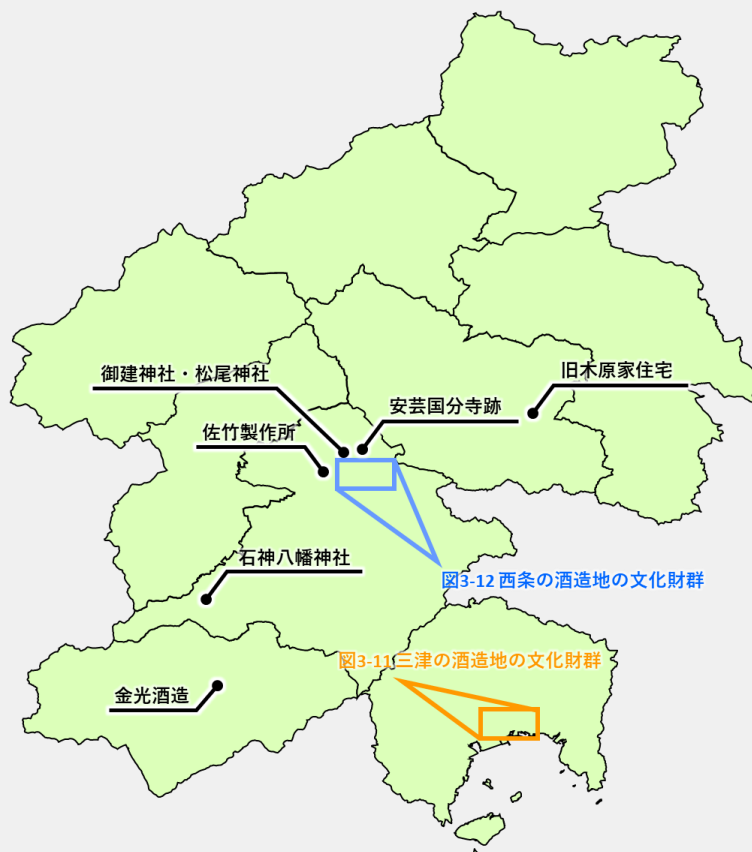


図 3-10 ストーリー 7 「近代の酒造りと吟醸酒の誕生」 関係地図

● 「吟醸酒の父」^{み うらせんざぶろう} 三浦仙三郎^{とうじ}と杜氏のふるさと

明治維新を迎え、広島藩によって強く規制されていた酒造りは免許制度になり、自由に生産・販売できるようになりました。三津は瀬戸内海に面した立地を利用し、近代になって初めて県外に酒の販路を拡大しました。酒造りが自由化され各地で酒造りが盛んになると、競争力が強い地方の酒造りは苦戦を強いられました。

こうした中、酒の質の改良に乗り出した一人が三津の^{み うらせんざぶろう}三浦仙三郎です。三浦は酒ができる前に腐ってしまう^{ふぞう}腐造に苦しみながらも、諦めることなく酒造を続け、銘醸地・灘（兵庫県）^{けんさん}で研鑽を積み、酒の質の向上に努めました。広島は当時酒づくりに適していないとされた、ミネラル分の少ない軟水地帯でしたが、三浦は温度管理と衛生管理を徹底することで、軟水でも質の高い酒を造ることができる、低温長期発酵という吟醸造りの基礎を確立しました。

また、三浦はこの技術を公開し、酒造りを行う職人である^{とうじ}杜氏の育成に努め、「三津杜氏」、後に「広島杜氏」と呼ばれる杜氏集団を育てました。この杜氏たちが全国に広がり、広島流の吟醸造りを広めました。

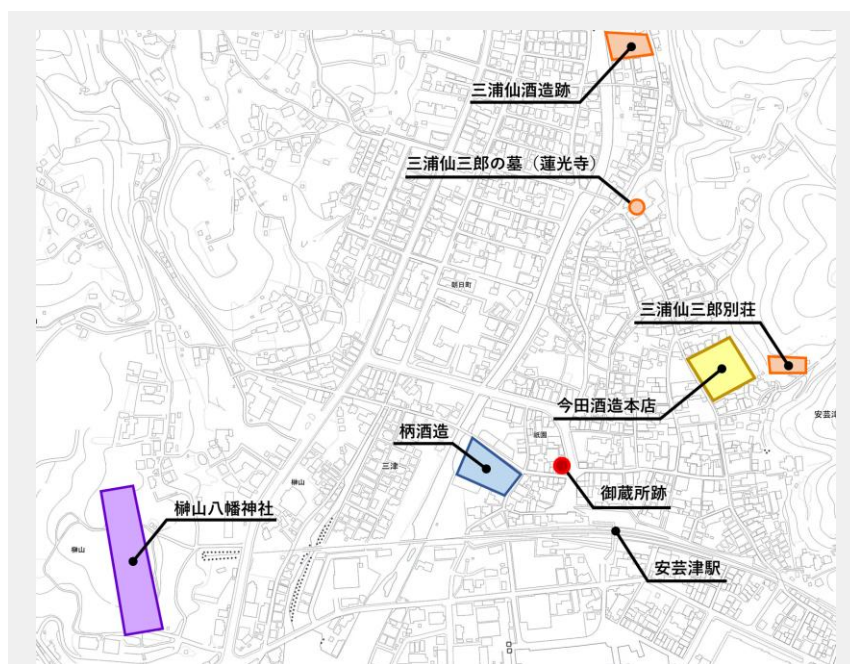


図 3-11 三津の酒造地の文化財群



写真 3-50 ^{み うらせんざぶろう} 三浦仙三郎銅像
さかきやま
(榊山八幡神社)



写真 3-51 今田酒造本店



写真 3-52 ^{つか} 柄酒造



写真 3-53 ^{み うらせんざぶろう} 三浦仙三郎酒造関係資料

● 銘醸地・西条、そして吟醸酒の誕生へ

一方、西条でも明治維新後、島家のほかに木村家、石井家などが、龍王山からの良質な伏流水を利用して酒造りを始め、名声を高めました。大きな転機となったのが明治27(1894)年の山陽鉄道の開通です。西条の酒造家たちは酒蔵に近い場所に駅を誘致し、鉄道による酒の大量輸送を可能にしました。酒造家たちは、規模を拡大するために、街道沿いの市街地の背後に敷地を拡げ、広大な酒蔵を建てました。現在の西条酒蔵群の景観はこのようにして形成されたものです。

鉄道によって大量輸送が可能になった西条でしたが、標高200mの盆地に位置し、河川が少ない土地でした。そのため、^{なだ}灘(兵庫県)のように精米に水車を活用することが困難でした。そこで佐竹利市は明治29(1896)年、動力式精米機を造り、さらに明治41(1908)年、「^{たてがたこんごうしゃ}堅型金剛砂^{せいまいばくき}精米麦機」を発明しました。これにより機械での精米が可能になり、大量生産が実現するとともに、吟醸酒に欠かせない高白精米を可能にしました。

現在の吟醸酒の要件である^{ぶあい}精米歩合60%以下に酒米を削る技術や低温長期発酵という技術の基本は、東広島で生まれました。現在、酒造会社は地域と共同で酒の水源の森を守る活動を行っており、水の保全という方向からも酒文化の継承がなされています。

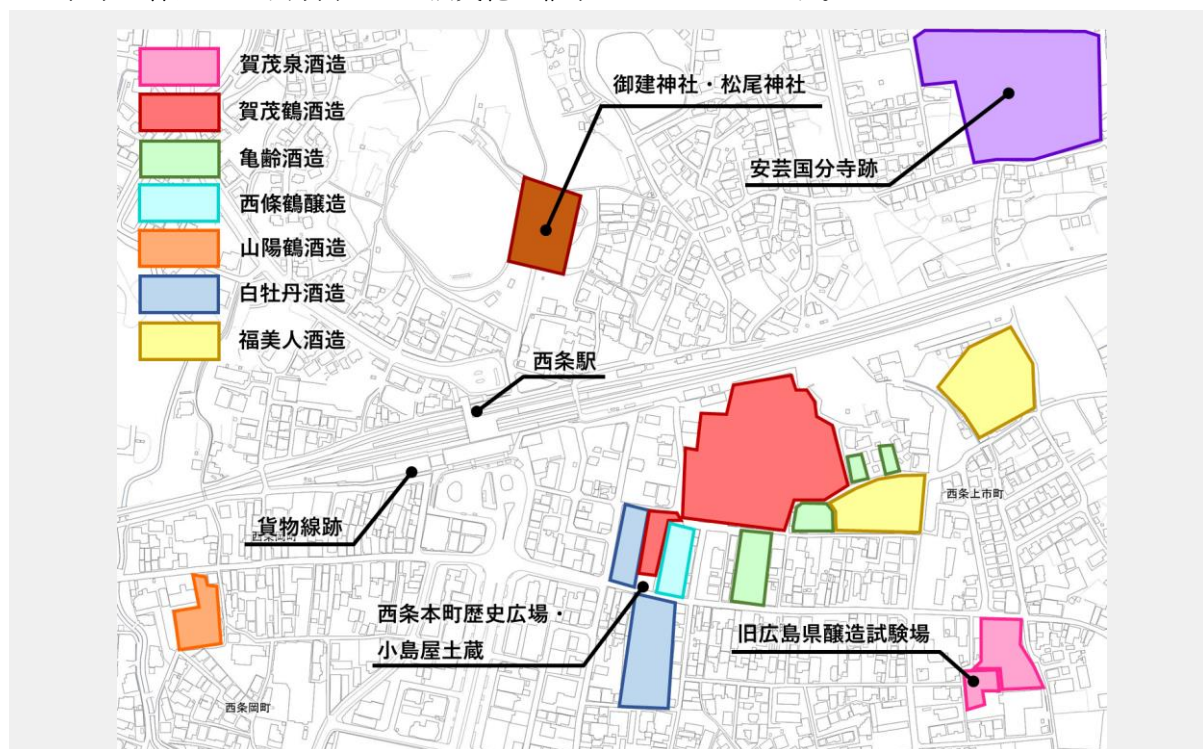


図 3-12 西条の酒造地の文化財群



写真 3-54 賀茂泉酒造



写真 3-55 賀茂鶴酒造



写真 3-56 亀齢酒造



写真 3-57 西條鶴醸造



写真 3-58 山陽鶴酒造



写真 3-59 福美人酒造



写真 3-60 旧広島県醸造試験場



写真 3-61 御建神社



写真 3-62 金光酒造

《主な構成文化財》

今田酒造本店、金光酒造、賀茂泉酒造、賀茂鶴酒造、國分寺、旧木原家住宅（重要文化財）、
旧広島県醸造試験場、亀齢酒造、西條鶴醸造、榊山八幡神社、山陽鶴酒造、柄酒造、
白牡丹酒造、福美人酒造、松尾神社、御建神社、三浦仙三郎別荘、三浦仙三郎遺品、三浦仙三郎
酒造関係資料（市重要文化財）、石神八幡神社の神量神事祭、化粧薦樽作成技術、株式会社
サタケ、安芸国分寺跡（史跡）西国街道、西条酒蔵群（史跡）、三津小往還（大峠の年貢道）

3. 関連文化財群の展望

以上の関連文化財群をもとに、調査・研究・保存・普及・活用などの取組みを推進することで、
地域の人々の文化財への理解や関心を深めることにつながります。さらに、市の内外へ文化財の
魅力を発信し、まちづくりや地域活性化のための地域資源として活用していくことも期待されま
す。

関連文化財群に関する課題・方針・措置（取組み）については、第5章で整理します。

第4章

東広島市の文化財の保存と活用に関する 将来像と基本的な方向性

第4章 東広島市の文化財の保存と活用に関する 将来像と基本的な方向性

1. 文化財の保存と活用に関する将来像

本市では「安芸国最大の穀倉地帯」という特性のもと、水辺の豊かな生態系や、広島県最大級の三ツ城古墳を始めとする古墳文化、安芸国分寺の造営地に選ばれた地方拠点、戦乱の世を生き抜いた国衆（国人）、豊かな穀倉地帯での農村文化と景観、賀茂台地での多様な信仰、全国を股にかけた廻船業者、全国でも唯一残る銘醸地の近代産業景観（西条酒蔵群）など、特色ある多様な歴史文化が育まれてきました。そしてこの歴史文化の中で、数多くの文化財が生み出され、戦争・災害・社会的変化などの危機を乗り越え、人々の知恵や経験により守られてきました。

文化財はこうした歴史文化を今に伝える、いわば歴史の証人です。私たちは文化財によって経験していない歴史を体験することができるとともに、先人の生活に思いをはせ、先人の知恵や工夫に学び、現代の生活を振り返り、活かすことができます。また、本市の町並みや景観は、先人たちが歴史文化の中で紡いできた東広島らしさの象徴であり、私たちの心のよりどころでもあります。

しかし、少子高齢化が急速に進む地域では、文化財保護の担い手が減少し、伝統行事の継続が困難になる事例や、景観や自然環境が急速にかつての姿を失いつつあるなど、我が国全体で危機的な状況にあります。一方、開発が続く地域では、歴史的な町並み、農村景観、自然環境が次第に失われています。また、地域にある文化財は、古くから地域に住む人々にとっては日常の一部であり、一方で市外から移住してきた人々には馴染みのないものであることから、人々にその存在・価値が十分に認識されにくい現状があります。

文化財を少しでも多く次世代に受け継ぐためには、地域に関わる人々が本市のもつ歴史文化・文化財の価値を理解し、大切に思い、活用を図りながら継承していく必要があります。本計画では文化財の保存と活用に向けた目指すべき将来像に「歴史文化の豊かな“みのり”に親しみ、未来を紡ぐまち 東広島」を掲げます。

《保存と活用についての将来像》

歴史文化の豊かな“みのり”に親しみ 未来を紡ぐまち 東広島

本市の豊かな歴史文化は、「安芸国最大の穀倉地帯」という特性のもと、時代を超えて人々が育んできた大切な“みのり”です。この豊かな“みのり”の価値・魅力を地域に関わる人々が知り、守り、育み、活用した東広島らしいまちづくりを目指し、文化財の保存と活用に取り組みます。

2. 将来像の実現に向けた基本的な方向性

前節の将来像の実現に向けて、多面的な取組みを行う必要があります。

一つ目は、地域の歴史文化・文化財の調査と研究を継続して行い、その価値・魅力を掘り起こすことです。調査・研究により、地域の歴史文化への理解を深めることができ、文化財としての指定・登録による保護や活用など、今後の取組みの基礎を築くことにつながります。また、文化財はそれぞれ単体で存在してきたのではなく、地域の中で他の文化財と関連しながら存在してきました。そうした文化財のもつ背景やつながりをもとに、一つのストーリーとして語ることで、地域の文化財の価値・魅力を底上げすることができます（関連文化財群）。

しかし、文化財は何もしなければ次第に劣化し、最後には失われてしまいます。そのため、適切な維持管理や修繕により保存し、文化財の価値・魅力を維持する必要があります。

一方、文化財を保存し続けることは所有者や地域への負担が大きく、地域内外問わず、たくさんの人々の理解・協力が欠かせません。文化財の魅力・価値を発信しながら、文化財を展示やイベント、まちづくりで活用することで、地域の内外の方に知ってもらい、親しんでもらうことが重要です。そうすることで、地域の歴史文化そのものが注目され、価値・魅力が向上していきます。ただし、その効果は短期的なものであるため、継続的な取組みが必要です。

こうした取組みの結果、地域での文化財の保存と活用を図る機運が高まり、保存と活用の好循環が生まれ、地域の文化財、さらにはその総体である歴史文化全体の価値・魅力も向上することになります。

以上を踏まえ、本計画では将来像の実現に向け、4つの方向性で今後の方針と措置（取組み）を整理します。

《文化財の保存と活用に関する現状》

- ・ 少子高齢化が進む地域では、文化財保護の担い手が減少し、伝統行事の継続が困難になる、景観や自然環境がかつての姿を急速に失うなどの危機的状況にある。
- ・ 開発が進む地域では、歴史的な町並み、農村景観、自然環境が次第に失われている。
- ・ 歴史文化・文化財が市民に十分に認識されていない。

み つ じ ょ う
三ツ 城 古墳…広島県最大級の前方後円墳、古墳時代の安芸地方の大豪族の拠点

あ きのくに
安芸国分寺跡…古代の安芸国の中でも豊かな地方拠点

鏡山城跡…大内氏の築いた安芸国支配の中心地

い ぐ ら づ く り
赤瓦・しゃちほこ・白壁の居蔵造の景観…安芸国最大の穀倉地帯をもつ豊かな農村で
形成された、特徴的な景観

さいじょうさかぐらぐん
西条 酒蔵群…酒蔵が軒を接して建ち並び、全国でほぼ唯一残る近代産業景観



《保存と活用についての将来像》

歴史文化の豊かな“みのり”に親しみ 未来を紡ぐまち 東広島



方向性

1

歴史文化の調査を進め、保護・継承の基礎を築く（調査・研究）

東広島市の歴史文化の豊かな“みのり”の価値をさらに深め、地域で保存・活用するため、歴史文化の調査・研究に継続して取り組みます。

方向性

2

市民とともに東広島の文化財を守り、継承する（保存・管理）

東広島市の歴史文化の豊かな“みのり”を後世に伝えるため、地域全体で文化財の適切な維持管理と保存に取り組みます。

方向性

3

歴史文化を知り、歴史文化に親しむ（普及・活用・学習）

東広島市の歴史文化の豊かな“みのり”を東広島らしいまちづくりに活かし、未来を紡ぐため、歴史文化の普及と活用に取り組みます。

方向性

4

文化財を守り、伝えるための体制を整備する（組織・体制）

東広島市の歴史文化の豊かな“みのり”の保存と活用の基礎となる、調査・研究体制の整備と地域総がかりでの連携を図ります。

図 4-1 文化財の保存と活用についての将来像と基本的な方向性

第5章

文化財の保存と活用に関する方針と措置^{そ ち}

第5章 文化財の保存と活用に関する方針と措置^{そ ち}

1. 文化財の保存と活用に関する課題

第4章で設定した将来像「歴史文化の豊かな“みのり”に親しみ 未来を紡ぐまち 東広島」の実現に向け、文化財の保存と活用に関する現状の課題を、方向性ごとに次のとおり整理します。

(1) 方向性1：歴史文化の調査を進め、保護・継承の基礎を築く（調査・研究）の課題

① 文化財の把握調査

文化財の指定・登録による保護や、市内外への普及・活用につなげるため、継続的に地域の文化財の把握調査を進めることが必要です（文化財基礎調査）。今後、近現代の文化財や民俗文化財等の調査を実施していく必要があります。また、既往の文化財の^{しっかい}悉皆・基礎調査についても、その進捗を踏まえて、市全体の調査を進めていくことが求められます。

その他、本計画で実施した未指定文化財の調査も、継続的に情報収集を図りながら、情報を更新する必要があります。

② 埋蔵文化財の調査

埋蔵文化財が無秩序に失われないよう開発との調整が重要であり、継続的に取り組む必要があります。やむを得ず保存が困難な場合には、発掘調査を実施し、記録保存とする必要があります。

また、歴史文化の解明に向け、専門機関と連携し、遺跡の学術調査を進めることも求められます。

③ 市史編さんと歴史文化の調査・研究

東広島市史の編さんにあたり、既往の調査状況を踏まえ、地域の古文書等の歴史資料の調査を進める必要があります。今後も歴史文化の調査・研究を進めるにあたり、市民からの歴史資料の情報提供の促進や、市域に関する歴史研究の充実を図ることも求められます。

また、昭和時代以前の生活様式が、生活の大幅な変化や当時を知る人々の高齢化によって急速に失われており、その保存や記録が必要です。

④ 関連文化財群の調査

第3章で設定した関連文化財群について、文化財の基礎調査や市史編さん事業の成果をもとに、随時ストーリーと構成文化財の見直しや更新を図り、文化財の総合的・一体的な保存と活用につなげることが求められます。

(2) 方向性2：市民とともに東広島の文化財を守り、継承する（保存・管理）の課題**① 文化財基礎情報の管理**

文化財を適切に保存・管理し、普及・活用につなげるためには、学術的な調査成果・保存と活用の状況等の基礎情報を適切に管理することが重要であり、一元的に管理して効率化を図る必要があります。

② 文化財の指定・登録

希少動植物や有形・無形の民俗文化財、近代化遺産や農村建築などについて、過去の文化財基礎調査を基に調査を進め、個々の文化財的価値の評価を明らかにし、指定・登録を進める必要があります。

③ 市所有文化財等の維持管理

本市が所有する史跡^{み つ じ ょ う} 三ツ城古墳、安芸国分寺跡の一部（安芸国分寺歴史公園）、鏡山城跡^{さい}、西条酒蔵群^{じょうさかぐらぐん} 賀茂鶴酒造一号蔵（西条本町歴史広場）、市史跡 西本6号遺跡、重要文化財 旧木原家住宅、市重要文化財 旧石井家住宅などの文化財を、普及・活用につなげていくためには、今後も継続的に適切な保存・管理を図る必要があります。特に国の指定文化財については、活用に向けた整備を図るため、文化財の保存活用計画の策定が求められています。

④ 埋蔵文化財と遺跡の保護

開発に伴う埋蔵文化財包蔵地の事前協議については、今後も継続的に事業者への周知・指導に取り組む必要があります。また、事前協議に適切に対応するため、これまでの埋蔵文化財に関する調査・協議等を蓄積し、常に参照できるよう整理しておく必要があります。

市内の遺跡で出土した遺物を収蔵する施設については、市内各所に分散しており、今後集約を図り、効率化を図ることが求められます。

⑤ 民俗・歴史資料等の収蔵管理

歴史文化を研究する上で欠かせない古文書などの地域の歴史資料については、今後所有者の代替り等により失われる可能性があり、その把握と保存が急務となっているほか、歴史的に重要な行政文書の保存についても検討する必要があります。

こうした歴史資料や民俗資料を収蔵する施設の老朽化・狭小化への対応や、市所有の重要文化財の適切な収蔵機能の整備も求められます。

⑥ 希少動植物の保護

特別天然記念物オオサンショウウオを始めとする貴重な動植物の生息地・自生地においては、

開発によりその住処や自生地が失われる可能性があります。

オオサンショウウオについては近年の豪雨災害や開発等による環境の変化により痩せて弱った個体や、生息地から流され、コンクリート舗装された堰^{せき}を超えられない個体が見られ、その保護が急務となっています。

⑦ 歴史的・文化的景観の保護

本市の自然的・地理的・歴史的環境により、赤瓦・しゃちほこ・白壁・茅葺^{かやぶき}屋根・水田・ため池が織りなす特徴的な歴史的・文化的景観が形成されています。特に赤瓦としゃちほこなどの飾り瓦がセットとなった景観は本市域の特徴的な景観とされ、市内各地の農村景観や、白市の町家の景観は高い価値を有します。また、西条酒蔵通り地区に遺^{のこ}る、狭い範囲に酒蔵と町家が軒を連ねる景観は、日本の 20 世紀の伝統産業の景観の代表例であり、全国でほぼ唯一、本市に遺^{のこ}る景観です。

今後、その価値を市内外の人々に認識してもらい、特徴的な景観を後世に遺す必要があります。

⑧ 指定等文化財の所有者による維持管理

文化財は所有者が保存・管理を行うことが原則であり、指定・登録文化財の所有者による維持管理・活用を促進するため、自治体が適宜助言・指導・支援を行う必要があります。

未指定文化財の維持管理・修繕・活用に取り組む地域活動については、その活動に対し自治体が助言・指導などの支援をしていくことが求められます。

⑨ 地域の文化財保護の担い手

市内の中山間地域などでは急速に過疎化及び高齢化が進み、文化財保護の担い手が減少しています。特に無形の民俗文化財の継承は大きな課題であり、活動への支援制度の周知や普及により、関係人口の拡大を図る必要があります。

⑩ 文化財の防災・防犯対策

近年、災害や獣害が増加しており、文化財についても対応が求められています。

本市では災害発生時の状況確認や国指定文化財への防災設備に関する助言・支援などを行っていましたが、今後防災・防犯対策をさらに進めるため、防災・防犯の計画やマニュアルを整備する必要があります。

(3) 方向性3：歴史文化を知り、歴史文化に親しむ（普及・活用・学習）の課題

① 文化財の見学・学習環境

本市では指定等文化財を現地で見学し、その概要を学習できるよう、現地の説明板や案内標識の設置に取り組んでいます。

今後も説明板・案内標識の整備を進めるとともに、文章の平易化や多言語化に取り組み、広く文化財に親しんでもらえる環境づくりが必要です。

② 歴史文化に関する情報発信

文化財が多くの人々に認識され、理解が深まっていくためには、文化財に関する情報発信が必要不可欠です。発信する情報に応じて、広報紙や市ホームページ、SNSなどの広報媒体を適切に活用することが求められます。

スマートフォンが普及し、インターネットで気軽に調べられる環境が身近にある現代では、基盤情報として市ホームページにおける個々の文化財や歴史文化に関する情報ページの整備が必要です。

③ 市史編さんにおける発信

歴史文化を多くの人に親しんでもらうには、興味を持った人が自分自身で学び、理解を深められるよう、歴史文化に関する刊行物を用いた発信も重要です。

市全体の歴史を研究・通観した手に取りやすい東広島市史通史編及び地域の郷土資料等を収録した東広島市史資料編を編さんし、市内外の人が市の歴史に触れ、理解を深められる環境の整備を図る必要があります。

④ 展示機能

歴史文化の理解を深める場所として、考古資料・歴史資料・民俗資料の実物やその解説に触れられる展示施設が必要です。今後さらに市内外の人々が考古資料・歴史資料・民俗資料等に触れる機会を創出するため、周辺の関連施設と連携を図る必要があります。

⑤ 文化財の活用

歴史・文化財等を目的とする観光客は約8%に留まっており（令和4（2022）年度）¹、指定等文化財の観光資源としての活用が課題です。

より広く本市の歴史文化や文化財に親しんでもらうため、これまでの公開に留まらない、イベントや観光等での多様な活用の検討が必要です。

¹ 統計で見る東広島 2023 より

⑥ 歴史文化に親しむ機会

文化財に関するイベントを定期的に行うとともに、地域で行われるものについて、資料・情報提供や後援などの支援を行っています。

文化財関連のイベントは参加者の高い満足度を得る一方で、参加する年齢層に偏りがあり、広い世代が地域の歴史文化に触れ、身近に感じられる機会を創出する必要があります。

また、歴史文化を次世代に継承するには、学校教育において生徒・児童が歴史文化に触れる機会や実際に体験する機会の充実が求められます。

⑦ 関連文化財群の情報発信

関連文化財群を地域で活用し、文化財の総合的・一体的な保存と活用につなげるため、積極的な情報発信により、関連文化財群の普及を図る必要があります。

(4) 方向性4：文化財を守り、伝えるための体制を整備する（組織・体制）の課題

① 学術専門職員と調査・研究体制

地域の文化財を総合的に把握し、取り扱う専門知識・技量を有する学術専門職員は、重要な役割を担っています。こうした職員を継続的、安定的に配置し、文化財を次世代へ守り、伝えていくための体制を備える必要があるとともに、大学等との連携により広範囲にわたる文化財の調査・研究を適切かつ効率的に進めていく体制を構築する必要があります。

② 庁内外の連携体制

今後地域総がかりで文化財の保存・活用に取り組むためには、行政内の部署・部局の枠を超えた連携とともに、地域の文化財や歴史文化の調査・研究・保存・活用に取り組む団体（市内の各大学、各町の郷土史研究会、NPO 法人、観光協会、観光 DMO など）についても、連携を図る必要があります。

2. 文化財の保存と活用に関する方針と措置^{そち}

文化財の保存・活用に関する課題を踏まえ、課題の解決に向けた方針と、計画期間内に取り組む措置^{そち}（取組み）を設定し、将来像「歴史文化の豊かな”みのり”に親しみ 未来を紡ぐまち 東広島」の実現を目指します。

地域総がかりで文化財の保存と活用に取り組むため、それぞれの取組主体に期待される役割等については、表 5-1 のとおり整理します。

■表 5-1 文化財の保存と活用に関する措置^{そち}の取組主体と役割等

取組主体		役割等
市民・地域	市民	文化財はこれまで所有者と地域に住む人々の力により、現代まで受け継がれてきました。行政だけでは文化財の将来にわたる継承は実現できるものではありません。地域に住む人々が身近な文化財や歴史文化に関心をもち、文化財に関する取組みに参加することなどを通して触れ、親しみ、積極的に保存・活用に関わることが期待されます。
	児童・生徒	次世代の文化財の継承を担う重要な役割があります。学校や地域などで文化財や歴史文化に触れ、親しみ、将来は文化財の保存・活用に積極的に関わることが期待されます。
	住民自治協議会	本市では各地域で、住民自治協議会による文化財説明板の整備や歴史文化に関する刊行物、関連するイベント等が行われ、文化財を活用した地域おこし・まちづくりが行われ、地域の誇りや郷土愛の醸成に寄与しています。今後も文化財を地域資源として積極的に活用し、行政や関係機関・団体など様々な主体と連携し、特に地域おこしにおいて文化財の保存・活用に取り組むことが期待されます。
所有者	文化財の所有者 所有団体 管理団体	文化財保護法第3条第2項により、文化財の所有者は適切な保存と可能な範囲での公開・文化的活用に取り組むことが規定されています。文化財の保存は所有者に大きな負担がかかりますが、行政や関係機関・団体と連携を図り、また可能な範囲での公開や活用により市民の参画を促すなど、将来に向けた保存への取組みが期待されます。
団体	郷土史研究会 自然研究会 ボランティア ガイドの会など	本市では旧市・旧町の郷土史研究会を始めとする様々な民間団体が、文化財・歴史文化に関する調査・研究、保護、刊行物の刊行やイベント等による普及の取組みを自主的に行っています。市民の文化財の保存・活用を促す上でも重要な役割を担っており、今後も地域に根差した積極的な調査・研究・保護・普及の取組みを行うことが期待されます。
企業等	観光協会 観光 DMO ² など	文化財を市内外の人々に認識してもらい、文化財の保存・活用の裾野を広げるには観光資源としての活用も重要です。文化財を活用したイベントの開催や積極的な情報発信等により、文化財の存在と価値に対する認知度を高めることが期待されます。
	NPO 法人	本市では近年、地域の文化財の保存・活用に積極的に取り組む NPO 法人が設立され、文化財の調査やイベントの開催、保護の担い手の育成に向けた普及活動などに取り組んでいます。 市民の文化財の保存・活用を促す上で重要な役割を担っており、今後も積極的な取組みが期待されます。

² 観光地域づくり法人（Destination Management / Marketing Organizatio の略）。観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人と定義される（観光庁ホームページを参照）。

	民間企業	文化財を活用した地域の活性化を図るうえで重要な役割をもちます。開発に当たって適切な協議・手続きを経ることで文化財の保護につなげるとともに、観光資源としての文化財の活用を含むビジネスとしての活用など、民間企業ならではの文化財に関する取組みが期待されます。
教育・研究	小学校 中学校 高等学校	将来の文化財の保護の担い手である児童・生徒が、地域の歴史文化や文化財を学ぶ場として特に重要です。行政や関係機関・団体と連携しながら、学校教育において地域の歴史文化・文化財の活用により、児童・生徒が文化財に触れ、親しむ場を創出することが期待されます。
	大学等の 専門機関	文化財を把握し、適切な保存と活用を図るには専門的見地が必要不可欠です。行政や関係機関・団体と連携し、文化財の調査・研究、文化財の適切な保存に向けた所有者や民間の開発等に対する指導・助言、学校教育と連携した普及活動、文化財を活かしたまちづくりに関する研究・提言などを行うことが期待されます。また、地域での文化財の取組みについても、専門的見地からの支援・指導を行うことが期待されます。
行政	東広島市	市内の文化財について、保護に向けた調査・研究、状況把握、所有者への指導・助言・支援を行うとともに、市内外の人々が文化財に関わるきっかけとなるよう、関係機関・団体と連携した文化財の普及・活用に取り組めます。また、地域での文化財の活用について指導・助言などの支援を行い、文化財を活用したまちづくりを推進します。
	広島県 文化庁など	市内の文化財が適切に保存されるよう指導・助言を行うとともに、必要な指定・登録文化財への支援を行う役割を担います。また、今後文化財の調査・研究・保護・普及に向けて、周辺自治体と適宜連携を図ることも求められます。

■表 5-2 措置^{そち}の表の凡例

取組主体		取組期間	
◎	措置の実施の主体		重点的に措置に取り組む期間 措置への着手として重点化する期間
○	措置に協力・支援する		措置に取り組む期間
□	措置に参加する		取組みを検討する期間

※既出の措置を別の方向性・方針で再掲する場合や、関連する措置については、既出の措置の No. を併記する。

(1) 方向性1：歴史文化の調査を進め、保護・継承の基礎を築く（調査・研究）の方針と措置^{そ ち}**① 方針1：文化財の把握調査の継続**

第2章3節での整理を踏まえ、今後調査が求められる分野の文化財の把握（基礎）調査を実施し、地域の文化財の把握に取り組みます。調査後は調査報告書を刊行し、調査成果の市民への公開・普及に努めます。

■表 5-3 方向性1の方針1に関する主な措置^{そ ち}

No.	事業	取組主体						取組期間		
		地市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
1-1	有形・無形文化財の基礎調査	○	○	○		◎	◎			
	近代化遺産や有形・無形の民俗文化財等を始めとする、今後調査が求められる分野の基礎調査を実施し、調査報告書を刊行する。									
1-2	地域別文化財基礎調査	○	○	◎		◎	◎			
	地域ごとの文化財基礎調査成果を踏まえ、分野別の文化財基礎調査との優先順位を考慮しながら、必要に応じて再調査を実施する。									
1-3	文化財基礎調査報告書の発刊	○	○	○		○	◎			
	過去の基礎調査の成果を確認・整理するとともに、必要に応じて再調査を行い、報告書の刊行を進める。									
1-4	開発・災害時に伴う天然記念物（動植物）調査	◎		○	◎	◎	◎			
	豪雨災害により被害を受けている可能性のある天然記念物の生息地に対し、保全に必要な策を講じるため、大学・地域住民・NPO 法人等が連携し、調査を継続するとともに、必要に応じて被災箇所等で新たに調査を実施する。									
1-5	未指定文化財把握調査の継続	◎	○	○		◎	◎			
	継続的に未指定文化財の情報収集を行い、未指定文化財リストを更新するとともに、必要に応じて詳細調査を行う。									

② 方針2：埋蔵文化財調査の継続

周知の埋蔵文化財包蔵地での開発にあたって必要な試掘・発掘調査に取り組むとともに、これまでの調査成果を整理し、継続的に調査報告書を刊行します。また、遺跡の学術調査及び保存活用を目的とした発掘調査の実施を検討し、専門機関を中心に連携を図ります。

■表 5-4 方向性 1 の方針 2 に関する主な措置

No.	事業	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業 等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
1-6	開発に伴う発掘調査の継続		○		◎	○	◎			
	開発にあたって必要な試掘・発掘調査に引き続き行い、適切な埋蔵文化財の調査・保存に取り組む。									
1-7	遺跡の保存活用調査の推進		○		○	◎	◎			
	土地所有者・事業者の協力を得て、学術調査及び保存活用を目的とした発掘調査（特に重要遺跡）の実施について、専門機関と連携しながら推進を図る。									
1-8	発掘調査報告書の刊行				◎	◎	◎			
	発掘調査成果の整理を行い、継続的に調査報告書として刊行する。									

③ 方針 3：市史編さんによる歴史文化の調査・研究の深化

市史編さん事業の開始に伴い、地域の歴史資料調査・聞き取り調査に取り組みます。

また、調査成果の公開や市史資料編の刊行等により、地域の歴史研究の充実を図ります。

■表 5-5 方向性 1 の方針 3 に関する主な措置

No.	事業	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業 等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
1-9	歴史資料悉皆・詳細調査	○	○	◎	○	◎	◎			
	市史編さんを契機に各町の郷土史研究会と連携して、古文書等の歴史資料の悉皆調査や詳細調査を推進する。									
1-10	市民への歴史資料の収集・提供への協力要請	○	○	◎	○	○	◎			
	市史編さんだより等の広報紙やイベント等の機会を活用し、市民への歴史資料の収集・提供への協力を求める。									
1-11	東広島市史編さんに係る聞き取り調査	○	○	◎		○	◎			
	各町の郷土史研究会や住民自治協議会と連携して当時を知る人々に聞き取り調査を行う。									

1-12	市内の歴史研究テーマの拡充	◎	◎	◎	○	◎	◎			
	歴史資料の調査を通した市内の郷土資料の掘り起こしにより、歴史研究テーマの充実を図る。									
1-13	東広島市史資料編の編さん・刊行	○	○	○	○	◎	◎			
	地域研究の基礎となる東広島市史資料編の編さん・刊行に取り組む。									
1-14	東広島市史研究の発刊	◎	◎	◎	○	◎	◎			
	市史研究の発刊による歴史研究の発表の場の創出を検討し、市史編さん事業により蓄積された歴史資料を活用した研究を促進する。									

④ 方針4：関連文化財群の調査と更新

関連文化財群のストーリーと構成文化財について、今後の文化財の基礎調査や市史編さん事業の成果をもとに、適宜見直し・更新を行い、文化財の総合的・一体的な保存・活用と普及につなげます。

■表 5-6 方向性1の方針4に関する主な措置^{そち}

No.	事業	取組主体						取組期間		
		地市民 域民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
1-15	関連文化財群の見直し・更新	◎	○	◎	◎	◎	◎			
	文化財基礎調査や市史編さん事業の成果を踏まえながら、ストーリー及び構成文化財の見直し・更新に適宜取り組む。									

(2) 方向性2：市民とともに東広島の文化財を守り、継承する（保存・管理）の方針と措置^{そち}

① 方針1：文化財の基礎情報の整理

指定等文化財の管理に用いる台帳の様式を統一するとともに、文化財の所有者との情報交換に努め、台帳を更新し、市域の指定等文化財の適切な管理に努めます。

また、文化財基礎情報のデジタル化による管理の効率化に向け、各指定等文化財の基礎情報の集約・整理に取り組みます。

■表 5-7 方向性 2 の方針 1 に関する主な措置^{そ ち}

No.	事業	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業 等	研究 教育	行政	R7～R9 2025～2027	R10～R12 2028～2030	R13～R16 2031～2034
2-1	文化財台帳の再整備		○				◎			
	文化財台帳を市の統一様式で再整備し、情報を整理するとともに一元的に管理する。									
2-2	文化財基礎情報のデジタル化	○	○	○	○	○	◎			
	各指定等文化財の基礎情報をデジタル化し、管理の効率化と市民への公開情報の整備を図るため、文化財の概要・学術的な調査成果・保存と活用の状況等の基礎情報の整理・集約に取り組む。									

② 方針 2：文化財の指定・登録の継続

文化財基礎調査・指定調査の成果や指定状況を踏まえ、必要に応じて優先順位を考慮した指定・登録に取り組みます。

■表 5-8 方向性 2 の方針 2 に関する主な措置^{そ ち}

No.	事業	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業 等	研究 教育	行政	R7～R9 2025～2027	R10～R12 2028～2030	R13～R16 2031～2034
2-3 1-1 1-2	文化財の指定・登録の継続	○	◎	◎	◎	◎	◎			
	基礎調査及び指定調査の成果を踏まえ、学術的価値が明らかになった文化財の指定・登録業務に継続して取り組む。特に希少動植物や有形・無形の民俗文化財などの分野については、調査成果と優先順位を考慮して取り組む。									
	文化財保護審議会の開催					○	◎			
2-4	本市における文化財の保存と活用に関する諮問機関である東広島市文化財保護審議会を定期的に開催し、文化財の指定や保存・活用についての報告や諮問を行う。									

③ 方針 3：市所有文化財等の適切な維持管理

本市が所有・管理する文化財について、定期的な状況確認・維持管理に取り組み、計画的な修繕を図ります。併せて各文化財の保存活用計画の策定を検討し、今後の保存と両立した活用につなげます。

■表 5-9 方向性2の方針3に関する主な措置^{そち}

No.	事業	取組主体						取組期間		
		地域市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7～R9 2025～2027	R10～R12 2028～2030	R13～R16 2031～2034
2-5	市所有文化財（建造物）の修繕					○	◎			
	市が管理する重要文化財（建造物）の定期的な状況確認と維持管理、計画的な修繕を図る。									
2-6	市所有文化財（建造物）保存活用計画の策定					○	◎			
	市所有文化財（建造物）について、各文化財に適した保存活用計画の策定を検討し、計画に基づく保存・活用を図る。									
2-7	市所有文化財（史跡）保存活用計画の策定					○	◎			
	災害復旧が必要な史跡から優先して保存活用計画の作成に着手し、適切な保存・活用を図る。									
2-8	市所有文化財（史跡）の環境整備			○			◎			
	市が管理する史跡の環境整備を行う。									

④ 方針4：埋蔵文化財と遺跡の保護の推進

周知の埋蔵文化財の適切な保護・保存を図るため、埋蔵文化財包蔵地の開発に関する事前協議を引き続き推進し、保存状況等の情報を蓄積しながら事業者・土地所有者との調整に取り組めます。

市内の各地に分散している出土遺物の収蔵庫について、集約化により収蔵環境の改善と効率化を図ります。

■表 5-10 方向性2の方針4に関する主な措置^{そち}

No.	事業	取組主体						取組期間		
		地域市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7～R9 2025～2027	R10～R12 2028～2030	R13～R16 2031～2034
2-9	埋蔵文化財包蔵地協議の周知		◎		◎	◎	◎			
	埋蔵文化財包蔵地での開発に関する事前協議を行うよう、継続して事業者へ周知を図る。									

2-10	遺跡地図（GIS）の整備・更新					◎			
	埋蔵文化財の分布調査・包蔵地の協議・試掘・確認調査の結果を GIS の遺跡地図に反映させ、情報を蓄積する。								
2-11	出土遺物の保存処理及び長期計画の作成					○ ◎			
	必要な保存処理と整理を引き続き行うとともに、出土遺物の保存処理の現状把握を行い、それをもとに保存処理の長期計画の作成に取り組む。								
2-12	（仮称）新文化財センターにおける埋蔵文化財収蔵庫整備					◎			
	（仮称）新文化財センターにおいて、埋蔵文化財収蔵庫の整備に取り組む。								

⑤ 方針 5：民俗・歴史資料等の適切な収蔵管理

地域の貴重な民俗・歴史資料を適切に保存・管理するため、民俗資料の調査・収集及び収蔵施設の集約に取り組みます。

また、重要な行政資料を歴史研究に活用するとともに、後世に遺すため、歴史的公文書の保存基準の検討及びデジタルアーカイブ化に取り組めます。

■表 5-11 方向性 2 の方針 5 に関する主な措置

No.	事業	取組主体						取組期間		
		地市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7～R9 2025～2027	R10～R12 2028～2030	R13～R16 2031～2034
2-13	民俗資料に関する調査の実施	◎	○	◎	○	◎	◎			
	地域や専門家と連携し、職員の資質向上を図りつつ、民具の使い方や価値について調査を行う。									
2-14	民俗資料の寄贈受付	◎	◎	○	○	○	◎			
	市ホームページ等で民俗資料の収集に関する情報発信を行うとともに、市民からの情報提供や所有者からの寄贈希望に応じ、民俗資料の収集を継続的に行う。									
2-15	民俗資料収蔵施設の小修繕及び集約化						◎			
	収蔵施設の定期的な状況確認と小修繕を行うとともに、（仮称）新文化財センターを整備することで施設の集約を図る。									

2-16	歴史資料散逸対策	○	○	◎	○	◎	◎			
	郷土史研究会・住民自治協議会との連携や市史編さんだより・広報紙・市ホームページ等を活用して地域の歴史資料の情報収集を図り、歴史資料が散逸する前に資料調査、記録保存、寄贈・寄託による保存に取り組む。									
2-17	重要文化財特別収蔵庫整備					○	◎			
	市内の収蔵施設において、文化庁の指針等も参考にした温湿度管理が可能な特別収蔵庫の整備を今後検討する。									
2-18	歴史資料のデジタル保存		○			○	◎			
	市史編さん事業において収集した資料のデジタル保存を進める。									
2-19	歴史的公文書保存制度の導入						◎			
	歴史的公文書の分類・選別・保存の基準を作成し、制度化することを検討する。									
2-20	重要公文書のデジタル保存						◎			
	歴史的公文書等の重要公文書について、デジタル保存に取り組む。									
2-21	デジタルアーカイブシステムへの郷土資料の保存	○	○	○	○	○	◎			
	デジタルアーカイブシステムを用いて地域の郷土資料の保存・公開を図る。									
2-22	市史刊行後の歴史資料の収集・保管等の実施	○	○	○		◎	◎			
	市史刊行後も市内の歴史資料・庁内の歴史的公文書を継続的に収集・整理・保管するとともに、市史編さんの成果の展示公開を図る。									

⑥ 方針6：希少動植物の保護の推進

希少動植物の保護のため、生息地域・自生地における開発について、埋蔵文化財部門と連携しながら事業者・土地所有者との調整を行い、必要な措置^{そち}に取り組めます。

本市は特別天然記念物オオサンショウウオの貴重な生息地であるとともに繁殖地であり、その保護を推進するため、生息調査やオオサンショウウオの宿での一時保護などに、継続的に取り組みます。

■表 5-12 方向性 2 の方針 6 に関する主な措置

No.	事業	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業 等	研究 教育	行政	R7～R9 2025～2027	R10～R12 2028～2030	R13～R16 2031～2034
2-23	希少動植物生息地域の事前確認及び周知	○	○		◎	◎	◎			
	埋蔵文化財部門と連携し、開発に伴う埋蔵文化財の包蔵地確認の際に希少動植物の生息地域・自生地を確認するとともに、生息地域・自生地及び現状変更許可手続き等について周知を図る。									
2-24	オオサンショウウオの宿の運営と保護事業	◎		○	◎	◎	◎			
	痩せて弱ったオオサンショウウオの個体やケガをした個体等を保護し、回復させてから放流するための施設として、オオサンショウウオの宿を住民自治協議会等に委託して運営し、広島大学総合博物館・NPO 法人との連携のもと、その保護に取り組む。									
2-25 1-4	豪雨後のオオサンショウウオ分布調査と保護事業	◎		○	◎	◎	◎			
	大学等の専門機関や市民団体・NPO 法人・地域と連携してオオサンショウウオの分布調査を継続して実施し、併せて市民に情報提供を求め、引き続きオオサンショウウオの把握に努める。下流に流されたオオサンショウウオをオオサンショウウオの宿で保護し、上流への放流を行う。									
2-26	オオサンショウウオ保護の担い手の確保	◎		○	◎	◎	○			
	広島大学や NPO 法人による市内外での普及活動や住民自治協議会と連携し、保護の担い手の確保・育成に努める。									

⑦ 方針 7：東広島らしい歴史的・文化的景観の保護の推進

赤瓦・しゃちほこ・白壁・茅葺^{かやぶき}屋根・水田・ため池が織りなす、東広島らしい歴史的・文化的景観を保護するため、保護の方法の検討と価値の発信に取り組めます。

■表 5-13 方向性 2 の方針 7 に関する主な措置

No.	事業	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業 等	研究 教育	行政	R7～R9 2025～2027	R10～R12 2028～2030	R13～R16 2031～2034
2-27	歴史的・文化的景観に関する価値の発信	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	広報媒体を活用し、本市の特徴的な歴史的・文化的景観の価値の発信・普及に取り組む。									

2-28	伝統的建造物群保存地区の推進	○	◎	○	◎	◎	◎			
	東広島市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、保存地区決定を目指す。									
2-29	東広島市景観形成事業補助金の交付		◎				◎			
	酒蔵地区における登録文化財や歴史的建造物等の修繕・修景について、補助金により支援を行う。									
2-30	東広島市白市地区景観形成要綱に基づく保護	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	東広島市白市地区景観形成要綱に基づき、白市らしい町並みの景観誘導に努める。									
2-31	地域の有志団体や住民自治協議会との連携	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	白市景観形成委員会や白市町家保存会等の、町並み・町家の保存や活用に取り組む団体と連携し、併せて住民自治協議会との連携を図る。									
2-32	農村集落の文化的景観の記録保存の検討	○	○			◎	◎			
	安全面や土地利用の面でやむを得ずため池が廃止される際の記録保存の手法を検討する。									

⑧ 方針8：指定等文化財の所有者による維持管理への支援

指定等文化財の適切な維持管理・修繕を行うため、文化財の所有者への指導・助言・支援に取り組みます。また、登録文化財への支援の仕組みを検討するとともに、未指定文化財の維持・管理・活用についても助言・指導などを行い、その保存・活用の促進につなげます。

企業活動を行う史跡や今後の活用を検討する指定等文化財について、保存と両立した活用の円滑化のため、保存活用計画の策定の推奨と支援を行います。

■表 5-14 方向性2の方針8に関する主な措置^{そち}

No.	事業	取組主体						取組期間		
		地域市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-33	文化財環境整備の推進		◎				◎			
	所有者との連携のもと、文化財の環境整備の推進を図る。									

2-34	文化財保存修理事業		◎			◎	◎			
	東広島市補助金等交付規則及び東広島市文化財保護事業費補助金交付基準に基づき、文化財の所有者の修繕事業に補助金を交付し、併せて修繕方法等の指導助言を行い、支援を継続する。									
2-35	登録文化財への支援の検討		◎			○	◎			
	他自治体の事例を収集し、指定文化財への支援制度との棲み分けを考慮しながら、登録文化財への支援について検討する。									
2-36	未指定文化財の維持・修繕・活用の推奨	○	◎	○	◎	◎	○			
	東広島市文化財保存活用地域計画に基づき、未指定文化財の地域活動での維持管理・修繕・活用を推奨し、適宜指導助言などの支援を行う。									
2-37	文化財の専門的支援の検討	○	○	○	◎	◎	◎			
	文化財の修繕・保存・補助制度について専門家に相談できる仕組みを検討するとともに、有形文化財（建造物）等の維持管理と生活を両立できる改修・修繕を支援する仕組みの構築を検討する。									
2-38	国指定文化財保存活用計画の策定		◎			○	◎			
	酒蔵など法人が企業活動を行う文化財において、保存と両立した活用を図るため、保存活用計画の作成に取り組む。									
2-39	県・市指定文化財保存活用計画の策定		◎			○	◎			
	文化財の所有者が今後活用を検討する県・市指定文化財について、保存活用計画の策定を推奨するとともに、策定への助言・支援を行う。									

⑨ 方針 9：地域の文化財の継承と担い手の育成

無形の民俗文化財を継承する取組みについて、各機関・団体の補助事業等を活用した支援に取り組めます。また、地域や学校等との連携により、歴史文化に触れる機会を創出し、地域の文化財保護の担い手の育成につなげます。

■表 5-15 方向性 2 の方針 9 に関する主な措置^{そ ち}

No.	事業	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7～R9 2025～2027	R10～R12 2028～2030	R13～R16 2031～2034
2-40	無形の民俗文化財への支援事業の周知と活用	○	◎	○	○	○	◎			
	国・県・公益財団法人等による無形の民俗文化財を対象とする支援事業について、実施団体への周知と活用を図る。									

2-41	無形の民俗文化財への市民参加	◎	◎	◎	◎	○	○			
	無形の民俗文化財に関する情報提供を積極的に行い、市民参加を促し、裾野の拡大を図る。									
2-42	小中学校での歴史文化に触れる 機会の創出	◎	◎	○	◎	◎	◎			
	どこでも博物館を継続して市内の小中学校で行い、実際に出土遺物等に触れて体験してもらうことにより歴史文化への関心を喚起する。また、地域学習の一環として地域の無形の民俗文化財の活用の検討や、社会科の副読本等に市内の指定文化財などの歴史文化を取り上げるなど、生徒・児童が歴史文化に触れ、学ぶ機会を創出する。									
2-43	文化財保存活用支援団体制度 ³ の 活用	○	◎	◎	◎	◎	◎			
	地域で文化財の保存・活用・普及に取り組む民間団体等を認定する文化財保存活用支援団体制度の活用により、市民団体や NPO 法人等と連携した文化財の保存・活用・普及活動につなげ、担い手の育成を図る。									

⑩ 方針 10：文化財の防災・防犯対策の整備

各指定等文化財の被災リスクを整理し、災害発生時の適切な対応につなげるとともに、指定等文化財の防災・防犯対策の整備を図ります。

■表 5-16 方向性 2 の方針 10 に関する主な措置^{そち}

No.	事業	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
2-44	指定等文化財被災リスクの整理・ 対応		◎			◎	◎			
	災害種別の指定等文化財の被災リスクを整理し、災害発生時にはリスク毎に優先的な状況確認等の対応を行い、適切な被害状況の把握と対応に努める。									
2-45	国指定文化財設備の立入検査		◎				◎			
	消防消第 263 号及び消防予第 273 号通知「世界遺産・国宝等における防火対策 5 か年計画等について」を踏まえ、対象となる重要文化財に対して東広島消防署及び各分署による立入検査を引き続き実施する。									
2-46	指定等文化財の防災・防犯計画の 作成	○	◎	○	○	○	◎			
	他自治体等の事例収集を行い、広島県文化財防災マニュアル・東広島市地域防災計画に基づいた指定等文化財の防災・防犯計画、対応マニュアルの作成により、文化財の防災・防犯体制の整備を図る。									

³ 地域の文化財の調査・保存・活用に取り組む民間団体・企業等と行政がパートナーシップを結び、連携して地域の文化財を魅力や地域ブランドを高め、文化財を次世代へ繋ぐための取組みを進める制度

2-47	文化財防火デー防火訓練等の実施	◎	◎			○	◎			
	文化財防火デー防火訓練を毎年巡回して行う。									
2-48	文化財防災・防犯研修の実施	○	◎			○	◎			
	必要に応じて文化財の所有者に対し、広島県警や消防局の協力のもと、防災・防犯研修を行う。									
2-49	被災資料レスキュー体制の整備		◎			○	◎			
	広島県立文書館、広島県市町公文書等保存活用連絡協議会との連携や研修への参加等を通して、市の被災資料レスキューに関するマニュアル等の整備を検討する。									

(3) 方向性3：歴史文化を知り、歴史文化に親しむ（普及・活用・学習）の方針と措置^{そち}

① 方針1：文化財の見学・学習環境の整備

文化財に興味・関心を持った人が実際に現地で指定等文化財に触れ、理解を深められるよう現地の標識・説明板の整備や広報資料等の作成に取り組むとともに、解説の内容の平易化や多言語化に取り組めます。

■表 5-17 方向性3の方針1に関する主な措置^{そち}

No.	事業	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-1	指定等文化財マップ等の作成	○	○	◎	○	○	◎			
	各町の指定等文化財をマッピング・解説したリーフレットの作成に継続して取り組む。また、市ホームページの個別の解説記事にも掲載する。									
3-2	指定等文化財案内標識設置の継続	○	○				◎			
	指定等文化財の案内標識の設置を継続して行う。									
3-3	指定等文化財案内標識・説明板の更新	○	○				◎			
	旧町時代に設置された指定等文化財の案内標識・説明板について、更新の際、設置箇所の状況に応じて現在の市の説明板様式に統一する。									

3-4	指定等文化財説明板の平易化・多言語化		○	○		○	◎			
	外国人・日本人双方に分かりやすい平易な説明文による解説の作成と、より詳細な解説を求める人を対象に市ホームページ・リーフレットとの使い分けを図る。また、説明板に文化財に関する市ホームページの二次元コードを掲載し、市ホームページ・翻訳システムを活用した多言語化を図る。									

② 方針2：歴史文化に関する情報発信の強化

歴史文化の普及を進めるため、SNS・市民ポータルサイト・市広報紙・市ホームページ等、各広報媒体の特性を踏まえて活用し、情報発信を強化します。基盤情報として、市ホームページ上の指定等文化財や歴史文化を解説するページの整備に取り組みます。

また、観光ボランティアガイド・こどもガイドの育成を支援し、歴史文化の魅力発信に取り組む人材の育成に関係団体と連携して取り組みます。

■表 5-18 方向性3の方針2に関する主な措置^{そち}

No.	事業	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-5	広報媒体を活用した情報発信	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	文化財関連の情報発信について、市ホームページやSNS、市民ポータルサイト等の広報媒体の特性を活かした情報発信に取り組む。									
3-6 2-27	歴史的・文化的景観に関する価値の発信	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	広報媒体を活用し、本市の特徴的な歴史的・文化的景観の価値の発信・普及に取り組む。									
3-7	市ホームページ（文化財の個別解説）の整備		○			○	◎			
	市内の文化財の認知度を高めるため、市ホームページを活用し、指定等文化財の個別解説ページの充実を図る。									
3-8	歴史文化の特徴とストーリーの発信		○			◎	◎			
	歴史文化の特徴とストーリーを解説するページを市ホームページ上に作成し、公開する。									

3-9	地域的まとまりを考慮した 情報発信と普及		◎	◎	◎		◎			
	市内各エリアの歴史文化の特徴を踏まえた情報発信・普及に努める。									
3-10	発掘調査報告書のデジタル公開					○	◎			
	発掘調査報告書の権利関係を整理し、デジタル化して可能なものから市ホームページや「全国遺跡報告総覧」での積極的な公開を図る。									
3-11	市内の文化財を網羅した 広報資料等の作成	○	○	○	○	○	◎			
	生徒・児童が学校や家庭で文化財について調べられる広報資料等を作成する。									
3-12	歴史文化に関する刊行物の作成 支援	◎	◎	◎	◎	○	○			
	地域住民等が歴史文化に関する刊行物を作成する際、情報提供等の面で支援を行う。									
3-13	指定等文化財リーフレットの 多言語化			○	○	◎	◎			
	指定等文化財リーフレットの内容を可能な限り平易化し、外部人材による多言語化及びWEB上での公開について、国指定文化財から着手する。									
3-14	歴史文化に関するレファレンスの 蓄積				○	○	◎			
	歴史文化に関するレファレンス情報の蓄積に継続して取り組む。									
3-15	歴史文化を発信するガイドの育成	○	○	◎	◎	○	○			
	観光ボランティアやこどもガイドの研修会に講師の派遣・資料提供等で協力し、市内の歴史文化の魅力発信に取り組む人材の育成に、連携して取り組む。									

③ 方針3：市史編さんによる発信と普及

東広島市史編さん事業を進め、市民が手に取りやすい、分かりやすい市史を刊行し、市としての一体感の醸成を図るとともに、市民の歴史学習に資するよう取り組みます。

■表 5-19 方向性3の方針3に関する主な措置^{そち}

No.	事業	取組主体						取組期間		
		地域市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-16 1-13	東広島市史編さん事業	○	○	◎	○	◎	◎			
	市民の手に取りやすさ、読みやすさを重視した東広島市史の編さん方針のもと、通史編の編さんを進め、市としての一体感の醸成を図る。また、市史編さん事業で収集した歴史資料を資料編として刊行・公開し、今後の市域の歴史の学術研究及び市民の歴史学習に資する。									
3-17	電子図書館への郷土資料の搭載	◎	○	○	○	○	◎			
	東広島市立図書館の電子図書館に公開可能な郷土資料を搭載し、市民に公開する。									
3-18	市史のデジタル公開		○	○		○	◎			
	市史の刊行形態について、従来の紙媒体だけでなく、デジタル公開を図る。									

④ 方針4：展示機能の整備

民俗資料・出土文化財等について、引き続き展示・公開に取り組むとともに、中山間地域における関係機関・施設との連携により、市内外の人々が考古資料・歴史資料・民俗資料等に触れる機会を創出します。

■表 5-20 方向性3の方針4に関する主な措置^{そち}

No.	事業	取組主体						取組期間		
		地域市民	所有者	団体	企業等	研究教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-19 2-42	中山間地域における関係機関・施設との連携	□		○	○	◎	◎			
	中山間地域における既存博物館等や中学校・高等学校、広島大学と連携し、展示機能の充実を図る。									
3-20	重要文化財等特別展示室整備						◎			
	重要文化財の複製品を作成・展示することで市民の鑑賞機会を創出するとともに、市内の展示施設における温湿度管理が可能な特別展示室の整備を今後検討する。									
3-21	民俗資料展示の更新	○		○		○	◎			
	寄贈を受けた民俗資料や収蔵資料について、展示への活用に取り組む。									

3-22	収蔵資料のデジタル公開					○	◎			
	より柔軟な収蔵資料の公開に向けて、収蔵資料のデジタル公開を図る。									
3-23	博物館施設の設置及び施設移転の検討						◎			
	本市の伝統産業・自然・文化等の歴史が分かるガイダンス施設として、バリアフリーに対応した郷土博物館の整備を検討する。また、展示環境の改善を図るため、必要に応じて資料館の移転を検討する。									
3-24	広報媒体を活用した展示情報等の発信				○		◎			
	市ホームページ・SNS・市民ポータルサイト等の広報媒体を活用した展示情報等の発信により、認知度の向上を図る。									

⑤ 方針 5：文化財の地域資源としての活用

これまでの歴史文化・文化財に関する調査成果をもとに、観光部局や関係機関と連携し、関連文化財群も踏まえ、文化財の観光資源としての活用を図ります。

市が所有する文化財について、公開活用に加えてユニークベニューによる活用の推進を図るとともに、民間による活用を実施可能な仕組みの整備を図ります。また、文化財の所有者による文化財の活用については、指導・助言等の支援に適宜取り組み、活用の推進を図ります。

■表 5-21 方向性 3 の方針 5 に関する主な措置^{そ ち}

No.	事業	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-25	文化財の観光資源としての活用の推進	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	関連文化財群や各エリアの歴史文化の特徴等をもとに、観光部局や観光協会、観光 DMO 等と連携した観光資源としての活用を推進する。									
3-26	市所有文化財でのユニークベニューの推進	◎		◎	◎	◎	◎			
	公開による活用を継続しつつ、観光部局や観光協会、観光 DMO 等と連携してユニークベニュー等での活用の推進に取り組む。									
3-27	指定等文化財の活用の促進	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	指定等文化財の活用の際して、文化財の保存と両立できるよう適宜指導・助言を行い、活用の促進を図る。									

⑥ 方針6：歴史文化に親しむ機会の創出

指定等文化財や埋蔵文化財について、現地で見学できる機会や展示・講座等で学べる機会、学校教育で歴史文化に触れ、学ぶ機会等を創出し、市内外の人々への普及と裾野の拡大を図ります。

■表 5-22 方向性3の方針6に関する主な措置

No.	事業	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7～R9 2025～2027	R10～R12 2028～2030	R13～R16 2031～2034
3-28	出土文化財報告会等のオンライン配信	☐				○	◎			
	動画配信サイト等を活用したオンライン配信を適宜行う。									
3-29	発掘調査に係る現地説明会・出土文化財報告会の実施	☐				○	◎			
	発掘調査の実施にあたり現地説明会や、発掘調査後に出土文化財報告会を実施し、調査成果の普及に努める。									
3-30	出土文化財の常設展示及び企画展の開催	☐	○	○	○	○	◎			
	出土文化財の常設展示を行うとともに、定期的に企画展を開催し、市内外の人々が本市の出土文化財に触れる機会を創出する。									
3-31	オオサンショウウオの宿の公開	☐				○	◎			
	オオサンショウウオの宿に展示設備を整備するとともに、自治協議会等に委託して公開し、見学者を受け入れる。									
3-32	市所有文化財（建造物）の公開	☐		◎	○	○	◎			
	市が所有する旧木原家住宅・旧石井家住宅を引き続き公開し、市内外の人々が貴重な文化財建造物に触れる機会を創出する。									
3-33	市所有文化財（史跡）の復元・公開	☐		◎	○	○	◎			
	市が所有する史跡（三ツ城古墳・安芸国分寺歴史公園・西条本町歴史広場等）について、復元整備された遺跡・遺構・展示施設を引き続き維持管理し、公開することで、史跡の意義や古い時代の姿を知る機会を創出する。また、未整備の史跡については、保存活用計画の策定や整備手法の検討を進め、適切に維持管理及び公開を促進する。									
3-34	歴史文化関連講義・講座・イベントへの支援	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	地域で行われる歴史文化関連講座・講義・イベントに対し、資料提供や講師派遣等で支援・協力し、要件を満たすイベントについては申請に応じて後援を行う。									

3-35 2-42	学校教材への地域の歴史文化の掲載					◎	◎			
	社会科の副読本等に市内の指定文化財等の歴史文化に関する内容を取り入れる。									
3-36 2-42	一校一和文化の継続・継承	◎	○	○	○	◎	◎			
	市立小中学校で実施している一校一和文化を継続し、児童・生徒の主体的な歴史文化への参画を促す。									
3-37 2-42	どこでも博物館の開催	□				◎	◎			
	市内の小中学校で歴史文化に関する出前授業を行うどこでも博物館を継続して開催し、実際に出土品等に触れて体験してもらうことにより、歴史文化への関心を喚起する。									
3-38 2-42	親と子の体験歴史村の開催	□				◎	◎			
	火おこし体験・勾玉づくり・実際に出土品に触れる体験を通して埋蔵文化財の魅力に触れてもらう「親と子の体験歴史村」について、広島大学総合博物館と連携し開催を継続する。									

⑦ 方針 7：関連文化財群の情報発信と普及の推進

関連文化財群の積極的な情報発信に取り組み、文化財の更なる普及と、総合的・一体的な保存・活用につなげます。

■表 5-23 方向性 3 の方針 7 に関する主な措置^{そち}

No.	事業	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
3-39 3-8	歴史文化の特徴とストーリーの発信			◎	◎	○	◎			
	歴史文化の特徴と関連文化財群のストーリー・構成文化財を解説するページを市ホームページ上に作成し、公開する。									
3-40 3-25	関連文化財群の観光資源としての活用	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	観光部局や観光協会、観光 DMO 等と連携し、関連文化財群の普及や観光資源としての活用を図る。									
3-41	講座等における関連文化財群の発信	◎	◎	◎	◎	○	◎			
	講師派遣や出前講座等の際に、開催地域の関連文化財群を踏まえた内容を逐次検討し、実施する。									

(4) 方向性4：文化財を守り、伝えるための体制を整備する（組織・体制）の方針と措置^{そち}

① 方針1：学術専門職員の確保と調査・研究体制の確立

公益財団法人東広島市教育文化振興事業団・周辺大学・関係機関と連携しながら、文化財や歴史文化の調査・研究・保護に不可欠な専門人材の確保と調査・研究体制の整備に取り組みます。

■表 5-24 方向性4の方針1に関する主な措置^{そち}

No.	事業	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
4-1	歴史・埋蔵文化財学術専門職員の確保				◎	○	◎			
	公益財団法人東広島市教育文化振興事業団と連携し、ベテラン・中堅・新人のバランスを考慮した定期的な歴史・埋蔵文化財の学術専門職員の確保を図る。									
4-2	専門機関との連携					◎	◎			
	大学等の専門機関と連携し、歴史文化や文化財に関する調査・研究体制の確立を図る。									

② 方針2：庁内外の連携の推進

庁内外の関係部局・機関・団体等との連携を深め、地域総がかりで文化財の保存と活用に取り組みます。

■表 5-25 方向性4の方針2に関する主な措置^{そち}

No.	事業	取組主体						取組期間		
		地域 市民	所有者	団体	企業等	研究 教育	行政	R7~R9 2025~2027	R10~R12 2028~2030	R13~R16 2031~2034
4-3	文化財の保存と活用に向けた 庁内外の連絡体制の充実	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	東広島市文化財保存活用地域計画の推進に向け、庁内外の関係部局・機関・団体等との連携を深め、文化財の保存と活用に向けた機運の醸成に取り組む。									
4-4	文化財の保存・活用に向けた 他自治体等との連携関係構築		○	○	○	○	◎			
	広島県歴史民俗資料館等連絡協議会や全国史跡整備市町村協議会等の機会を活用し、定期的な他自治体や関係機関との意見交換を図る。									

4-5 2-43	文化財保存活用支援団体の活用	○	◎	◎	◎	◎	◎			
	地域で文化財の保存・活用・普及に取り組む民間団体等を認定する文化財保存活用支援団体の制度の活用により、文化財の保存・活用の機運の向上と、それら機関・団体との連携を図る。									
4-6	東広島市文化財保存活用地域計画の広報・普及	○	○	○	○	○	◎			
	東広島市文化財保存活用地域計画の概要版を作成し公開する。また、講座での周知や関連シンポジウムの開催等を検討する。									

第 6 章

文化財の保存・活用の推進体制

第6章 文化財の保存・活用の推進体制

1. 文化財の保存・活用の推進体制整備の方針

本節では、地域総がかりで文化財の保存と活用に取り組むため、前章を踏まえた保存・活用の推進体制の整備の方針についてまとめます。

(1) 調査・研究に関する体制整備の方針

地域の文化財は、その所在を確認し、地域全体、ひいては我が国の歴史・文化の中でどのように位置付けられるのか、そしてそこにはどのような価値があるのか、学術的・専門的に明らかにし、正しく評価する必要があります。そのことによって初めて文化財の適正な保存と活用が可能となります。そのためには、本市の文化財を調査・研究する能力のある専門性を持った人材を適切に配置する必要があります。

本市では、従来開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査に対応するため、考古学を専門とする職員を多く配置してきました。しかし、多様な文化財の調査・研究を適切に行うためには、歴史・民俗・建築・美術・動植物・地質などに関する専門知識も必要となります。そのため、現在の職員に対しては研修等を通じて研鑽^{けんさん}を進めるとともに、公益財団法人東広島市教育文化振興事業団においては、専門性の高い学術専門職員の確保を図り、当該事業団を中心に調査・研究体制の確立をしていくこととします。

(2) 保存に関する体制整備の方針

文化財の保存は、法令に規定された文化財とそれ以外の文化財との二つのあり方に分けられます。まず、法令に規定された文化財については、それぞれ適用される法令によって規定された保護の制度に従って、国・県・市及び所有者・管理者が保存に当たることが定められています。

一方、その他の文化財については、その保存が法令で規定されていないことから、体制の整備が急がれます。

文化財の類型・種類等により、保存の環境・方法等が異なるため、それぞれに適した体制を作っていく必要があります。例えば、伝統芸能・祭礼・行事などを保存するためには、継承の主体となる団体や実施する地域の活性化、後継者の育成、道具・衣装の更新が必要です。

個人や民間が所有する文化財のうち、有形文化財については所有者・管理者との連携を進めます。このうち建造物は規模も大きく、生活様式の変化によって利用形態が大きく変わり、所有者・管理団体等への負担が増加しています。

こうした状況を踏まえ、地域の文化財の保護・普及に取り組む団体や専門機関と連携した指導・助言、民間企業による支援制度の活用等により、有形・無形文化財の保存を推進することとしま

す。また、必要に応じて東広島市文化財保護審議会に意見を諮りながら、文化財登録原簿への提案を行います。

埋蔵文化財については、開発に当たっての調査・保護に加え、記録保存以外の遺跡の保全についても取り組む必要があるとともに、発掘調査によって出土した遺物は年々増加しつつあり、その保存施設の整備が求められます。そのため、今後、(仮称)新文化財センターにおける埋蔵文化財に係る収蔵機能の充実を図り、保存体制の整備を図ります。

(3) 活用に関する体制整備の方針

文化財の活用には様々な手段がありますが、その存在をより多くの人々に知ってもらうことが、第一歩となります。そのため、多様なチャンネルでの発信に取り組む必要があり、民間・所有者・観光団体・教育機関・専門機関・行政による連携を図ります。

また、可能な範囲での公開や活用を図りながら市内外の人々が文化財に触れ、親しむ機会を創出することで、文化財保護の担い手の裾野を広げることも必要なため、こうした所有者・地域による取組みを支援・推進する、多様な主体の連携を進めます。

2. 文化財の保存・活用の推進体制と計画の進捗管理

(1) 文化財の保存・活用の推進体制

文化財の保存・活用を推進していくにあたっては、庁内外の関係部局、関係機関・団体、関係者との意識と情報の共有が不可欠であり、様々な分野の施策を連携して実施する必要があります。

そのため、庁内の連携を図るとともに、庁外では、地域で文化財の保存・活用・普及に取り組む民間団体を認定する文化財保存活用支援団体制度の活用により、文化財の保存・活用の機運の向上と、それら機関・団体との連携を図ります。

そのほか、全国史跡整備市町村協議会や広島県歴史民俗資料館等連絡協議会、広島県市町公文書等保存活用連絡協議会等の職員相互の交流の機会を活用し、定期的な他自治体との意見交換や連携の可能性を探ります。

この推進体制を表 6-1 と図 6-1 のとおり整理します。

■表 6-1 東広島市の文化財の保存・活用に関する推進体制

行政		
【所管課】		
東広島市教育委員会生涯学習部文化課		
・文化財の保存・活用に関すること ・東広島市文化財保存活用地域計画に関すること ・埋蔵文化財（遺跡）の保護、分布・試掘調査、発掘調査に関すること ・出土文化財（遺物）の公開活用に関すること ・東広島市史の編さんに関すること ・文化芸術の振興に関すること ・東広島市立美術館に関すること		
【庁内関係課】 ※業務は文化財に関するものを抜粋		
総務部総務課		
・行政文書の保存、管理に関すること		
産業部ブランド推進課		
・観光振興に関すること ・東広島市観光総合戦略に関すること		
都市部都市計画課		
・景観に関すること ・都市計画マスタープラン、緑の基本計画に関すること		
消防局消防総務課、予防課、東広島消防署・各分署		
・消火活動、火災予防、防火指導に関すること ・消防団の訓練及び防災活動に関すること		
教育委員会学校教育部指導課		
・学校教育の指導に関すること ・副読本に関すること		
教育委員会生涯学習部生涯学習課		
・生涯学習、出前講座、ボランティアに関すること ・図書館に関すること ・生涯学習センター及び地域センター等の主催講座に関すること ・生涯学習推進計画、学びのキャンパス推進事業における行動計画に関すること		
【附属機関等】		
東広島市文化財保護審議会		
・教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存・活用に関する重要事項について調査・審議を行う。		
東広島市伝統的建造物群保存地区保存審議会		
・市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査・審議し、及びこれらの事項について市長及び教育委員会に建議する。		
東広島市史編さん委員会		
・東広島市史の編さんに係る基本計画及び実施計画の策定並びに東広島市史の編さんに関する重要な事項の審議を行う。		
【庁外関係機関等】		
文化庁	広島県教育委員会文化財課	
広島県立埋蔵文化財センター	県内各関係市町の文化財担当部局	広島県立文書館

広島県立歴史博物館	広島県立歴史民俗資料館	広島市安佐動物公園
全国遺跡環境整備会議	全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会	
全国史跡整備市町村協議会	広島県市町公文書等保存活用連絡協議会	
広島県歴史民俗資料館等連絡協議会		

市民・地域

市民 生徒・児童 各住民自治協議会 各自治会

文化財の所有者

文化財を所有する個人 神社 寺院 保存会・自治会等の団体

団体（歴史文化に関する自主的な取組みを行う団体）

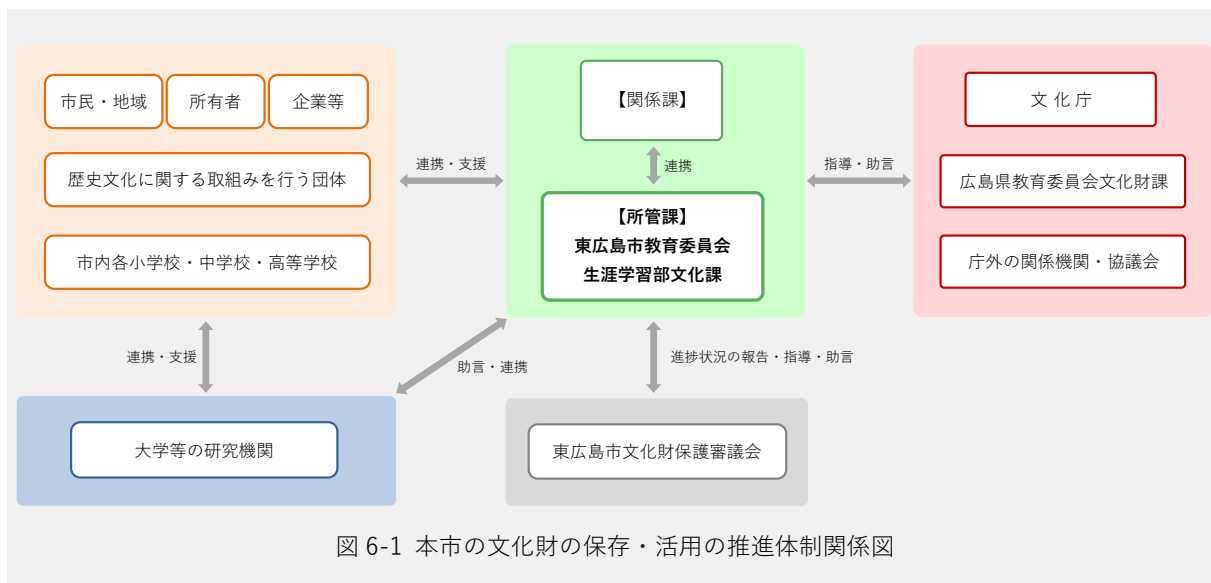
安芸津町郷土史研究会 安芸津町ボランティアガイドの会 黒瀬郷土史研究会
河内町郷土史研究会 豊栄町郷土史研究会 東広島オオサンショウウオの会
東広島市自然研究会 東広島市文化連盟 東広島伝統芸術推進実行委員会
東広島ボランティアガイドの会 東広島歴史楽会 福富町郷土史研究会
その他歴史文化に関する市民の自主的な団体

企業等

安芸津町観光協会 安芸津町商工会 （一社）ディスカバー東広島
NPO 法人オオサンショウウオと暮らすまちづくり会 NPO 法人白市町家保存会 黒瀬商工会
（公財）東広島市教育文化振興事業団 （公財）広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室
（公財）広島県建築士会東広島支部 （公財）広島市みどり生きものの協会
（公社）東広島市観光協会 東広島商工会議所 広島県央商工会 福富町観光協会
その他市内各民間企業・NPO 団体

教育・研究

市内各小学校・中学校・高等学校 エリザベト音楽大学 近畿大学 広島国際大学 広島大学
広島大学オオサンショウウオ保全対策プロジェクト研究センター 広島大学総合博物館
県立広島大学 広島市立大学 仙石庭園庭石ミュージアム その他関係教育・研究機関



(2) 計画の進行管理

第5章で設定した措置（取組み）の^{そち}実施計画・実施状況は東広島市文化財保護審議会に報告し、PDCAサイクルによる進行管理を行うとともに、今後更なる進行管理の体制の整備を図ります。

また、計画期間を令和7（2025）年度から令和9（2027）年度、令和10（2028）年度から令和12（2030）年度、令和13（2031）年度から令和16（2034）年度の3つの期間に分け、各期間で必要に応じて計画内容の見直しを行います。

計画期間終了前の令和16年度には、これらの評価を基礎資料として計画期間全体の評価を行い、その結果を次期計画へ反映させます。

